【教育委員会定例会】会議録

会　議　名	令和７年第８回教育委員会定例会		
事　務　局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和７年８月６日（水）		
開 催 時 間	午後３時００分　～　午後４時１５分		
開 催 場 所	教育委員会室		
委員の出席	中村　明慶　教育長	倉橋　さとみ　委員	久保田　善彦　委員
	土肥　和久　委員	大井　欣一　委員	
出席説明員	田巻　正義　教育指導部長	秋元　康裕　教育政策課長	加藤　鉄也　学校ＩＣＴ推進課長
	蜂谷　勝己　学力定着推進課長	大平　達也　教育指導課長	毛利　正成　不登校施策推進担当課長
	谷内　新哉　支援管理課長	芳賀　優美子　教育相談課長	絵野沢　秀雄　学校運営部長
	物江　耕一朗　学校支援課長	小木曽　弘規　学校施設管理課長	武内　新之介　学校適正配置担当課長
	松本　令子　学務課長	西島　誠　青少年課長	楠山　慶之　子ども家庭部長
	中島　宣幸　子ども政策課長	齊藤　ひろみ　保育・入園課長	樋口　清二　私立保育園課長
	小田川　佳剛　幼稚園・地域保育課長	久保田　夏恵　学童保育課長	小森　涼子　こども家庭相談課長
	大山　日出夫　生涯学習振興公社事務局長	薄井　正徳　生涯学習振興公社学習事業部長	江連　嘉人　地域文化課長
	大久保　慎也　中央図書館長		
書　　記	日森　達也　教育政策担当係長	川村　淳一　教育政策担当係長	高木　孝輔　教育政策担当主任
欠　席　者	０名		
傍　聴　者	１名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資　　料	別紙のとおり		
そ　の　他			

令和７年８月６日

第８回足立区教育委員会

午後３時００分開会

○教育長　ただいまから、本年第８回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

―――――――◇―――――――

初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に倉橋委員、久保田委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第１を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第１、第６１号議案「足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の送付について」以上。

○教育長　第６１号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　それでは資料の１７ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」につきまして、令和８年度から開始する予定であり、そのための基準を定める条例になっております。

内容につきましては国が示した基準に準じており、項番２のとおり、人権配慮や外部評価の実施、非常時の対策、安全計画などを設定しております。

項番２（４）をご覧ください。「こども誰でも通園制度」の特徴として、「一般型」「余裕活用型」という二つの型がございます。「一般型」につきましては保育利用定員とは別に定員を設定して制度利用者を受入れます。「余裕活用型」は、利用児童が定員に達しない場合に定員範囲内で受入れます。例えば定員１０人のところ５人しか児童がいない場合、空いている５人分の枠に制度利用者を受入れます。それぞれの設備基準や職員配置は記載のとおりです。

項番３、実施予定園です。条例制定後に実施園を募集いたしますが、事前調査では区立保育園、私立保育園合わせて２４園が実施意向を示しております。このほか幼稚園や地域型保育施設もこの制度に参加する意向を示しておりますので、制度開始時点では概ね１００園前後が実施園になると考えております。

私からは以上でございます。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６１号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

倉橋委員。

○倉橋委員　「一般型」の園は良いのですが、「余裕活用型」の園は、定員が埋まっていった場合、受入可能な児童が減ってしまうと思うのですが、そういった状況への対応策を何か考えていますか。

○教育長　保育・入園課長。

○保育・入園課長　そのような状況は私どもも想定しておりますが、対応としては実施園を増やしていくしかないと考えております。

○倉橋委員　分かりました。ありがとうございます。

○教育長　ほか、いかがでしょうか。

久保田委員。

○久保田委員　まだ設計途中の部分もあるかと思いますが、月１０時間以内であれば、同じ子どもが複数の園を利用しても構わないということでよろしいでしょうか。

○教育長　保育・入園課長。

○保育・入園課長　そういった利用も考慮しながら制度設計をしているところでございます。

○久保田委員　複数の園を利用する場合、それぞれの園で保育記録を取ると思います。園の間の記録の連絡・調整がうまく行かないと保育の継続性を保てなくなり、結果として保育の質が下がってしまうと少し心配になりました。

○保育・入園課長　貴重なご意見、ありがとうござい

ます。頂きましたご意見を踏まえながら今後の制度設計を考えていきます。

○教育長　ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第６１号議案「足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第２、第６２号議案及び日程第１４「教育長報告」のうち、報告事項（１３）については関連する案件ですので、一括で説明させていただきます。

次に日程第２を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第２、第６２号議案「足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長　第６２号議案及び報告事項（１３）について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　それでは資料１９ページになります。来年度、学童保育室条例の一部を改正し、校内学童を２か所設置するものでございます。資料２０ページから２２ページには新旧対照表を添付しております。

これに関連し、資料１２８、１２９ページには報告事項として今後の予定等を記載しております。条例可決後にプロポーザルを実施し、令和８年１月の契約、令和８年４月の開設を目指すというものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６２号議案及び報告事項（１３）について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより第６２号議案「足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第３を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第３、第６３号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長　第６３号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　資料２４ページをお開きください。件名にある規則につきまして、令和７年９月から第２子無償化が始まりますので、それに伴いまして同規則の第６条、特別区民税課税額の算出についての規定を削除するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６３号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより第６３号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第４、第６４号議案及び日程第５、第６５号議案は関連する議案ですので、一括で説明をさせていただきます。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第４、第６４号議案「足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第５、第６５号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長　第６４号議案及び第６５号議案について、江連地域文化課長から説明をお願いいたします。

地域文化課長。

○地域文化課長　第６４号議案、第６５号議案は改正内容が同じでございまして、私が生涯学習支援課長を兼務しておりますので、私から一括して説明させていただきます。

資料３０ページをご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。改正理由といたしまして、これまで施設利用の審査の際には書面にて利用目的等を確認していましたが、騒音や苦情が発生した事例がいくつかございましたので、申請時に利用内容のヒアリングや情報収集を実施できるよう規定を追加するものでございます。この規定追加によって適切な審査を行いたいと考えております。

施行年月日は、令和７年９月１日の予定です。

今後の方針としまして、本議案が可決された後は、関係する要綱等の改正手続を進めてまいります。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６４号議案及び第６５号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

○教育長　倉橋委員。

○倉橋委員　今までヒアリングができなかったということに驚きを感じましたが、今後、ヒアリングや情報収集を行った際に、騒音が出ることが分かった場合、そもそも利用ができなくなるのか、それとも他の利用者に当日は騒音が出る旨を周知するのか、これはどちらになるのでしょうか。

○教育長　地域文化課長。

○地域文化課長　これまでも利用目的は申請時に確認しておりましたが、例えば楽器の使用の有無といった項目は確認事項に入っておりませんでしたので、今回追加させていただきました。太鼓等、そもそも使えないものに関しては当然使用禁止ですが、それ以外の、例えば話し声や歌声等に関しては、周囲への配慮や何かしらの対策を取っていただき、工夫の上で利用していただきたいと考えております。

○教育長　ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

それでは第６４号議案「足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に第６５号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第６を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第６、第６６号議案「第２期足立区教育振興ビジョンの策定について」以上。

○教育長　第６６号議案について、田巻教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　資料４４ページをお開きください。「第２期足立区教育振興ビジョンの策定について」ご説明いたします。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

項番１の概要ですが、まず「計画策定の趣旨」として国の第４期教育振興基本計画を踏まえた児童・生徒主体の教育への転換や、ウェルビーイングの向上という視点から、今後８年間に取り組むべき施策・事業を明示しております。「計画の対象」は、幼児期から義務教育期までの教育を主とし、「計画の期間」は、令和７年度から１４年度までとしております。「計画の位置づけ」は、教育に関する計画の最上位に位置づけており、「計画の体系」は、資料４５ページ上段に記載したとおりです。

「改訂のポイント」は７点です。素案策定の段階でご報告したものから変更はございません。

資料４６ページで子どもの意見の聴き取りの状況と「長期指標」として９つの指標を記載しております。

策定後にパブリックコメントを実施したところ、特に意見はございませんでしたが、その間、教育委員や区議会議員の皆さまからご意見を頂きましたので、それを踏まえ若干内容を修正しております。

資料４８ページ、「今後の予定」でございますが、本議案可決後、文教委員会へ報告し、冊子にしたものを関係者及び関係機関へ配付いたします。それとともに、データを区のホームページに掲載し周知を図ってまいります。また、今後はビジョンの中で設定した指標の達成状況を「教育委員会事務の点検・評価」により評価・分析してまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６６号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

久保田委員。

○久保田委員　作成、お疲れ様でした。とても良いものができたと思っております。２点、質問させてください。

１点目は周知方法です。ホームページ掲載以外にも、各教育機関へ周知する予定はありますか。

２点目は評価方法です。第２期足立区教育振興ビジョンの策定にあたり「子どもの意見の聴き取り」を取り入れたことは、これまでなかったすばらしい取組だと思いますが、その評価においては、各指標を確認するだけでしょうか。せっかくですから「子どもの意見の聴き取り」を評価に取り入れてはどうでしょうか。

○教育政策課長　まず１点目、各教育機関への周知ですが、各学校には作成した冊子を配布いたします。２点目、評価にあたり「子どもの意見の聴き取り」を取り入れるかどうかについては、いただいたご意見を踏まえ改めて検討させていただきます。

○久保田委員　周知方法について、冊子を学校へ渡しただけでは充分な周知にならないと思われます。先生方はお忙しいでしょうし、この冊子を皆が読み込む訳でもないと思います。担当課がそれぞれの事業をしながら、うまく周知できるような方策があると良いのですが。

○教育政策課長　ご意見ありがとうございます。各担当課が事業を実施する際、併せてビジョンの内容を説明することにより周知を図ってまいります。

○教育長　ほかは、いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、これより第６６号議案「第２期足立区教育振興ビジョンの策定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第７を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第７、第６７号議案「令和８年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について」以上。

○教育長　第６７号議案について、田巻教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　資料の５２ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。小学校使用教科用図書については、来年度が令和５年度に採択した教科書を使用する３年目にあたります。

つきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条及び足立区立小学校使用教科用図書採択要綱第１５条の規定に基づき、現在使用している教科用図書を令和８年度も引き続き使用するものとして採択いただきたく、ご審議をお願いいたします。

また、中学校使用教科用図書についても、来年度が令和６年度に採択した教科書を使用する２年目にあたりますので、現在使用している教科用図書を令和８年度も引き続き使用するものとして採択いただきたく、ご審議をお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６７号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

ないようですので、これより第６７号議案「令和８年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第８を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第８、第６８号議案「令和８年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」以上。

○教育長　第６８号議案について、田巻教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　資料５６ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

項番３「図書選定の状況」でございますが、足立区小学校使用教科用図書採択要綱及び足立区中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、附則９条の図書委員会を設置し、各特別支援学級設置校が在籍する児童・生徒の発達状況に合わせて選定した図書を審査いたしました。その結果として提出いたします「令和８年度足立区小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧」につきましてご採択いただきたく、ご審議をお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６８号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

ないようですので、これより第６８号議案「令和８年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次の日程第９、第６９号議案及び日程第１０、第７０号議案は、足立区教育委員会会議規則第１４条第１項のただし書による人事に関する事件その他の事件でありますので、非公開の会議としたいと思います。

お諮りいたします。第６９号議案及び第７０号議

案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって本議案につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴人の方は、大変申し訳ございませんが、議場より退席をお願いいたします。

----------（非公開議案審議中）----------

それでは非公開の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方にお戻りいただくようお伝えください。

次に日程第１１を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第１１、第７１号議案「足立区登録文化財の諮問について」以上。

○教育長　第７１号議案について、江連地域文化課長から説明をお願いいたします。

地域文化課長。

○地域文化課長　資料６９ページをお開きください。「足立区登録文化財の諮問について」でございます。「提案の理由」は、足立区文化財保護条例第２５条に基づき、区登録文化財の登録について文化財保護審議会に諮問する必要があるためです。

登録予定の作品につきましては資料６８ページに記載のとおり、美術品、絵画が５点、史蹟、有形民俗文化財、彫刻等が４点、計９点となります。全て明治時代から大正時代に作成された文化財となります。

「今後の予定」としましては、本案が可決されましたら、令和７年９月、令和７年１２月、令和８年３月の文化財保護審議会へお諮りさせていただき、答申を得られた際には登録案件として改めて議案を上程させていただきたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第７１号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第７１号議案「足立区登録文化財の諮問について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第１２を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第１２、第７２号議案「『足立区文化財保存・活用アクションプラン』の諮問について」以上。

○教育長　第７２号議案について、江連地域文化課長から説明をお願いいたします。

地域文化課長。

○地域文化課長　件名、所管部課名は記載のとおりでございます。「提案の理由」は、足立区文化財保護条例第２５条に基づき、足立区文化財保存・活用アクションプランについて文化財保護審議会に諮問する必要があるためです。

「目的」、「位置づけ」につきましては記載のとおりです。区内に存在する文化財はその保存や活用方法が非常に重要になりますので、これらの方針につきまして、区のアクションプランを策定するものでございます。

位置づけとしましては、足立区文化芸術推進計画の下位計画という位置づけでございます。現在、審議会の下部組織に部会を設けまして、ご意見を頂いております。

アクションプランの主な構成としましては、「保存」「活用」「郷土愛」という３本を柱として考えております。

「保存」につきましては、文化財の登録だけでなく、所有者に対する補助金の説明や災害時の対応等も含めたものを考えております。

「活用」につきましては、文化財を知っていただ

くための周知・啓発、及び区民参加型による双方向の仕組み、並びに大学と連携した調査研究・発表を考えております。

「郷土愛」につきましては、上記の活用を踏まえ、郷土愛をしっかりと育んでいきたいと考えております。

今後の予定としましては、９月から３月までの３回の審議会の中で諮問、答申を頂き、その後に改めて定例会へ報告案件として提出させていただきたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第７２号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

ないようですので、これより第７２号議案「『足立区文化財保存・活用アクションプラン』の諮問について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第１３を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第１３、第７３号議案「『平野小学校校庭改修その他工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長　第７３号議案について、田巻教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　資料の７３ページをお開きください。平野小学校の工事請負契約に関する教育委員会の意見についての議案であります。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

「契約の相手方」は、項番１に記載のとおり。契約金額につきましては、２億３，６００万円余となっております。入札参加事業者は５者おりましたが、見積り金額が予定価格を超過したため、このうち４者が辞退いたしました。

「工事内容」については項番１０に記載のとおり、校庭改修、マンホールトイレ等の設置ということでございます。説明は以上です。こちらの議案について、教育委員会としては異議ないものとしたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第７３号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第７３号議案「『平野小学校校庭改修その他工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

教育委員会事務局外の幹部職員で、以降の審議に関係しない方については、当議案の審議をもって退席とさせていただきます。お疲れさまでした。

次に、日程第１４「教育長報告」を議題といたします。今回は各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は全ての報告が終了しましたら一括で頂くよう、お願いいたします。

それでは（１）について、秋元教育政策課長お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長　私からは「旅館業の営業許可に関する教育委員会の意見に係る足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の規定に基づく処理の報告について」をご報告させていただきます。こちらは、足立保健所長が旅館業の営業許可を行うにあたり、当該施設から約９１メートルの位置に大谷田小学校が

ございましたので、教育委員会の意見を求められたものでございます。

この件につき、学校長の意見も参考にした結果、今回は「意見がないものとする」ということで回答いたしました。

資料８１ページ以降、施設の詳細がございますので、後ほどご覧いただければと思います。私からは以上です。

○教育長　次に（２）について蜂谷学力定着推進課長お願いします。

学力定着推進課長。

○学力定着推進課長　資料８７ページをお開きください。私からは「令和７年度『足立区学力定着に関する総合調査』の調査結果（学力部分）について」をご報告いたします。

項番１にて小学校・中学校別の「結果概要」を表にて記載しております。表の上段が通過率、下段が正答率を示しており、通過率は前年度との対比、正答率は全国値との対比を表示しております。

（１）「小学校」の通過率は国語、算数ともに８５％を超えており、全ての学年、教科別で前年度を上回った結果になっております。また、正答率も全ての学年、全ての教科におきまして全国値を上回っており、大変良好な結果が出ております。

（２）「中学校」の通過率はやや前年度を下回っているものの、正答率では、国語は全国値を上回り、数学、英語は全国値並となっております。

資料８８ページ「今後の取組」でございますが、今回の調査結果に基づく分析を行い、分析結果を踏まえた改善プラン等を作成いたします。その上で授業改善や学校経営に課題がある学校には、こちらから重点的な助言・指導を行っていく予定でございます。

項番３「学習定着度調査結果」の表は、小学校、中学校別に通過率の経年変化を記載しております。小学校は国語、算数ともに前年度を上回りましたが、中学校は英語のみ前年度を上回りました。資料８９ページの表は小学校の学年別通過率及び正答率を、資料９０ページの表は中学校の学年別通過率及び正答率を記載しております。

資料９１ページは「実施概要」を示しておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。私からは以上でございます。

○教育長　次に（３）について、小木曽学校施設管理課長お願いします。

学校施設管理課長。

○学校施設管理課長　資料９２ページをお開きください。私からは「千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について」をご報告いたします。件名、所管部課名は記載のとおりです。

「業務内容」としましては、千寿常東小学校施設更新に伴う基本構想、基本計画、基本設計になります。「特定した相手方」は、項番３に記載のとおりです。申込事業者は１事業者で、提案価格は２億２，７７０万円となります。「評価したポイント」は地域への配慮が強く感じられた点です。

資料９３ページに選定委員会の開催状況と委員構成を記載しております。今後は事業者と契約締結の手続を進めていく予定です。

資料９４ページには提案書特定の結果詳細を記載しておりますので後ほどお目通しいただければと思います。私からは以上になります。

○教育長　次に（４）について、武内学校適正配置担当課長お願いします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長　資料９５ページをお開きください。私からは「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて（案）～次世代へつなぐ適正規模・適正配置のガイドライン～」のパブリックコメント実施結果について」をご報告いたします。

項番２「意見の募集期間」は６月２日から７月１日までの１か月間です。項番３「意見提出者数」について、１４９名から計３２３件のご意見を頂きました。項番４「意見の内訳」ですが、「統合の反対について」の意見が一番多く１０２件、全体の３２％

でした。次いで「小規模校・少人数学級について」「通学距離について」「避難所について」という意見が割合として多かったです。

資料９６ページ、項番６「今後の方針」ですが、今回頂いたご意見を必要に応じガイドラインへ反映させ、令和７年１０月の本決定・成案化を目指します。また、ガイドライン完成後はエリアごとに個別の実施計画を策定し、地域関係者の皆様に丁寧に説明しながら事業を進めていきたいと考えております。私からは以上です。

○教育長　次に（５）について、西島青少年課長お願いします。

青少年課長。

○青少年課長　私からは「令和８年度あだち放課後子ども教室の民間事業者への委託に関する進捗状況について」をご報告いたします。

項番３をご覧ください。「対象校との協議状況」についてです。令和８年度からの民間委託化を検討している５校のスタッフ、実行委員会と協議したところ、このうち千寿第八小学校、大谷田小学校、東栗原小学校の３校について民間委託化の了承を得ましたので、学童保育室との一体的な運用を進めてまいります。

資料９８ページ記載の、島根小学校、中島根小学校につきましては、開始年度を遅らせることも検討しながら、引き続き実行委員会やスタッフの方々と協議をしてまいります。

実行委員会方式と民間委託方式の費用の比較については項番４に、スケジュールは項番５に記載のとおりです。

項番６、令和９年度、令和１０年度の民間委託化検討の対象校です。令和９年度は千寿小学校、綾瀬小学校、江北小学校、令和１０年度は新田小学校、亀田小学校、鹿浜未来小学校を対象校としております。

令和８年度対象校のうち、民間委託化に至らなかった学校についても、引き続き協議してまいります。以上でございます。

○教育長　次に（６）から（１２）までについて、中島子ども政策課長お願いします。

子ども政策課長。

○子ども政策課長　資料１００ページをご覧ください。私からはまず「三幸学園が運営する区内学校の幼稚園教諭の免許取得試験に関する内容について」をご報告いたします。三幸学園が運営する神奈川県の小田原短大のマスコミ報道を受け、同法人が運営する区内学校での状況等についてのご報告になります。件名、所管部課名は記載のとおりです。

項番１（１）マスコミ報道の概要ですが、幼稚園教諭の免許取得に必要となる試験の一部において、模範解答が示された「学習の手引き」の持ち込みが認められ、模範解答と同一の内容が出題されていたというものになります。

項番１（２）「事実確認」をご覧ください。科目修得試験は「学習の手引き」の持ち込みを可としており、問題全体の１６％は、模範解答が記載されている「学習の手引き」から出題されていたところが今回のポイントとなっております。

項番１（３）「文科省からの指導に基づく改善」です。①「学習の手引き」と同じ文言の出題をしないこと、②模範解答が記載されている「学習の手引き」の持込みを禁止すること、上記２点について課題解決策を提示し、改善を講じることを小田原短大と文部科学省との間で確認しました。

項番２（１）、三幸学園が足立区内で運営している学校のうち東京未来大学福祉保育専門学校は、小田原短大と連携を取っており、既に項番１（３）の改善を行っております。続きまして資料１０１ページになります。東京未来大学は小田原短大とは別々の教育課程であり、同様の出題はされていないということです。

項番３、今後の方針ですが、改善内容が確認できているということから、今後も引き続き同学園と連携を図っていくというものでございます。

続きまして、資料１０２ページになります。「就学前施設における災害等の備蓄の基本方針につい

て」をご報告いたします。足立区では区民の皆さんに３日以上の災害備蓄を備えてくださいとお知らせしているところですが、就学前施設は、そういった災害備蓄に関する基本方針がなかったので、今回作成いたしました。

項番１（１）は備蓄物品の対応日数になります。区立園はすべての施設が３日分以上の備蓄を保管している一方、施設種別によっては３日分以上の備蓄を保管している施設が全体の３割程度しかございません。

（２）３日分の備蓄ができない主な理由ですが、補助金がない点、保管場所が不足している点が挙げられます。

資料１０３ページ、項番２「就学前施設における災害等の備蓄の基本方針」をご覧ください。備蓄物品の中でも、まず水、食料、トイレに関する備蓄が必要になるのですが、これらを３日間分買おうとすると、一人あたり約３，０００円かかります。

（２）「備蓄場所」について、施設種別によっては３日分の備蓄物品を施設内で保存するのは難しいことが分かっておりますので、最低限１日分の備蓄物品を施設中に保管していただき、２日目、３日目以降の備蓄物品は連携園や倉庫で保管していただいても構わないという話をしたいと思っています。

項番３、「各就学前施設への補助拡大」について、現在、一人あたり年間５００円の補助を出しております。先ほど申し上げましたように、最低限の備蓄物品を３日間分買おうとすると、一人あたり約３，０００円かかることから、今後は一人あたり年間１，０００円を補助したいと考えております。ただし、事業者へ早急に対応を促したいという理由から、令和７年度だけは、一人あたり年間２，０００円の補助を予定しております。

資料１０４ページは「就学前施設における災害等の備蓄の基本方針」ですので、後ほどご覧ください。次に資料１０５ページ、「３日分の保管場所が確保できないと回答した施設における対応」です。標記の回答をした施設と個別に確保策の協議を行った結果、ほとんどの施設では「３日分の保管場所につき確保可」と回答を変更していただきましたが、一部の小規模保育施設については「２日分のみ保管場所の確保可」という回答に留まりました。こちらの小規模保育施設につきましても、３日間の保管場所を確保できるよう引き続き施設と調整してまいります。

続きまして、資料１０６ページになります。「令和６年度あだちっ子歯科健診の実施結果について」をご報告いたします。こちらは４歳から６歳までの子どもを対象に歯科検診を実施し、むし歯予防及び早期の治療に繋げる取組となります。詳細については別添資料３をご覧ください。

項番１「施設参加率と健診受診率」について、未通園児の受診率がまだ低いこともあり、受診率は１００％に届かない状況です。

項番２「健診結果及び分析」です。こちらの事業は「足立区糖尿病対策アクションプラン」に基づいたもので、平成２７年から実施しております。資料１０７に記載のとおり、平成２７年から令和６年にかけて乳歯にむし歯がある子どもの割合は右肩下がりに減っております。（２）「１０年間の成果と課題」ということで、６歳児の例を挙げておりますが、同様に逓減傾向であることが見受けられます。

資料１０８ページの「イ」をご覧ください。これは平成２７年、令和３年、令和４年に施設で受診した子どものむし歯増加率を表にしたものになります。例えば平成２７年当時、年少児の罹患率は全体の１６．５％でしたが、平成２９年にその子たちが年長児になると罹患率は全体の３２．１％に増加しているといったグラフになります。年齢が上がるほど罹患率は高くなりますが、平成２７年と比べると令和４年の増加率は低下しております。ただし、令和６年の区内小学１年生むし歯罹患率が全体の２３．３％であるのに対し、特別区平均は全体の１８．１％でしたので、まだ特別区の平均値に追いついていない状況です。今後は、「むし歯の増加を防ぐ」「新たな虫歯をつくらない」「むし歯は治療する」という点をポイントに取組を継続してまいります。

資料１０９ページをご覧ください。むし歯がある小学１年生の割合と特別区順位を記載しております。令和４年は残念ながら最下位でしたが、令和６年度は少し順位を上げて２１位となっております。

項番３「今後の取組」です。特に項番３（１）「ウ」の「園歯科医モデル事業の拡充」について、令和５年からこの事業を開始し、令和５年は３園、令和６年は５園、令和７年は７園と、対象園を増加しているところです。この取組により歯科医にむし歯の相談をしやすくなったため、対象園の増加に伴いむし歯の罹患率の低下にも繋がっていくのではないかと思っております。

続きまして資料１１１ページをご覧ください。「『第２期足立区子ども・子育て支援計画』の令和６年度の実績について」をご報告いたします。詳細は後ほど別添資料４をご覧ください。

評価は３段階で行っております。今回ご報告いたしますのは３次評価であり、足立区地域保健福祉推進協議会が評価者となっております。

評価点については表に記載のとおりです。例えば施策１－１であれば令和５年度は３点、令和６年度は４点になります。施策群は２つございまして、資料１１２ページ以降、１１４ページまで記載しております。

続きまして資料１１５ページをご覧ください。「令和７年１０月から新たに実施する子育て支援事業について」をご報告いたします。今年１０月から新たに子育て支援事業を２つ実施したいと考えています。

１つ目は「子育て家庭訪問事業」です。全家庭訪問事業と呼ぶこともありますが、例えば出産後の悩みなどの相談に乗ることで孤立を防止したり、絵本等の配付により親子の愛着形成を支援したりといったことを目的とした事業になります。対象は、生後５か月から１歳４か月までの間の乳幼児を育てている全世帯で、１世帯あたり最大１０回程度伺う予定です。訪問体制は、直営と外部委託による混合方式であり、先日、外部委託事業者のプロポーザルが終了しておりますので、後ほどご報告させていただきます。

２つ目は「子育て支援アプリ」です。資料１１６ページの項番２をご覧ください。現在、「あんしん子育てナビ」というアプリがあり、これを使うことで保護者は予防接種のスケジュールや健診・成長の記録を見ることができますが、これらの機能に加え保護者へ子育てサービスやイベントなどのお知らせが届くものにリニューアルしたいと考えております。多くの方に利用していただけるよう、これから周知してまいります。

資料１１７ページにつきましては、「子育て家庭訪問事業」で配布する本の一覧になります。「あだちはじめてえほん」という事業がありますが、それと本が重複しないように中央図書館等と連携して選定をしております。資料１１８ページはアプリの画面イメージになります。

続きまして資料１１９ページ「子育て家庭訪問事業委託のプロポーザルによる事業者の特定結果について」をご報告いたします。業務目的や訪問対象世帯は先ほど申し上げたとおりです。「特定した相手方」は、項番４（１）の株式会社パソナライフケアです。こちらは（３）に記載のとおり、大田区で「初めての子育てみまもり訪問」という事業の受託実績がある事業者になります。申込事業者は３社あり、その中の１社を特定しました。「提案価格」「業務期間」は記載のとおりです。資料１２０ページ、評価したポイントとしましては、対象世帯への傾聴による寄り添いを重視している点です。

資料１２１ページは「今後のスケジュール」を記載しています。資料１２２、１２３ページはプロポーザルの結果に関する資料になります。資料１２３ページをご覧ください。選定の際、上位２社はかなりの接戦だったことになります。

最後に資料１２４ページをご覧ください。「令和６年度の幼保小連携活動事業について」をご報告いたします。まず項番１について、昨年度の実績報告が完成したためそれを配付いたします。

続いて項番２、連携活動や子どもたちへの指導、

支援に活かすため、小学１年生に関するアンケートを実施いたしました。資料１２５ページをご覧ください。アンケートの質問項目は、「あいさつや返事ができる」や「姿勢良く座ることができる」といった、基本的な生活習慣が身についているかどうかの確認をするものになります。前年度と比較すると全体的に数値が低下していますが、担任教諭の見取りにより実施しているため、数値の正確性は課題としています。

今後の方針ですが、例えば質問項目④「食器を持ったり、手を添えたりしながら食べる」は数値が低いので、こちらの項目が９０％以上になるよう、家庭内へ情報発信を行っていきたいと考えております。

資料１２７ページは、項目別の経年表がついておりますので、後ほどご覧ください。

私からは以上です。

○教育長　ただいま各所管から報告事項がありました。これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

土肥委員。

○土肥委員　「令和７年度『足立区学力定着に関する総合調査』の調査結果（学力部分）について」です。資料８７ページによれば、小学校の全体通過率は上がっており、中学校の全体通過率は少し下がっているのですが、通過率というのは設定した目標値以上の正答があった児童・生徒の割合ですので、目標値を下げれば当然通過率は上がります。それを踏まえ全体通過率が上がった小学校の正答率を見てみると、前年度と比べてさほど上がっている訳ではない。だから通過率が上がったからといって浮かれることなく、この取組を引き続き頑張っていただきたいなと思います。

○教育長　学力定着推進課長。

○学力定着推進課長　ご指摘ありがとうございます。今回の学力定着度調査は非常に良い結果でしたが、分析したところ、いろいろな課題も見えてきました。苦手とする教科、単元、領域も分かっていますので、そういったところも含めて改善を進めてまいります。

○教育長　よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

倉橋委員。

○倉橋委員　「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて（案）～次世代へつなぐ適正規模・適正配置のガイドライン～」のパブリックコメント実施結果について」です。私も高野小学校と江北小学校との統合の際に関わったのですが、資料９５ページを読むと、統合の反対についてとても多くの意見を頂いています。学校の適正規模・適正配置は重要な問題ですが、地域の関係者の方が納得していただけるように丁寧な説明をしていただけたらありがたいです。以上です。

○教育長　学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長　ご指摘ありがとうございます。現在、対象地域の町会長、学校関係者、開かれた学校づくり協議会の会長等に対し、できる限り丁寧にご説明に上がっておりますので、引き続きそのような対応を続けていきたいと思います。

○教育長　ほかは、いかがでしょうか。

久保田委員。

○久保田委員　「千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について」です。今回、申込事業者数が１社のみでしたが、その場合何点以上が合格といった決まり事はありますか。

○教育長　学校施設管理課長。

○学校施設管理課長　今回のプロポーザルは特に基準点を設けておらず、適正かどうかという観点から選定させていただきました。

○久保田委員　５００点満点中、３００点弱の得点でしたが、これが適正という判断はどのようにされましたか。

○学校施設管理課長　プレゼンテーション等を通じて地域の方への配慮が強く感じられたため、適正という判断をしました。

○久保田委員　得点以外の要因があったということで

しょうか。

○学校施設管理課長　得点だけではなく、総合的に判断いたしました。

○教育長　ほか、いかがですか。

　土肥委員。

○土肥委員　もう一点、「令和６年度の幼保小連携活動事業について」です。幼保小連携活動事業は、私が校長になって間もないころ始まり、それから長い期間が経ちました。このアンケートも質問項目等を時代に合わせて変更し、現在この形に落ち着いたようですが、担任教諭による見取りにより回答していますので、どうしても毎年の数値が大幅に変動してしまうのだと思います。ただし、「全国の傾向」と比べた際、項目によってはあまりにも数値が異なる印象を受けます。「全国の傾向」はベネッセが調査を行ったようですが、ベネッセはどのように調査をしたのか、もし分かれば教えてください。

○教育長　子ども政策課長。

○子ども政策課長　「全国の傾向」については、ベネッセを含めた他の事業者の調査結果から、この調査項目に近いデータを持ってきたというのが実情でございます。中には小学校１年生ではなく、４年生、５年生を対象としたデータもあったと記憶しております。

○土肥委員　例えば⑥「鉛筆を正しく持つことができる」と回答した割合は、「全国の傾向」が５割に対して足立区は７４．５％ですが、気になるのは、どのような状態を「鉛筆を正しく持てる」としているかです。その評価基準が明確になっていないと、数値だけが独り歩きしてしまい先生たちが誤解してしまいますので、ぜひ評価基準や目安を考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○教育長　子ども政策課長。

○子ども政策課長　ご指摘いただいたとおり、我々も明確な基準を示せていない状況が課題であると認識しております。今後、ブロック連携会議等で評価基準の共有ができるよう努めてまいります。

○教育長　子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　ともかく担任教諭の見取りによる調査は課題があると捉えていますので、来年度、何らかの形で見直したいと考えております。

○教育長　よろしいでしょうか。

○土肥委員　はい。

○教育長　ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。

　それでは、ないようでしたら報告事項を終了いたします。

　その他何か、ご質問ございますか。よろしいですか。

　それでは、ないようですので、以上をもちまして本年第８回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

　どうもお疲れさまでした。

午後　４時１５分閉会

令　和　７　年　第　８　回
足　立　区　教　育　委　員　会　定　例　会

日　　時　　令和７年８月６日　水曜日　午後３時００分開議
会　　場　　教育委員会室

１　議 事 日 程

			頁
日程第１	第６１号議案	足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の送付について……	３
日程第２	第６２号議案	足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例の送付について……	１８
日程第３	第６３号議案	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則……	２３
日程第４	第６４号議案	足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	２８
日程第５	第６５号議案	足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	３６
日程第６	第６６号議案	第２期足立区教育振興ビジョンの策定について……	４３
日程第７	第６７号議案	令和８年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について……	４９
日程第８	第６８号議案	令和８年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について	５３
日程第９	第６９号議案	足立区立学童保育室及び放課後子ども教室運営業務委託選定委員会の設置並びに委員の委嘱及び任命について……	別冊
日程第 10	第７０号議案	足立区立図書館協議会委員の委嘱及び解嘱について……	別冊
日程第 11	第７１号議案	足立区登録文化財の諮問について……	６７
日程第 12	第７２号議案	「足立区文化財保存・活用アクションプラン」の諮問について	７０
日程第 13	第７３号議案	「平野小学校校庭改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について……	７２
日程第 14		教育長報告	

２　報 告 事 項

（１）旅館業営業許可に関する教育委員会の意見に係る足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の規定に基づく処理の報告について
《秋元　教育政策課長》　７７

（２）令和７年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学力部分）について
《蜂谷　学力定着推進課長》　８７

（３）千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
《小木曽　学校施設管理課長》　９２

（４）「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて（案）～次世代へつなぐ適正規模・適正配置のガイドライン～」のパブリックコメント実施結果について
《武内　学校適正配置担当課長》 ９５
（５）令和８年度あだち放課後子ども教室の民間事業者への委託に関する進捗状況について
《西島　青少年課長》 ９７
（６）三幸学園が運営する区内学校の幼稚園教諭の免許取得試験に関する内容について
《中島　子ども政策課長》 １００
（７）就学前施設における災害等の備蓄の基本方針について
《中島　子ども政策課長》 １０２
（８）令和６年度あだちっ子歯科健診の実施結果について
《中島　子ども政策課長》 １０６
（９）「第２期足立区子ども・子育て支援事業計画」の令和６年度実績について
《中島　子ども政策課長》 １１１
（10）令和７年１０月から新たに実施する子育て支援事業について
《中島　子ども政策課長》 １１５
（11）子育て家庭訪問事業委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
《中島　子ども政策課長》 １１９
（12）令和６年度の幼保小連携活動について
《中島　子ども政策課長》 １２４
（13）小学校内学童保育室の整備について
《久保田　学童保育課長》 １２８

３　情 報 連 絡 事 項

（１）事業実施報告・実施予定　［青少年課］　１３０
（２）令和８年４月入所保育施設入園申請の受付について　［保育・入園課］　１３２
（３）あだちこどもフェスタの実施結果について　［幼稚園・地域保育課］　１３４
（４）令和８年４月入室学童保育室入室申請の受付について　［学童保育課］　１３５
（５）事業実施報告・実施予定　［生涯学習振興公社］　１３６

第６１号議案

足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和７年８月６日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第１９条）
第２章　乳児等通園支援事業
第１節　通則（第２０条）
第２節　一般型乳児等通園支援事業（第２１条―第２４条）
第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第２５条・第２６条）
第３章　雑則（第２７条）
第４章　事務の委任（第２８条）
付則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の１６第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　児童　法第４条第１項に規定する児童をいう。

（２）　乳児　法第４条第１項第１号に規定する乳児をいう。

（３）　幼児　法第４条第１項第２号に規定する幼児のうち、満３歳に満たない者をいう。

（４）　保護者　法第６条に規定する保護者をいう。

（５）　家庭的保育事業　法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業をいう。

（６）　小規模保育事業　法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業をいう。

（７）　居宅訪問型保育事業　法第６条の３第１１項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

（８）　事業所内保育事業　法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業をいう。

（９）　家庭的保育事業等　家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。

（最低基準の目的等）

第３条　この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

２　足立区は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準及び乳児等通園支援事業者）

第４条　乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3　足立区長（以下「区長」という。）は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第５条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5　乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者及び非常災害対策）

第６条　乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月１回、避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第７条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第８条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより１つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内

の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的条件）

第９条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第１０条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第１１条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第１２条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第１３条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第１４条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第１５条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所の施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第１６条　乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）　乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

（２）　その提供する乳児等通園支援の内容

（３）　職員の職種、員数及び職務の内容

（４）　乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

（５）　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

（６）　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

（７）　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに

利用に当たっての留意事項

（８）　緊急時等における対応方法

（９）　非常災害対策

（10）　虐待の防止のための措置に関する事項

（11）　その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第１７条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第１８条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第１９条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第２章　乳児等通園支援事業

第１節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第２０条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

２　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に

定めるものに該当しないものをいう。

3　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第２節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第２１条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（１）　乳児又は満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

（２）　乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児１人につき１．６５平方メートル以上であること。

（３）　ほふく室の面積は、乳児又は第１号の幼児１人につき３．３平方メートル以上であること。

（４）　乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

（５）　満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

（６）　保育室又は遊戯室の面積は、満２歳以上の幼児１人につき、１．９８平方メートル以上であること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　待避上有効なバルコニー ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４　屋外階段
３階	常用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ３　屋外階段
４　階以　上の階	常用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号

		に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。） 2　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段

（７）　保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。

（８）　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその１に至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分及び一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画

されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第２２条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２　乳児等通園支援従事者の数は、緊急の事態が発生した場合を除き、乳児３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児６人につき１人以

上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき２人を下ることはできない。

３　第１項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

（１）　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

（２）　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第２３条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第２４条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解

及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第２５条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１）　保育所　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

（２）　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　認定こども園法第３条第２項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

（３）　幼保連携型認定こども園　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）

（４）　家庭的保育事業等を行う事業所　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第２６条　第２３条及び第２４条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第２３条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第２４条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第３章　雑則

（電磁的記録）

第２７条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文

書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第４章　事務の委任

（事務の委任）

第２８条　区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。

付　則

この条例は、令和７年１１月１日から施行する。

（提案理由）

乳児等通園支援事業の新規開始に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第６１号議案説明資料

令和７年８月６日

件　　名	**足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の送付について**
所管部課名	子ども家庭部　保育・入園課
内　　容	

１　概要

（１）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の制度開始に伴い、認可基準を定める。

（２）内容は国が示した基準に準ずる。

（３）実施施設や詳細については、要綱等で別途定める。

２　制定内容

（１）人権配慮や外部評価の実施などの一般原則　（第5条）

（２）非常災害対策、安全計画の策定等に関する事項（第6条から8条）

（３）衛生管理等及び食事に関する事項　（第14条及び15条）

（４）一般型及び余裕活用型乳児等通園支援事業の区分　（第20条）

ア　一般型は、保育利用定員とは別に定員を設定して受入れる。

イ　余裕活用型は、利用児童が定員に達しない場合に定員範囲内で受入れる。

（５）一般型及び余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員配置の基準

	設備基準	職員配置基準
一般型	満２歳未満　（第21条） 乳児室1.65㎡/人 または ほふく室3.3㎡/人 満２歳以上 保育室　または　遊戯室1.98㎡/人	満１歳未満　（第22条） ３人につき１人以上 満１歳以上満３歳未満 ６人につき１人以上
余裕活用型	各施設の設備及び運営基準　（第25条）	各施設の職員基準（第25条）

３　実施予定園

区立保育園　１４園

私立保育園　１０園

地域型保育施設は調整中

【参考】国における「こども誰でも通園制度」の概要

（１）目的

保護者の働き方やライフスタイルにかかわらず、全てのこどもが保育所等を月に一定時間利用できるようにし、全ての子育て家庭に対しての支援を充実させる。

（２）利用対象者

生後６カ月から満３歳未満の保育所等の未通園児

（３）利用可能時間

こども一人当たり月１０時間

第６２号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和７年８月６日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例（昭和５１年足立区条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

足立区立保木間学童保育室	東京都足立区竹の塚三丁目６番３号
足立区立鹿浜五色桜学童保育室	東京都足立区鹿浜四丁目２０番２２号

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例により設置する学童保育室に係る入室の申請、承認その他入室に関する手続については、施行日前においてもこの条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定の例により行うことができる。

（提案理由）

保木間学童保育室及び鹿浜五色桜学童保育室を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第６２号議案説明資料

令和７年８月６日

件　　名	**足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例の送付について**
所管部課名	子ども家庭部学童保育課
内　　容	**１　概要** 待機児対策のため、学童需要の見込まれる地域内の小学校に校内学童保育室を整備する。そのため、足立区立学童保育室条例の一部を改正し、保木間学童保育室及び鹿浜五色桜学童保育室を保木間小学校及び鹿浜五色桜小学校内にそれぞれ設置する。 **２　改正内容** 別表に次のように加える。

足立区立保木間学童保育室	東京都足立区竹の塚三丁目６番３号
足立区立鹿浜五色桜学童保育室	東京都足立区鹿浜四丁目２０番２２号

３　新旧対照表

Ｐ２０～２２のとおり

４　施行年月日

令和８年４月１日

【参考】学童保育室施設数と待機児童数の想定（R8 以降の数値は想定値）

		R7	R8	R9	R10
学校内学童		35 施設	37 施設	39 施設	41 施設
学校外	住区ｾﾝﾀｰ等	55 施設	55 施設	55 施設	55 施設
	民設学童	24 施設	31 施設	37 施設	37 施設
受入可能人数		5,751 人	6,051 人	6,371 人	6,451 人
		⬇	⬇	⬇	⬇
待機児童数		**179 人**	**30～60 人**	**0～10 人**	**0 人**

※　需要数が毎年１％増加するとして策定。需要数の増減と新規学童整備の状況で、待機児童数は変動する。

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例　新旧対照表（案）

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>○足立区立学童保育室条例
昭和51年３月31日条例第22号

第１条～第１３条　（略）

別表（第２条関係）</td><td>○足立区立学童保育室条例
昭和51年３月31日条例第22号

第１条～第１３条　（改正前のとおり）

付　則
（施行期日）
１　この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
２　この条例により設置する学童保育室に係る入室の申請、承認その他入室に関する手続については、施行日前においてもこの条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定の例により行うことができる。

別表（第２条関係）</td></tr>
<tr><td><table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>足立区立しまねっ子学童保育室</td><td>東京都足立区島根三丁目28番11号</td></tr>
<tr><td>足立区立なかよし学童保育室</td><td>東京都足立区中川四丁目41番27号</td></tr>
<tr><td>足立区立花畑第一学童保育室</td><td>東京都足立区花畑一丁目29番１号</td></tr>
<tr><td>足立区立渕江第一学童保育室</td><td rowspan="2">東京都足立区保木間三丁目27番１号</td></tr>
<tr><td>足立区立渕江第一ビリーブ学童保育室</td></tr>
<tr><td>足立区立竹の塚学童保育室</td><td>東京都足立区竹の塚二丁目25番17号</td></tr>
</table></td><td><table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>足立区立しまねっ子学童保育室</td><td>東京都足立区島根三丁目28番11号</td></tr>
<tr><td>足立区立なかよし学童保育室</td><td>東京都足立区中川四丁目41番27号</td></tr>
<tr><td>足立区立花畑第一学童保育室</td><td>東京都足立区花畑一丁目29番１号</td></tr>
<tr><td>足立区立渕江第一学童保育室</td><td rowspan="2">東京都足立区保木間三丁目27番１号</td></tr>
<tr><td>足立区立渕江第一ビリーブ学童保育室</td></tr>
<tr><td>足立区立竹の塚学童保育室</td><td>東京都足立区竹の塚二丁目25番17号</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

改　正　前		改　正　後	
足立区立みどり学童保育室	東京都足立区扇三丁目22番１号	足立区立みどり学童保育室	東京都足立区扇三丁目22番１号
足立区立みどり第二学童保育室		足立区立みどり第二学童保育室	
足立区立せきや学童保育室	東京都足立区千住関屋町16番１号	足立区立せきや学童保育室	東京都足立区千住関屋町16番１号
足立区立足立学童保育室	東京都足立区足立三丁目11番５号	足立区立足立学童保育室	東京都足立区足立三丁目11番５号
足立区立ゆずりは学童保育室	東京都足立区西保木間四丁目２番１号	足立区立ゆずりは学童保育室	東京都足立区西保木間四丁目２番１号
足立区立中島根学童保育室	東京都足立区島根二丁目９番22号	足立区立中島根学童保育室	東京都足立区島根二丁目９番22号
足立区立亀田学童保育室	東京都足立区西新井栄町一丁目１番１号	足立区立亀田学童保育室	東京都足立区西新井栄町一丁目１番１号
足立区立新田学園第二学童保育室	東京都足立区新田三丁目30番16号	足立区立新田学園第二学童保育室	東京都足立区新田三丁目30番16号
足立区立東栗原学童保育室	東京都足立区一ツ家三丁目20番１号	足立区立東栗原学童保育室	東京都足立区一ツ家三丁目20番１号
足立区立千寿学童保育室	東京都足立区千住宮元町６番１号	足立区立千寿学童保育室	東京都足立区千住宮元町６番１号
足立区立さかえっこ学童保育室	東京都足立区西新井栄町三丁目１番21号	足立区立さかえっこ学童保育室	東京都足立区西新井栄町三丁目１番21号
足立区立新田学園学童保育室	東京都足立区新田三丁目34番２号	足立区立新田学園学童保育室	東京都足立区新田三丁目34番２号
足立区立つぼみ学童保育室	東京都足立区西新井四丁目34番１号	足立区立つぼみ学童保育室	東京都足立区西新井四丁目34番１号
足立区立江北五色のさくら学童保育室	東京都足立区江北四丁目21番１号	足立区立江北五色のさくら学童保育室	東京都足立区江北四丁目21番１号
足立区立さくら学童保育室	東京都足立区綾瀬三丁目12番15号	足立区立さくら学童保育室	東京都足立区綾瀬三丁目12番15号

改　正　前		改　正　後	
足立区立鹿浜未来学童保育室	東京都足立区鹿浜五丁目18番１号	足立区立鹿浜未来学童保育室	東京都足立区鹿浜五丁目18番１号
足立区立栗島学童保育室	東京都足立区青井六丁目13番10号	足立区立栗島学童保育室	東京都足立区青井六丁目13番10号
足立区立古千谷学童保育室	東京都足立区古千谷本町四丁目12番16号	足立区立古千谷学童保育室	東京都足立区古千谷本町四丁目12番16号
		足立区立保木間学童保育室	東京都足立区竹の塚三丁目6番3号
		足立区立鹿浜五色桜学童保育室	東京都足立区鹿浜四丁目20番22号

第６３号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和７年８月６日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則（平成２７年足立区教育委員会規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「当月分」を「、当月分」に改める。

第６条を次のように改める。

第６条　削除

第７条中「別表第５及び別表第６」を「別表第１及び別表第２」に改める。

付則第３項中「第５条第１項」を「第４条第１項」に改める。

付　則

この規則は、令和７年９月１日から施行する。

（提案理由）

東京都が進める保育所等利用世帯負担軽減事業による教育・保育施設等に係る第１子の保育料無償化の開始に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第６３号議案説明資料

令和７年８月６日

件　　名	**足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則**
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課
内　　容	**１　改正の理由** 第１子保育料の無償化について定める「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」（平成２７年３月１９日条例第３７号。以下「条例」という。）が区議会で可決され、令和７年９月１日に施行されるため、これに伴い、当該条例施行規則の一部を改正する。 **２　主な内容（新旧対照表はＰ２５～２７のとおり）** 条例の改正により第１子の保育料が無償化されたため、保育料算出にかかわる特別区民税課税額の算出について規定する第６条を削除する。 **３　施行年月日** 令和７年９月１日から施行する。

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則 平成27年４月１日教育委員会規則第17号 （趣旨） 第１条　この規則は、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年足立区条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （負担能力の確認） 第２条　足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、利用者負担を決定するに当たっては、利用者の同意を得た上で、当該利用者の属する世帯の負担能力の確認を行う。 ２　前項の確認ができない場合の利用者負担の決定については、別に定めるところによる。 （利用者負担の決定） 第３条　月額の利用者負担は、月の初日現在に利用している場合は__当月分全額とする。 ２　月の中途から利用を開始したときその他教育委員会が認めたときの利用者負担は、別に定める。 （利用者負担の減免） 第４条　条例第８条の規定による利用者負担の減額は、別表第１に定めるところによる。 ２　条例第８条の規定による利用者負担の免除は、教育・保育給付認定子どもが傷病等のため一時的に保育の利用ができなくなった場合において、原則として申請のあった日以降２箇月を限度として保育の利用を停止した期間について行う。	○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則 平成27年４月１日教育委員会規則第17号 （趣旨） 第１条　この規則は、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年足立区条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （負担能力の確認） 第２条　足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、利用者負担を決定するに当たっては、利用者の同意を得た上で、当該利用者の属する世帯の負担能力の確認を行う。 ２　前項の確認ができない場合の利用者負担の決定については、別に定めるところによる。 （利用者負担の決定） 第３条　月額の利用者負担は、月の初日現在に利用している場合は、当月分全額とする。 ２　月の中途から利用を開始したときその他教育委員会が認めたときの利用者負担は、別に定める。 （利用者負担の減免） 第４条　条例第８条の規定による利用者負担の減額は、別表第１に定めるところによる。 ２　条例第８条の規定による利用者負担の免除は、教育・保育給付認定子どもが傷病等のため一時的に保育の利用ができなくなった場合において、原則として申請のあった日以降２箇月を限度として保育の利用を停止した期間について行う。

改正前	改正後
3　前２項に規定するもののほか、やむを得ない事由があると認められる場合は、利用者負担を当該事由に照らして相当と認める額に減額し、又は免除することができる。	3　前２項に規定するもののほか、やむを得ない事由があると認められる場合は、利用者負担を当該事由に照らして相当と認める額に減額し、又は免除することができる。
（他の区市町村への利用者負担の通知）	（他の区市町村への利用者負担の通知）
第５条　区の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どもが、他の区市町村における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合には、当該子どもに係る利用者負担を、当該施設及び事業を所管する区市町村に通知する。	第５条　区の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どもが、他の区市町村における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合には、当該子どもに係る利用者負担を、当該施設及び事業を所管する区市町村に通知する。
（特別区民税課税額の算出）	
第６条　条例別表第１備考第１項第２号に規定する規則で定める法令の規定は、地方税法第314条の７から第314条の９まで並びに附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第６項の規定とする。	第６条　削除
（食事又は間食の費用）	（食事又は間食の費用）
第７条　条例別表第５及び別表第６に規定する規則で定める額は、別表第２に定めるとおりとする。	第７条　条例別表第１及び別表第２に規定する規則で定める額は、別表第２に定めるとおりとする。
（委任）	（委任）
第８条　この規則の施行について必要な事項は、別に定める。	第８条　この規則の施行について必要な事項は、別に定める。
付　則	付　則
（施行期日）	（施行期日）
1　この規則は、平成27年４月１日から施行する。	1　この規則は、平成27年４月１日から施行する。
（利用者負担額の減額に係る調整）	（利用者負担額の減額に係る調整）
2　条例付則第２条から第７条までの規定による措置の適用を受けている利用者に係る利用者負担額（以下「措置による負担額」という。）が、措置を適用せず、かつ、第５条第１項の規定による減額を適用した場合の利用者負担額（以下「減額による負担額」という。）を下回ったときは、同項の規定による減額を適用しない。	2　条例付則第２条から第７条までの規定による措置の適用を受けている利用者に係る利用者負担額（以下「措置による負担額」という。）が、措置を適用せず、かつ、第５条第１項の規定による減額を適用した場合の利用者負担額（以下「減額による負担額」という。）を下回ったときは、同項の規定による減額を適用しない。
3　第５条第１項の規定にかかわらず、措置による負担額が、減額による負担額を上回ったときは、措置による負担額から減額による負担額を減じて	3　第４条第１項の規定にかかわらず、措置による負担額が、減額による負担額を上回ったときは、措置による負担額から減額による負担額を減じて

改正前	改正後
得た額を同項の規定による減額の額として適用する。 （足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部改正） ４　足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） （足立区立認定こども園条例施行規則の一部改正） ５　足立区立認定こども園条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 付　則　省略 別表第１　省略 別表第２　省略	得た額を同項の規定による減額の額として適用する。 （足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部改正） ４　足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） （足立区立認定こども園条例施行規則の一部改正） ５　足立区立認定こども園条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 付　則　改正前のとおり 付　則（令和７年●月●●日教委規則第●号） この規則は、令和７年９月１日から施行する。 別表第１　改正前のとおり 別表第２　改正前のとおり

第６４号議案

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和７年８月６日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

足立区生涯学習センター条例施行規則（平成１２年足立区教育委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条の次に次の１条を加える。

（使用申請の審査）

第２条の２　教育委員会は、前条の申請について審査する場合、必要に応じて、当該申請を行った者に対し、活動内容のヒアリング、情報収集等を行うことができるものとする。

第４条第２項中「図書室・視聴学習室利用簿」を「、図書室・視聴学習室利用簿」に改め、同条第３項中「教育委員会」を「第１項の規定にかかわらず、教育委員会」に改める。

第５条第１項中「図書の館外貸出」を「図書室・視聴学習室の図書の館外貸出」に改め、同条第２項中「通学又は」を「通学し、又は」に改め、同条第３項中「貸出しできる冊数」を「貸出しできる図書の冊数」に改める。

第８条の２第１項中「第９条ただし書」を「第９条第３項」に改め、同条第２項中「前項の規定により」を「条例第９条第３項の規定による」に改める。

第１０条第１項中「設備を設けよう」を「設備をし、又は変更を加えよう」に改める。

第１７条中「生涯学習センター」を「学習センター」に改める。

別表第３駐車場使用料の項中「（昭和２４年法律第２８３号）」、「（昭

和４２年４２民児精発５８号）」及び「（昭和２５年法律第１２３号）」を削る。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年９月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の足立区生涯学習センター条例施行規則第２条の２の規定は、施行日以後に行われた施設使用の申請に係る審査について適用し、施行日前に行われた当該申請に係る審査については、なお従前の例による。

（提案理由）

施設使用申請の審査にあたり、利用の公平性と透明性を高めるための規定のほか、条文の整備をする必要があるので、この規則案を提出いたします。

第６４号議案説明資料

令和７年８月６日

件　　名	**足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課
内　　容	**１　改正の理由** 施設使用申請の審査にあたり、利用の公平性と透明性を高めるため、申請者への活動内容のヒアリング、情報収集等の実施ができることを規定し、適正な審査を行うことにつなげる。 このため、本条例施行規則を改正するものである。 **２　主な改正内容** （１）第２条の次に次の１条を加える。 （使用申請の審査） 第２条の２　教育委員会は、前条の申請について審査する場合、必　要に応じて、当該申請を行った者に対し、活動内容のヒアリング、情報収集等を行うことができるものとする。 （２）第４条第２項及び第３項の文言を以下のとおり変更する。 第４条第２項中「図書室・視聴学習室利用簿」を「、図書室・視聴学習室利用簿」に改め、同条第３項中「教育委員会」を「第１項の規定にかかわらず、教育委員会」に改める。 **３　新旧対照表** Ｐ３１～３５のとおり **４　施行年月日** 令和７年９月１日から施行する。 **５　今後の方針** 本議案が可決されたならば、関係する要綱について、改正の手続を進めていく。

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則　新旧対照表（案）

改　正　前	改　正　後
○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年３月31日教育委員会規則第12号	○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年３月31日教育委員会規則第12号
（趣旨） 第１条　この規則は、足立区生涯学習センター条例（平成12年足立区条例第62号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、足立区生涯学習センター条例（平成12年足立区条例第62号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。
（使用の申込み） 第２条　条例第７条第１項の規定により足立区生涯学習センター（以下「学習センター」という。）の施設及びその付帯設備を使用しようとする者は、生涯学習センター使用申請書（様式第１号）を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、承認を受けなければならない。 ２　前項の申請は、条例第４条第７号に掲げる施設及びその付帯設備にあっては使用日の属する月の６月前の月の初日から、その他の施設及びその付帯設備にあっては使用日の属する月の２月前の月の初日から使用日の前日まで受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。	（使用の申込み） 第２条　条例第７条第１項の規定により足立区生涯学習センター（以下「学習センター」という。）の施設及びその付帯設備を使用しようとする者は、生涯学習センター使用申請書（様式第１号）を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、承認を受けなければならない。 ２　前項の申請は、条例第４条第７号に掲げる施設及びその付帯設備にあっては使用日の属する月の６月前の月の初日から、その他の施設及びその付帯設備にあっては使用日の属する月の２月前の月の初日から使用日の前日まで受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 （使用申請の審査） 第２条の２　教育委員会は、前条の申請について審査する場合、必要に応じて、当該申請を行った者に対し、活動内容のヒアリング、情報収集等を行うことができるものとする。
第３条　省略	第３条　改正前のとおり
（図書室・視聴学習室の利用） 第４条　図書室・視聴学習室の利用時間は、１月５日から12月27日までは午前10時から午後８時までとし、１月４日及び12月28日は午前10時から午後	（図書室・視聴学習室の利用） 第４条　図書室・視聴学習室の利用時間は、１月５日から12月27日までは午前10時から午後８時までとし、１月４日及び12月28日は午前10時から午後

改　正　前	改　正　後
６時までとする。	６時までとする。
２　条例第７条第２項の規定による図書室・視聴学習室の利用は図書室・視聴学習室利用簿によらなければならない。	２　条例第７条第２項の規定による図書室・視聴学習室の利用は、図書室・視聴学習室利用簿によらなければならない。
３　教育委員会が特に定める期間は、利用を制限することができる。	３　第１項の規定にかかわらず、教育委員会が特に定める期間は、利用を制限することができる。
（図書資料の利用）	（図書資料の利用）
第５条　図書の館外貸出を受けようとする者は、あらかじめ個人登録をし、図書貸出券の交付を受けなければならない。	第５条　図書室・視聴学習室の図書の館外貸出を受けようとする者は、あらかじめ個人登録をし、図書貸出券の交付を受けなければならない。
２　図書貸出券は、足立区に居住、通学又は通勤する者で、その事実を証明する証書類を提示した者に交付する。	２　図書貸出券は、足立区に居住、通学し、又は通勤する者で、その事実を証明する証書類を提示した者に交付する。
３　貸出しできる冊数は１冊とし、貸出期間は14日以内とする。ただし、教育委員会が認めたときは、貸出冊数及び期間の変更をすることができる。	３　貸出しできる図書の冊数は１冊とし、貸出期間は14日以内とする。ただし、教育委員会が認めたときは、貸出冊数及び期間の変更をすることができる。
４　教育委員会は、特に指定した図書の貸出しを禁止することができる。	４　教育委員会は、特に指定した図書の貸出しを禁止することができる。
第６条から第８条まで　省略	第６条から第８条まで　改正前のとおり
（使用料減額免除の申請）	（使用料減額免除の申請）
第８条の２　条例第９条ただし書の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第２条の申請の際、使用料減額免除申請書（様式第３号）を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。	第８条の２　条例第９条第３項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第２条の申請の際、使用料減額免除申請書（様式第３号）を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。
２　前項の規定により使用料の減額又は免除は、教育委員会が特に必要と認める場合のほか、別表第３に定めるところによる。	２　条例第９条第３項の規定による使用料の減額又は免除は、教育委員会が特に必要と認める場合のほか、別表第３に定めるところによる。
第９条及び第９条の２　省略	第９条及び第９条の２　改正前のとおり
（特別設備の申請）	（特別設備の申請）
第10条　条例第12条ただし書の規定により使用者が特別の設備を設けようと	第10条　条例第12条ただし書の規定により使用者が特別の設備をし、又は変

改　正　前	改　正　後
するときは、特別設備承認申請書（様式第６号）に仕様書、図面等を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。	更を加えようとするときは、特別設備承認申請書（様式第６号）に仕様書、図面等を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
２　前項の規定による承認を受けたときは、特別設備承認覚書（様式第７号）を教育委員会に提出しなければならない。	２　前項の規定による承認を受けたときは、特別設備承認覚書（様式第７号）を教育委員会に提出しなければならない。
第11条から第16条まで　省略	第11条から第16条まで　改正前のとおり
（協定） 第17条　指定管理者は、生涯学習センターの管理に関する次に掲げる事項について、教育委員会と協定を締結するものとする。 （１）　事業計画に関する事項 （２）　事業の実績報告に関する事項 （３）　施設使用料の収納及び還付に関する事項 （４）　管理に要する費用に関する事項 （５）　施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項 （６）　指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項 （７）　前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理に関し必要な事項	（協定） 第17条　指定管理者は、学習センターの管理に関する次に掲げる事項について、教育委員会と協定を締結するものとする。 （１）　事業計画に関する事項 （２）　事業の実績報告に関する事項 （３）　施設使用料の収納及び還付に関する事項 （４）　管理に要する費用に関する事項 （５）　施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項 （６）　指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項 （７）　前各号に掲げるもののほか、学習センターの管理に関し必要な事項
第18条及び第19条　省略	第18条及び第19条　改正前のとおり
付　則　省略	付　則　改正前のとおり 付　則（令和７年８月６日教委規則第●号） （施行期日） １　この規則は、令和７年９月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） ２　改正後の足立区生涯学習センター条例施行規則第２条の２の規定は、施

改　正　前	改　正　後
	行日以後に行われた施設使用の申請に係る審査について適用し、施行日前に行われた当該申請に係る審査については、なお従前の例による。
別表第１及び別表第２　省略	別表第１及び別表第２　改正前のとおり

別表第３（第８条の２関係）

種別	減額・免除出来る場合	区分
施設使用料	区又は区が出資する公益法人等が使用するとき	免除
	官公署又は公共的団体が区とともに公益のために使用するとき。	
	官公署又は公共的団体が公益のために使用するとき。	５割減額
コンピュータ学習室、ビデオスタジオ、ビデオ編集室使用料	区又は区が出資する公益法人等が使用するとき	免除
	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精発58号）に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者が使用するとき。	
	70歳以上の者が使用するとき。	
駐車場使用料	区又は区が官公署若しくは公共的団体とともに公益のために使用するときに事前	免除

別表第３（第８条の２関係）

種別	減額・免除出来る場合	区分
施設使用料	区又は区が出資する公益法人等が使用するとき	免除
	官公署又は公共的団体が区とともに公益のために使用するとき。	
	官公署又は公共的団体が公益のために使用するとき。	５割減額
コンピュータ学習室、ビデオスタジオ、ビデオ編集室使用料	区又は区が出資する公益法人等が使用するとき	免除
	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精発58号）に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者が使用するとき。	
	70歳以上の者が使用するとき。	
駐車場使用料	区又は区が官公署若しくは公共的団体とともに公益のために使用するときに事前	免除

改　正　前			改　正　後		
	に教育委員会の承認を得た者が自動車を駐車させるとき			に教育委員会の承認を得た者が自動車を駐車させるとき	
	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精発58号）に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者が乗車している自動車を駐車させるとき			身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者が乗車している自動車を駐車させるとき	
別表第４　省略			別表第４　改正前のとおり		

第６５号議案

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和７年８月６日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

足立区地域学習センター条例施行規則（平成１３年足立区教育委員会規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条の次に次の１条を加える。

（使用申請の審査）

第２条の２　教育委員会は、前条の申請について審査する場合、必要に応じて、当該申請を行った者に対し、活動内容のヒアリング、情報収集等を行うことができるものとする。

第６条第２項中「前項」を「条例第９条第３項」に改める。

第７条第１項中「第１０条ただし書き」を「第１０条ただし書」に改め、同条第２項中「別に定める」を「、別に定める」に改める。

第１５条第１項及び第２項中「委嘱又は」を「委嘱し、又は」に改め、同条第４項中「委員」を「、委員」に改める。

第１７条第１項中「委嘱又は」を「委嘱し、又は」に改め、同条第２項中「評価委員会」を「、評価委員会」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年９月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の足立区地域学習センター条例施行規則第２条の２の規定は、施行日以後に行われた施設使用の申請に係る審査について適用

し、施行日前に行われた当該申請に係る審査については、なお従前の例による。

（提案理由）

施設使用申請の審査にあたり、利用の公平性と透明性を高めるための規定のほか、条文の整備をする必要があるので、この規則案を提出いたします。

第６５号議案説明資料

令和７年８月６日

件　　名	**足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課
内　　容	**１　改正の理由** 施設使用申請の審査にあたり、利用の公平性と透明性を高めるため、申請者への活動内容のヒアリング、情報収集等の実施ができることを規定し、適正な審査を行うことにつなげる。 このため、本条例施行規則を改正するものである。 **２　主な改正内容** （１）第２条に次の１条を加える。 （使用申請の審査） 第２条の２　教育委員会は、前条の申請について審査する場合、必要に応じて、当該申請を行った者に対し、活動内容のヒアリング、情報収集等を行うことができるものとする。 （２）条例施行規則第６条第２項の文言を以下のとおり変更する。 「前項」を「条例第９条第３項」に改める。 **３　新旧対照表** Ｐ３９～４２のとおり **４　施行年月日** 令和７年９月１日から施行する。 **５　今後の方針** 本議案が可決されたならば、関係する要綱について、改正手続を進めていく。

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則　新旧対照表（案）

改　正　前	改　正　後
○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年３月30日教育委員会規則第17号	○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年３月30日教育委員会規則第17号
（趣旨） 第１条　この規則は、足立区地域学習センター条例（平成13年足立区条例第34号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、足立区地域学習センター条例（平成13年足立区条例第34号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。
（使用の申請） 第２条　条例第７条第１項の規定により足立区地域学習センター（以下「地域学習センター」という。）の施設を使用しようとする者は、地域学習センター使用申請書（様式第１号）を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、承認を受けなければならない。 ２　前項の申請は、ホールにあっては使用日の属する６ヶ月前の初日から、その他の施設にあっては使用日の属する２ヶ月前の初日から使用日の前日までに使用申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、受付期間を変更することができる。	（使用の申請） 第２条　条例第７条第１項の規定により足立区地域学習センター（以下「地域学習センター」という。）の施設を使用しようとする者は、地域学習センター使用申請書（様式第１号）を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、承認を受けなければならない。 ２　前項の申請は、ホールにあっては使用日の属する６ヶ月前の初日から、その他の施設にあっては使用日の属する２ヶ月前の初日から使用日の前日までに使用申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、受付期間を変更することができる。
	（使用申請の審査） 第２条の２　教育委員会は、前条の申請について審査する場合、必要に応じて、当該申請を行った者に対し、活動内容のヒアリング、情報収集等を行うことができるものとする。
第３条から第５条まで　省略	第３条から第５条まで　改正前のとおり
（使用料の減額免除の申請） 第６条　条例第９条第３項の規定による使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、第２条の申請の際、使用料減額免除申請書（様式第３号）を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。	（使用料の減額免除の申請） 第６条　条例第９条第３項の規定による使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、第２条の申請の際、使用料減額免除申請書（様式第３号）を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

改　正　前	改　正　後
2　前項の規定による使用料の減額又は免除は、教育委員会が特に必要と認める場合のほか、別表第３に定めるところによる。	2　条例第９条第３項の規定による使用料の減額又は免除は、教育委員会が特に必要と認める場合のほか、別表第３に定めるところによる。
（使用料の還付）	（使用料の還付）
第７条　条例第10条ただし書きの規定による使用料の還付は、次のとおりとする。	第７条　条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。
（１）　使用者の責任でない事由により使用できなかったとき。　10割	（１）　使用者の責任でない事由により使用できなかったとき。　10割
（２）　教育委員会の必要に基づき使用許可を取り消したとき。　10割	（２）　教育委員会の必要に基づき使用許可を取り消したとき。　10割
（３）　使用者が２日前（２日前が使用料の収納及び還付窓口の休業日（以下「休業日」という。）に当たるときは、その日以前の最も近い休業日でない日）までに施設の使用の取消しを申し出たとき。　５割	（３）　使用者が２日前（２日前が使用料の収納及び還付窓口の休業日（以下「休業日」という。）に当たるときは、その日以前の最も近い休業日でない日）までに施設の使用の取消しを申し出たとき。　５割
（４）　前号に規定するもので、かつ、使用承認を受けた日の翌日から３日以内（休業日を含む。）に使用の取消しを申し出たとき。　10割	（４）　前号に規定するもので、かつ、使用承認を受けた日の翌日から３日以内（休業日を含む。）に使用の取消しを申し出たとき。　10割
２　使用料の収納及び還付窓口並びに休業日については別に定める。	２　使用料の収納及び還付窓口並びに休業日については、別に定める。
３　使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（様式第４号）に使用料還付金領収書（様式第４号の２）及び使用承認書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。	３　使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（様式第４号）に使用料還付金領収書（様式第４号の２）及び使用承認書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。
４　教育委員会は、前項の請求を承認したときは、使用料還付決定通知書（様式第５号）を交付し、所定の額を還付するものとする。	４　教育委員会は、前項の請求を承認したときは、使用料還付決定通知書（様式第５号）を交付し、所定の額を還付するものとする。
第７条の２から第14条まで　省略	第７条の２から第14条まで　改正前のとおり
（審査会の組織及び運営）	（審査会の組織及び運営）
第15条　条例第19条第２項に規定する委員は、次の各号に掲げる者について委嘱又は任命する。	第15条　条例第19条第２項に規定する委員は、次の各号に掲げる者について委嘱し、又は任命する。
（１）　学識経験者　４人以内	（１）　学識経験者　４人以内
（２）　足立区内関係団体　２人以内	（２）　足立区内関係団体　２人以内
（３）　足立区職員　２人以内	（３）　足立区職員　２人以内
２　委員の任期は、前項の規定により委嘱又は任命した日から選定審査が終了する日までとする。	２　委員の任期は、前項の規定により委嘱し、又は任命した日から選定審査が終了する日までとする。

改　正　前	改　正　後
3　教育長は、審査会を招集するときは、日時、場所、審査事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。	3　教育長は、審査会を招集するときは、日時、場所、審査事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。
4　会長は委員の互選とする。	4　会長は、委員の互選とする。
5　審査会は、会議録を作成し、保管しなければならない。	5　審査会は、会議録を作成し、保管しなければならない。
6　審査会の庶務は、地域のちから推進部生涯学習支援課において処理する。	6　審査会の庶務は、地域のちから推進部生涯学習支援課において処理する。
7　前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。	7　前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
第16条　省略	第16条　改正前のとおり
（評価委員会の組織及び運営）	（評価委員会の組織及び運営）
第17条　条例第22条第２項に規定する委員は、次の各号に掲げる者について委嘱又は任命する。	第17条　条例第22条第２項に規定する委員は、次の各号に掲げる者について委嘱し、又は任命する。
（1）　学識経験者　３人以内	（1）　学識経験者　３人以内
（2）　区民　２人以内	（2）　区民　２人以内
（3）　足立区職員　５人以内	（3）　足立区職員　５人以内
2　教育長は評価委員会を招集するときは、日時、場所、評価する事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。	2　教育長は、評価委員会を招集するときは、日時、場所、評価する事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。
3　委員長は、委員の互選とする。	3　委員長は、委員の互選とする。
4　評価委員会の会議は、非公開とする。	4　評価委員会の会議は、非公開とする。
5　評価委員会は、会議録を作成し、保管しなければならない。	5　評価委員会は、会議録を作成し、保管しなければならない。
6　評価委員会の庶務は、地域のちから推進部生涯学習支援課において処理する。	6　評価委員会の庶務は、地域のちから推進部生涯学習支援課において処理する。
7　前各項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。	7　前各項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
第18条及び第19条　省略	第18条及び第19条

改　正　前	改　正　後
付　則　省略	付　則　改正前のとおり 付　則（令和７年８月６日教委規則第●号） （施行期日） １　この規則は、令和７年９月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） ２　改正後の足立区地域学習センター条例施行規則第２条の２の規定は、施行日以後に行われた施設使用の申請に係る審査について適用し、施行日前に行われた当該申請に係る審査については、なお従前の例による。
別表第１から別表第３まで　省略	別表第１から別表第３まで　改正前のとおり

第６６号議案

第２期足立区教育振興ビジョンの策定について

上記の議案を提出する。

令和７年８月６日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

第２期足立区教育振興ビジョンの策定について

第２期足立区教育振興ビジョンを下記のとおり策定する。

記

１　名　　称　　第２期足立区教育振興ビジョン

２　計画の主な構成　　（１）　計画の概要

（２）　前計画の進捗

（３）　改訂の概要

（４）　子どもの意見の聴き取り

（５）　施策体系の指標・評価

（６）　本編

・　児童・生徒の心身の健全な発達支援

・　確かな学力の定着に向けた、就学前からの取組

・　子どもの状況に応じた学びの充実

・　安全・快適に学べる教育施設の整備と働き方改革の推進

・　子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援

３　計画の期間　　令和７年度から令和１４年度まで

（提案理由）

今後の教育施策の方向性を示す第２期足立区教育振興ビジョンを策定する必要があるので、この案を提出いたします。

第６６号議案説明資料

令和７年８月６日

件　　名	**第２期足立区教育振興ビジョンの策定について**
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	今後８年間の教育施策を示す計画である「第２期足立区教育振興ビジョン（別添資料１）」を以下のとおり策定する。 **１　第２期足立区教育振興ビジョンの概要** 令和元年度策定の教育振興ビジョンの計画期間満了に伴い、令和７年度を始期とする令和１４年度までの８年間を見据えた新たな教育振興ビジョンを策定した。 （１）計画の概要 ア　計画策定の趣旨 区基本計画の改訂や、国の第４期教育振興基本計画を踏まえて児童・生徒主体の教育への転換やウェルビーイングの視点から、今後８年間に取り組むべき施策・事業を明示 イ　計画の対象 幼児期から義務教育期までの教育を主とする ウ　計画の期間 令和７年度～令和１４年度(基本計画と同期間とした) エ　計画の位置づけ 教育に関する計画の最上位に位置付け オ　計画の進行管理 施策の達成度を測る施策指標と個別の事業指標を置き、ＰＤＣＡサイクルに基づく事業展開を行う。また、計画全体の効果を見るために長期指標を設定し、数値の推移を見取っていく。 カ　計画の体系（次頁参照） 基本計画における教育の分野毎の目標を実現するための「柱」と、これを支える「施策」を体系的に整理

【計画の体系】

柱１　児童・生徒の心身の健全な発達支援	
	１　豊かな心の育成
	２　いじめの早期発見・早期対応
	３　健やかな体の育成
柱２　確かな学力の定着に向けた、就学前からの取組み	
	１　教員の授業力向上
	２　個に応じた学習機会の提供
	３　就学前教育の推進
柱３　子どもの状況に応じた学びの充実	
	１　多様な学びの提供と学習の保障
	２　切れ目のない特別支援教育の推進
柱４　安全・快適に学べる教育施設の整備と働き方改革の推進	
	１　子どもたちが安全・快適に過ごせる教育環境の整備
	２　教員の働き方改革の推進
柱５　子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援	
	１　多様な体験活動の提供とその充実
	２　学校・家庭・地域の連携
	３　社会的な自立に必要な力の育成・支援

（２）改訂のポイント

令和３年の中教審答申（※）や第４期教育振興基本計画、区の現状を踏まえて以下の７点を改訂のポイントと位置付けた。

ア　学習者（児童・生徒）中心の学びの推進

イ　ウェルビーイングの向上

ウ　主体的に社会に参画する態度の育成

エ　多様な子どもに対する学習の保障（不登校、特別支援、外国ルーツ等)

オ　就学前教育の充実

カ　ＤＸ化の推進

キ　教員の負担軽減に向けた施策の推進

※　「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

（３）子どもの意見の聴き取り

開かれた教育委員会活動の一環として令和６年１０月に開催した、各区立中学校の代表者と教育長・教育委員による意見交換会「あだち中学生会議」において寄せられた意見をビジョンに反映した。

※　意見交換会のテーマ

①　やる気の出る、理解のしやすい授業とは
→柱２－１「教員の授業力向上」へ主体的・協働的な学びの有効性を反映

②　居心地のよい学校とは
→柱１－１「豊かな心の育成」へ居心地のよい学校に向けた取組みを反映

（４）長期指標

基本計画や第４期教育振興基本計画などに基づき、ウェルビーイングや資質・能力の観点から、計画全体の効果を見取るものとして、９つの長期指標を設定した。

1　学びに向かう力	
	①　授業で学習したことを振り返る活動を通じて、学習内容に対する興味や関心が深まったり、広がったりしたと思う（自己調整）
	②　わからないことはそのままにせず、わかるまで努力している（粘り強さ）
2　学習の基盤となる資質・能力	
	①　自分の意見や考えを相手にわかりやすく伝えることができる（言語能力）
	②　先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる（情報活用能力）
3　区学力調査の「通過率」の学校間の分布状況	
4　全国学力調査の国の「平均正答率」を上回った学校の割合	
5　ウェルビーイング	
	①　学校が楽しい
	②　夢や目標を持っている
	③　自分にはよいところがある

２　検討経過

第１回全体会（令和６年９月２４日）
前計画の振り返り、改訂に向けたポイントとなる事項の精査、長期指標の検討

↓

第１回分科会（令和６年１０月２９日、３１日、１１月１日）
学校教育分科会、就学前教育・体験活動分科会、不登校等施策分科会の３分科会毎に、施策の目標や指標を検討

↓

第２回全体会（令和６年１２月２６日）
これまでの議論を踏まえて事務局でまとめた改訂のポイント、長期指標、施策毎の目標や指標と施策指標に紐づく具体的な事業の指標の検討

↓

第３回全体会（令和７年３月２７日）
素案を取りまとめ

↓

第４回全体会（令和７年７月３日）
計画案を策定

３　策定状況

第３回全体会やパブリックコメント期間中に教育委員や区議会議員からご意見をいただき、以下について、追記した。

指摘事項	**【第３章　改訂の概要　Ｐ２４・（３）イ】** 『「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実』を授業改善の方向性として示した方が良いのではないか。
追記内容	【下線部分を追記】 **「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点に立った**授業改善を進めるにあたっては、学校図書館の活用の他、ICT を「思考」「表現」「自己調整」「協働」等のツールとして効果的に活用し、以下のポイントを重点に置きながら、従来の教員主導の知識伝達型の授業から、児童・生徒中心の学習へと転換を図ります。

指摘事項	**【第６章　計画本編　Ｐ１０６・（２）６】** 特別支援教育の推進の項に「経験の浅い教員が多く配置されている足立区」という記述があるが、特定の分野ではなく、区の現状として捉えるべきではないか。
追記内容	**【第６章　計画本編「柱２／施策１　教員の授業力向上」内に下線部分を追記】** ＜Ｐ７４・（２）課題 項目２＞ 今後もこうした考えを基盤とする足立スタンダードをベースとした授業改善を推進するとともに、**経験の浅い教員が多く配置されている区の現状を踏まえ、こうした教員の授業づくりを支援する必要があります。** ＜Ｐ７９・４ 目標を達成するための取組概要 項目３＞ 教科指導専門員による **若手を中心とした** 教員への巡回指導

４　今後の予定

（１）周知

本議案が可決された際には、文教委員会に報告するとともに、印刷製本し、関係者及び関係機関へ配付するとともに、ホームページ掲載等により周知する。

（２）進行管理

本ビジョンにおいて設定した「施策指標（※１）」「事業指標（※２）」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づく「教育委員会事務の点検・評価」においてその達成状況を評価・分析しながら着実な事業展開を図っていく。

※１　当該施策の達成度を図るべく設定したもの

※２　施策に沿った主な事業のうち、施策指標へより強く作用すると考えられるものについて、その事業の活動結果や活動量を図るべく設定したもの

第６７号議案

令和８年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について

上記の議案を提出する。

令和７年８月６日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

令和８年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和３８年法律第１８２号）第１３条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和３９年政令第１４号）第１４条の規定に基づき、令和８年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書を次頁から５１頁までに記載のとおり採択する。

（提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同施行令に基づき、令和８年度から使用する小学校使用教科用図書及び中学校使用教科用図書を採択する必要があるため、この案を提出いたします。

足立区立小学校　令和８年度　使用教科用図書予定一覧

教　　科	種　　目	図　　書　　名	発　　行　　者
国　語	国　語	国語	光村図書出版株式会社
	書　写	書写	光村図書出版株式会社
社　会	社　会	小学社会	日本文教出版株式会社
	地　図	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	株式会社帝国書院
算　数	算　数	新編　新しい算数	東京書籍株式会社
理　科	理　科	新編　新しい理科	東京書籍株式会社
生　活	生　活	せいかつ	教育出版株式会社
音　楽	音　楽	小学生の音楽	株式会社教育芸術社
図画工作	図画工作	図画工作	日本文教出版株式会社
家　庭	家　庭	新編　新しい家庭	東京書籍株式会社
体　育	保　健	新編　新しい保健	東京書籍株式会社
外国語	英　語	Here We Go!	光村図書出版株式会社
特別の教科 道　徳	道　徳	新編　新しい道徳	東京書籍株式会社

足立区立中学校　令和８年度 使用教科用図書予定一覧

教科	種目	図書名	発行者
国語	国語	国語	光村図書出版株式会社
	書写	中学書写	光村図書出版株式会社
社会	地理的分野	社会科　中学生の地理 世界の姿と日本の国土	株式会社帝国書院
	地図	中学校社会科地図	株式会社帝国書院
	歴史的分野	新編　新しい社会　歴史	東京書籍株式会社
	公民的分野	中学社会　公民的分野	日本文教出版株式会社
数学	数学	新編　新しい数学 ～MATH CONNECT 数学のつながり～	東京書籍株式会社
理科	理科	新編　新しい科学	東京書籍株式会社
音楽	一般	中学生の音楽	株式会社教育芸術社
	器楽合奏	中学生の器楽	株式会社教育芸術社
美術	美術	美術	光村図書出版株式会社
保健体育	保健体育	新・中学保健体育	株式会社Ｇａｋｋｅｎ
技術・家庭	技術分野	新編　新しい技術・家庭 技術分野 未来を創るTechnology	東京書籍株式会社
	家庭分野	新編　新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して	東京書籍株式会社
外国語	英語	Here We Go! ENGLISH COURSE	光村図書出版株式会社
特別の教科 道徳	道徳	新版　中学生の道徳 明日への扉	株式会社Ｇａｋｋｅｎ

※　外国語について、令和８年度の第３学年は、採択変更前の東京書籍株式会社の発行図書（NEW HORIZON English Course）を使用する。

第６７号議案説明資料

令和７年８月６日

件　　名	**令和８年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	**１　提案理由** 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同施行令に基づき、令和８年度から使用する小学校使用教科用図書及び中学校使用教科用図書を令和７年８月３１日までに採択する必要があるため。 **２　採択内容** （１）採択教科 全教科・全種目 （２）採択する教科書 ア　小学校 小学校使用教科用図書については、来年度が令和５年度に採択した教科書を使用する３年目にあたるため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条及び足立区立小学校使用教科用図書採択要綱第１５条の規定に基づき、教科用図書審議会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会は設置せず、引き続き同一の教科用図書を採択する。 イ　中学校 中学校使用教科用図書については、来年度が令和６年度に採択した教科書を使用する２年目にあたるため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条及び足立区立中学校使用教科用図書採択要綱第１５条の規定に基づき、教科用図書審議会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会は設置せず、引き続き同一の教科用図書を採択する。 **３　今後の方針** 本議案が可決されたならば、採択結果を令和７年８月２９日（金曜日）までに東京都教育委員会へ報告する。

第６８号議案

令和８年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

上記の議案を提出する。

令和７年８月６日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

令和８年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和３８年法律第１８２号）第１３条及び学校教育法（昭和２２年法律第２６号）附則第９条の規定に基づき、次頁から５５頁までに記載の図書について、令和８年度足立区立小学校特別支援学級及び足立区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書として採択する。

（提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条及び学校教育法附則第９条の規定に基づき、令和８年度の足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書を採択する必要があるので、この案を提出いたします。

令和8年度 足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧

（国語）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	こくご☆	東京書籍
2	小	こくご☆☆	東京書籍
3	中	国語☆☆☆☆	東京書籍
4	中	国語☆☆☆☆☆	東京書籍
5	中	ゆっくり学ぶ子のための　国語4	同成社
6	中	ひとりだちするための国語	日本教育研究出版
7	中	改訂新版くらしに役立つ国語	東洋館出版社

（書写）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	中学書写硬筆練習帳	教育出版
2	中	極める！ペン字・筆文字練習帳	コスミック出版

（社会）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	社会☆☆☆☆	東京書籍
2	中	社会☆☆☆☆☆	東京書籍
3	中	改訂新版くらしに役立つ社会	東洋館出版社
4	中	超ビジュアル！日本の歴史人物大辞典	西東社

（算数・数学）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	さんすう☆	教育出版
2	小	さんすう☆☆(1)(2)	教育出版
3	中	数学☆☆☆☆	教育出版
4	中	数学☆☆☆☆☆	教育出版
5	中	ひとりだちするための算数・数学	日本教育研究出版
6	中	改訂新版くらしに役立つ数学	東洋館出版社

（理科）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	理科☆☆☆☆	東京書籍
2	中	理科☆☆☆☆☆	東京書籍
3	中	改訂新版くらしに役立つ理科	東洋館出版社
4	中	自立生活ハンドブック　4からだ！！げんき！？	育成会

（生活）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	選定本なし	東京書籍

（知的障害特別支援学校小学部の教科である生活※）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	選定本なし	

※　小学校特別支援学級において知的障害及び知的障害を併せ有する児童を教育する場合は、知的障害特別支援学校小学部の教科である生活を選定することができる。この場合、小学校の社会・理科・生活・家庭の各教科の検定済教科書は選定できない。

（音楽）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	音楽☆☆☆☆	東京書籍
2	中	音楽☆☆☆☆☆	東京書籍

（図画工作）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	選定本なし	

（技術・家庭）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	職業・家庭☆☆☆☆	東京書籍
2	中	職業・家庭☆☆☆☆☆	東京書籍
3	中	改訂新版くらしに役立つ家庭	東洋館出版社
4	中	夢を育む技術、職業－未来に向かって	開隆堂出版
5	中	共に生きる家庭科－自立を目指して	開隆堂出版

（保健・保健体育）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	改訂新版図解中学体育東京版	廣済堂あかつき
2	中	改訂新版くらしに役立つ保健体育	東洋館出版社
3	中	ステップアップ中学体育	大修館書店
4	中	子どもとマスターする58の身体の知識　イラスト版体のしくみとケア	合同出版

（道徳）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	4年生（採択教科書）	－
2	中	5年生（採択教科書）	－
3	中	6年生（採択教科書）	－

（美術）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	選定本なし	

（英語）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	CDつき小学生の英語レッスン　絵でみて学ぼう英会話	成美堂出版
2	中	学ぼう！英語　単語・発音・アルファベット	数研出版
3	中	CDつき絵で学ぶ小学生の英語レッスンABCから英会話まで	成美堂出版
4	中	CDつき楽しく歌える英語のうた	成美堂出版

第６８号議案説明資料

令和７年８月６日

件　　名	**令和８年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	**１　提案理由** 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条及び学校教育法附則第９条の規定に基づき、特別支援学級においては、個々の児童・生徒にあった図書を、令和７年８月３１日までに採択する必要があるため。 **２　採択する教科書** 特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達状況にあった図書を、次の中から選定し教科書として採択する。 （１）「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和８年度使用）」（Ｐ５７～６４参照）に記載の知的障害者用教科書 （２）その他絶版の恐れがない令和８年度に供給が見込まれる一般図書（Ｐ６５～６６参照） **３　図書選定の状況** 足立区立小学校使用教科用図書採択要綱及び足立区立中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、学校教育法附則第９条図書委員会（※）を設置し、選定図書の審査を行った。 （１）６月２６日（木）　特別支援学級設置校へ図書選定依頼 （２）７月２８日（月）　図書委員会開催 ※　教育指導課長、こども支援センターげんき担当指導主事、特別支援学級設置小学校長３人、特別支援学級設置中学校長２人で構成される。 **４　審査結果** ７月２９日（火）「令和８年度 足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧」（Ｐ５４～５５参照）を教育長に提出 **５　今後の方針** 本議案が可決されたならば、採択された教科用図書の名称・必要数等について、学務課から都に報告する（９月予定）。

特別支援学校用
（小・中学部）

教　科　書　目　録

（令和８年度使用）

令和７年４月

文部科学省

（別　表）

区　分	小学部 種目	種類数	点数	中学部 種目	種類数	点数
		種	点		種	点
視覚障害者用	[点字版]			[点字版]		
	国語	1	23	国語	1	18
	社会	1	24	社会(地理的分野)	1	12
	算数	1	56	社会(歴史的分野)	1	10
	理科	1	24	社会(公民的分野)	1	12
	英語	1	8	数学	1	31
	道徳	1	12	理科	1	31
				英語	1	20
				道徳	1	6
小計		6種	147点		8種	140点
		（4者）			（5者）	
聴覚障害者用	言語指導	1	6	言語	1	1
小計		1	6		1	1
		（1者）			（1者）	
知的障害者用	国語	1	3	国語	1	2
	算数	1	4	社会	1	2
	生活	1	3	数学	1	2
	音楽	1	3	理科	1	2
				音楽	1	2
				職業・家庭	1	2
小計		4	13		6	12
		（2者）			（2者）	
合計		11	166		15	153
		（6者）			（7者）	

はしがき

1　この教科書目録は，「教科書の発行に関する臨時措置法」第６条第１項の規定により，指定教科書発行者の届出に基づき文部科学省において作成したものです。

2　特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書は，「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第１３条第６項等の規定により，この目録に登載された教科書のうちから採択しなければなりません。
（学校教育法附則第９条の規定による教科用図書を除く。）

なお，特別支援学校小・中学部学習指導要領に規定するところにより，特に必要があって，各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を，当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって替える場合においては，当該児童・生徒が属する学年よりも下の学年用の教科書を採択することもできます。

3　目録中，予定定価欄に記載された金額は，書目の届出時において設定された予定額であり，実際に使用される際の定価は，文部科学大臣により認可されます。このため，予定定価と実際に使用される際の定価が異なることがあります。

4　この目録に登載された特別支援学校用教科書の種目別の種類数・点数は，別表のとおりです。

目　次

小学部視覚障害者用

［点字版］　ページ
- 国語 …… 1
- 社会 …… 3
- 算数 …… 5
- 理科 …… 9
- 外国語（英語） …… 11
- 道徳 …… 12

中学部視覚障害者用

［点字版］
- 国語 …… 13
- 社会（地理的分野） …… 14
- 社会（歴史的分野） …… 15
- 社会（公民的分野） …… 16
- 数学 …… 17
- 理科 …… 19
- 外国語（英語） …… 21
- 道徳 …… 22

小学部聴覚障害者用
- 言語指導 …… 23

中学部聴覚障害者用　ページ
- 言語 …… 23

小学部知的障害者用
- 国語 …… 24
- 算数 …… 24
- 生活 …… 24
- 音楽 …… 25

中学部知的障害者用
- 国語 …… 25
- 社会 …… 25
- 数学 …… 25
- 理科 …… 26
- 音楽 …… 26
- 職業・家庭 …… 26

発行者一覧 …… 27

特別支援学校小学部視覚障害者用［点字版］

国語　国語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	単位年	著作者
182 ライト	1	国語 A-161	こくご 点字導入編	B5 128	13,986	令5	文部科学省
		国語 A-162	こくご 1−1	B5 106	11,583	令5	
		国語 A-163	こくご 1−2	B5 142	15,516	令5	
	2	国語 A-261	こくご 2−1	B5 110	12,020	令5	
		国語 A-262	こくご 2−2	B5 140	15,298	令5	
		国語 A-263	こくご 2−3	B5 146	15,953	令5	
		国語 A-264	こくご 2−4	B5 126	13,767	令5	
	3	国語 A-361	国語 3−1	B5 144	15,735	令5	
		国語 A-362	国語 3−2	B5 218	23,821	令5	
		国語 A-363	国語 3−3	B5 122	13,331	令5	
		国語 A-364	国語 3−4	B5 192	20,979	令5	
	4	国語 A-461	国語 4−1	B5 146	15,953	令5	
		国語 A-462	国語 4−2	B5 180	19,668	令5	
		国語 A-463	国語 4−3	B5 154	16,827	令5	
		国語 A-464	国語 4−4	B5 184	20,105	令5	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	単位年	著作者
182 ライト	5	国語 A-561	国語 5−1	B5 152	16,609	令5	文部科学省
		国語 A-562	国語 5−2	B5 152	17,702	令5	
		国語 A-563	国語 5−3	B5 166	18,139	令5	
		国語 A-564	国語 5−4	B5 186	20,323	令5	
	6	国語 A-661	国語 6−1	B5 154	17,920	令5	
		国語 A-662	国語 6−2	B5 150	16,390	令5	
		国語 A-663	国語 6−3	B5 146	15,953	令5	
		国語 A-664	国語 6−4	B5 196	21,417	令5	

社会　社会

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	単位年	著作者
216 支援センター	3	社会 A-361	社会 3−1	B5 216	32,549	令5	文部科学省
		社会 A-362	社会 3−2	B5 174	26,220	令5	
		社会 A-363	社会 3−3	B5 116	17,480	令5	
		社会 A-364	社会 3−4	B5 124	18,686	令5	
	4	社会 A-461	社会 4−1	B5 176	26,521	令5	
		社会 A-462	社会 4−2	B5 250	37,673	令5	
		社会 A-463	社会 4−3	B5 178	26,823	令5	
		社会 A-464	社会 4−4	B5 220	33,152	令5	
		社会 A-465	社会 4−5	B5 220	33,152	令5	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	単位年	著作者
216 支援センター	5	社会 A-561	社会 5−1	B5 294	44,303	令5	文部科学省
		社会 A-562	社会 5−2	B5 200	30,138	令5	
		社会 A-563	社会 5−3	B5 164	24,713	令5	
		社会 A-564	社会 5−4	B5 234	35,262	令5	
		社会 A-565	社会 5−5	B5 260	39,180	令5	
		社会 A-566	社会 5−6	B5 166	25,015	令5	
		社会 A-567	社会 5−7	B5 214	32,247	令5	
	6	社会 A-661	社会 6−1	B5 174	26,220	令5	
		社会 A-662	社会 6−2	B5 194	29,234	令5	
		社会 A-663	社会 6−3	B5 194	29,234	令5	
		社会 A-664	社会 6−4	B5 218	32,850	令5	
		社会 A-665	社会 6−5	B5 224	33,754	令5	
		社会 A-666	社会 6−6	B5 190	28,632	令5	
		社会 A-667	社会 6−7	B5 188	28,330	令5	
		社会 A-668	社会 6−8	B5 254	38,276	令5	

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	1	算数 A-161	さんすう 触って学ぶ導入編	B5 180	27,321	令5	文部科学省
		算数 A-162	さんすう 1−1	B5 142	21,553	令5	
		算数 A-163	さんすう 1−2	B5 96	14,571	令5	
		算数 A-164	さんすう 1−3	B5 218	33,089	令5	
		算数 A-165	さんすう 1−4	B5 206	31,267	令5	
		算数 A-166	さんすう 1−5	B5 194	29,446	令5	
		算数 A-167	さんすう 1−6	B5 170	25,803	令5	
		算数 A-168	さんすう 1−7	B5 180	27,321	令5	
	2	算数 A-261	さんすう 2−1	B5 140	21,249	令5	
		算数 A-262	さんすう 2−2	B5 136	20,643	令5	
		算数 A-263	さんすう 2−3	B5 202	30,660	令5	
		算数 A-264	さんすう 2−4	B5 168	25,500	令5	
		算数 A-265	さんすう 2−5	B5 236	35,821	令5	
		算数 A-266	さんすう 2−6	B5 215	32,786	令5	
		算数 A-267	さんすう 2−7	B5 128	19,428	令5	
		算数 A-268	さんすう 2−8	B5 162	24,589	令5	
		算数 A-269	さんすう 珠算編1	B5 178	27,018	令5	
		算数 A-270	さんすう 珠算編2	B5 232	35,214	令5	

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	3	算数 A-361	さんすう 3−1	B5 178	27,018	令5	文部科学省
		算数 A-362	さんすう 3−2	B5 210	31,875	令5	
		算数 A-363	さんすう 3−3	B5 134	20,339	令5	
		算数 A-364	さんすう 3−4	B5 184	27,929	令5	
		算数 A-365	さんすう 3−5	B5 128	19,428	令5	
		算数 A-366	さんすう 3−6	B5 168	25,500	令5	
		算数 A-367	さんすう 3−7	B5 218	33,089	令5	
		算数 A-368	さんすう 3−8	B5 152	23,072	令5	
		算数 A-369	さんすう 3−9	B5 142	21,552	令5	
	4	算数 A-461	算数 4−1	B5 192	29,143	令5	
		算数 A-462	算数 4−2	B5 232	35,214	令5	
		算数 A-463	算数 4−3	B5 154	23,374	令5	
		算数 A-464	算数 4−4	B5 286	43,410	令5	
		算数 A-465	算数 4−5	B5 182	27,625	令5	
		算数 A-466	算数 4−6	B5 140	21,249	令5	
		算数 A-467	算数 4−7	B5 276	41,893	令5	
		算数 A-468	算数 4−8	B5 240	36,428	令5	
		算数 A-469	算数 4−9	B5 204	30,964	令5	

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	5	算数 A-561	算数 5−1	B5 84	12,750	令5	文部科学省
		算数 A-562	算数 5−2	B5 166	25,197	令5	
		算数 A-563	算数 5−3	B5 112	17,000	令5	
		算数 A-564	算数 5−4	B5 166	25,197	令5	
		算数 A-565	算数 5−5	B5 266	40,374	令5	
		算数 A-566	算数 5−6	B5 182	27,625	令5	
		算数 A-567	算数 5−7	B5 122	18,517	令5	
		算数 A-568	算数 5−8	B5 146	22,161	令5	
		算数 A-569	算数 5−9	B5 286	43,410	令5	
		算数 A-570	算数 5−10	B5 256	38,857	令5	
		算数 A-571	算数 5−11	B5 252	38,248	令5	

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	6	算数 A-661	算数 6−1	B5 188	28,535	令5	文部科学省
		算数 A-662	算数 6−2	B5 202	30,660	令5	
		算数 A-663	算数 6−3	B5 242	36,732	令5	
		算数 A-664	算数 6−4	B5 244	37,036	令5	
		算数 A-665	算数 6−5	B5 190	28,839	令5	
		算数 A-666	算数 6−6	B5 236	35,821	令5	
		算数 A-667	算数 6−7	B5 174	26,410	令5	
		算数 A-668	算数 6−8	B5 216	32,786	令5	
		算数 A-669	算数 6−9	B5 138	20,945	令5	

理科　理科

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作権	著作者
181 東点	3	理科 A-361	理科 3−1	B5 122	18,731	令5	文部科学省
		理科 A-362	理科 3−2	B5 136	20,880	令5	
		理科 A-363	理科 3−3	B5 126	19,652	令5	
		理科 A-364	理科 3−4	B5 130	19,959	令5	
		理科 A-365	理科 3−5	B5 94	14,432	令5	
		理科 A-366	理科 3−6	B5 102	15,659	令5	
	4	理科 A-461	理科 4−1	B5 170	26,100	令5	
		理科 A-462	理科 4−2	B5 148	22,723	令5	
		理科 A-463	理科 4−3	B5 102	15,660	令5	
		理科 A-464	理科 4−4	B5 132	20,266	令5	
		理科 A-465	理科 4−5	B5 148	22,723	令5	
		理科 A-466	理科 4−6	B5 162	24,872	令5	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作権	著作者
181 東点	5	理科 A-561	理科 5−1	B5 104	15,968	令5	文部科学省
		理科 A-562	理科 5−2	B5 138	21,187	令5	
		理科 A-563	理科 5−3	B5 118	18,116	令5	
		理科 A-564	理科 5−4	B5 104	15,968	令5	
		理科 A-565	理科 5−5	B5 130	19,959	令5	
		理科 A-566	理科 5−6	B5 154	23,643	令5	
	6	理科 A-661	理科 6−1	B5 114	17,503	令5	
		理科 A-662	理科 6−2	B5 158	24,258	令5	
		理科 A-663	理科 6−3	B5 110	16,888	令5	
		理科 A-664	理科 6−4	B5 158	24,258	令5	
		理科 A-665	理科 6−5	B5 152	23,336	令5	
		理科 A-666	理科 6−6	B5 124	19,037	令5	

外国語　英語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作権	著作者
181 東点	5	英語 A-561	英語 5−1	B5 160	24,564	令5	文部科学省
		英語 A-562	英語 5−2	B5 156	23,951	令5	
		英語 A-563	英語 5−3	B5 108	16,581	令5	
		英語 A-564	英語 5−4	B5 122	18,731	令5	
	6	英語 A-661	英語 6−1	B5 168	25,793	令5	
		英語 A-662	英語 6−2	B5 150	23,030	令5	
		英語 A-663	英語 6−3	B5 98	15,046	令5	
		英語 A-664	英語 6−4	B5 126	19,345	令5	

特別の教科 道徳　道徳

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作権	著作者
182 ライト	1	道徳 A-161	どうとく 1−1	B5 122	14,361	令5	文部科学省
		道徳 A-162	どうとく 1−2	B5 128	15,067	令5	
	2	道徳 A-261	どうとく 2−1	B5 105	12,477	令5	
		道徳 A-262	どうとく 2−2	B5 100	11,771	令5	
	3	道徳 A-361	どうとく 3−1	B5 135	16,009	令5	
		道徳 A-362	どうとく 3−2	B5 134	15,772	令5	
	4	道徳 A-461	道徳 4−1	B5 136	16,009	令5	
		道徳 A-462	道徳 4−2	B5 128	15,066	令5	
	5	道徳 A-561	道徳 5−1	B5 176	20,717	令5	
		道徳 A-562	道徳 5−2	B5 202	23,778	令5	
	6	道徳 A-661	道徳 6−1	B5 194	22,836	令5	
		道徳 A-662	道徳 6−2	B5 194	22,835	令5	

国語　国語

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
216 支援センター	1	国語 A-701	国語 1−1	B5 204	22,618	令6	文部科学省
		国語 A-702	国語 1−2	B5 230	25,501	令6	
		国語 A-703	国語 1−3	B5 232	25,723	令6	
		国語 A-704	国語 1−4	B5 140	15,522	令6	
		国語 A-705	国語 1−5	B5		令6	
		国語 A-706	国語 1−6	B5		令6	
	2	国語 A-801	国語 2−1	B5 202	22,397	令6	
		国語 A-802	国語 2−2	B5 238	26,388	令6	
		国語 A-803	国語 2−3	B5 254	28,162	令6	
		国語 A-804	国語 2−4	B5 136	15,079	令6	
		国語 A-805	国語 2−5	B5		令6	
		国語 A-806	国語 2−6	B5		令6	
	3	国語 A-901	国語 3−1	B5 252	27,940	令6	
		国語 A-902	国語 3−2	B5 198	21,953	令6	
		国語 A-903	国語 3−3	B5 228	25,279	令6	
		国語 A-904	国語 3−4	B5 230	25,501	令6	
		国語 A-905	国語 3−5	B5		令6	
		国語 A-906	国語 3−6	B5		令6	

社会　社会(地理的分野)

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
216 支援センター	1・2	地理 A-701	社会（地理）1	B5 280	36,082	令6	文部科学省
		地理 A-702	社会（地理）2	B5 250	32,216	令6	
		地理 A-703	社会（地理）3	B5 190	24,484	令6	
		地理 A-704	社会（地理）4	B5 212	27,319	令6	
		地理 A-705	社会（地理）5	B5		令6	
		地理 A-706	社会（地理）6	B5		令6	
		地理 A-707	社会（地理）7	B5 264	34,020	令6	
		地理 A-708	社会（地理）8	B5 206	26,546	令6	
		地理 A-709	社会（地理）9	B5		令6	
		地理 A-710	社会（地理）10	B5		令6	
		地理 A-711	社会（地理）11	B5		令6	
		地理 A-712	社会（地理）12	B5		令6	

社会　社会(歴史的分野)

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	1-3	歴史 A-701	社会（歴史）1	B5 350	36,011	令6	文部科学省
		歴史 A-702	社会（歴史）2	B5 288	29,632	令6	
		歴史 A-703	社会（歴史）3	B5 236	24,282	令6	
		歴史 A-704	社会（歴史）4	B5		令6	
		歴史 A-705	社会（歴史）5	B5		令6	
		歴史 A-706	社会（歴史）6	B5		令6	
		歴史 A-707	社会（歴史）7	B5		令6	
		歴史 A-708	社会（歴史）8	B5		令6	
		歴史 A-709	社会（歴史）9	B5 128	13,170	令6	
		歴史 A-710	社会（歴史）10	B5 230	23,665	令6	

社会　社会(公民的分野)

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
217 日点	3	公民 A-901	社会（公民）1	B5 220	21,801	令6	文部科学省
		公民 A-902	社会（公民）2	B5 152	15,062	令6	
		公民 A-903	社会（公民）3	B5 224	22,197	令6	
		公民 A-904	社会（公民）4	B5 210	20,810	令6	
		公民 A-905	社会（公民）5	B5 178	17,639	令6	
		公民 A-906	社会（公民）6	B5		令6	
		公民 A-907	社会（公民）7	B5		令6	
		公民 A-908	社会（公民）8	B5		令6	
		公民 A-909	社会（公民）9	B5		令6	
		公民 A-910	社会（公民）10	B5		令6	
		公民 A-911	社会（公民）11	B5		令6	
		公民 A-912	社会（公民）12	B5 212	21,008	令6	

数学　数学

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
182 ライト	1	数学 A-701	数学 1−1	B5 168	19,108	令6	文部科学省
		数学 A-702	数学 1−2	B5 134	15,241	令6	
		数学 A-703	数学 1−3	B5 172	19,563	令6	
		数学 A-704	数学 1−4	B5 118	13,421	令6	
		数学 A-705	数学 1−5	B5 228	25,932	令6	
		数学 A-706	数学 1−6	B5		令6	
		数学 A-707	数学 1−7	B5		令6	
		数学 A-708	数学 1−8	B5		令6	
		数学 A-709	数学 1−9	B5		令6	
		数学 A-710	数学 1−10	B5		令6	
		数学 A-711	数学 1−11	B5		令6	

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
182 ライト	2	数学 A-801	数学 2−1	B5 180	20,472	令6	文部科学省
		数学 A-802	数学 2−2	B5 120	13,648	令6	
		数学 A-803	数学 2−3	B5 134	15,241	令6	
		数学 A-804	数学 2−4	B5 170	19,335	令6	
		数学 A-805	数学 2−5	B5		令6	
		数学 A-806	数学 2−6	B5		令6	
		数学 A-807	数学 2−7	B5		令6	
		数学 A-808	数学 2−8	B5		令6	
		数学 A-809	数学 2−9	B5		令6	
		数学 A-810	数学 2−10	B5		令6	
	3	数学 A-901	数学 3−1	B5 204	23,202	令6	
		数学 A-902	数学 3−2	B5 226	25,704	令6	
		数学 A-903	数学 3−3	B5 142	16,150	令6	
		数学 A-904	数学 3−4	B5 140	15,923	令6	
		数学 A-905	数学 3−5	B5 124	14,103	令6	
		数学 A-906	数学 3−6	B5		令6	
		数学 A-907	数学 3−7	B5		令6	
		数学 A-908	数学 3−8	B5		令6	
		数学 A-909	数学 3−9	B5		令6	
		数学 A-910	数学 3−10	B5		令6	

理科　理科

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	1	理科 A-701	理科 1−1	B5 162	19,698	令6	文部科学省
		理科 A-702	理科 1−2	B5 160	19,454	令6	
		理科 A-703	理科 1−3	B5 142	17,286	令6	
		理科 A-704	理科 1−4	B5 226	27,479	令6	
		理科 A-705	理科 1−5	B5 164	19,941	令6	
		理科 A-706	理科 1−6	B5		令6	
		理科 A-707	理科 1−7	B5		令6	
		理科 A-708	理科 1−8	B5		令6	
		理科 A-709	理科 1−9	B5		令6	
	2	理科 A-801	理科 2−1	B5 222	26,993	令6	
		理科 A-802	理科 2−2	B5 112	13,618	令6	
		理科 A-803	理科 2−3	B5 154	18,725	令6	
		理科 A-804	理科 2−4	B5 140	17,023	令6	
		理科 A-805	理科 2−5	B5 200	24,318	令6	
		理科 A-806	理科 2−6	B5 242	29,425	令6	
		理科 A-807	理科 2−7	B5		令6	
		理科 A-808	理科 2−8	B5		令6	
		理科 A-809	理科 2−9	B5		令6	
		理科 A-810	理科 2−10	B5		令6	
		理科 A-811	理科 2−11	B5		令6	

発行者の符号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	3	理科 A-901	理科 3−1	B5 184	22,372	令6	文部科学省
		理科 A-902	理科 3−2	B5 242	29,425	令6	
		理科 A-903	理科 3−3	B5 218	26,507	令6	
		理科 A-904	理科 3−4	B5 232	28,209	令6	
		理科 A-905	理科 3−5	B5 128	15,563	令6	
		理科 A-906	理科 3−6	B5		令6	
		理科 A-907	理科 3−7	B5		令6	
		理科 A-908	理科 3−8	B5		令6	
		理科 A-909	理科 3−9	B5		令6	
		理科 A-910	理科 3−10	B5		令6	
		理科 A-911	理科 3−11	B5		令6	

外国語　英語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	1	英語 A-701	英語 1−1	B5 196	22,732	令6	文部科学省
		英語 A-702	英語 1−2	B5		令6	
		英語 A-703	英語 1−3	B5		令6	
		英語 A-704	英語 1−4	B5 130	15,077	令6	
		英語 A-705	英語 1−5	B5 178	20,644	令6	
		英語 A-706	英語 資料編	B5 194	22,500	令6	
	2	英語 A-801	英語 2−1	B5 224	25,979	令6	
		英語 A-802	英語 2−2	B5		令6	
		英語 A-803	英語 2−3	B5		令6	
		英語 A-804	英語 2−4	B5		令6	
		英語 A-805	英語 2−5	B5 178	20,644	令6	
		英語 A-806	英語 2−6	B5 138	16,005	令6	
		英語 A-807	英語 2−7	B5 138	16,005	令6	
	3	英語 A-901	英語 3−1	B5 220	25,516	令6	
		英語 A-902	英語 3−2	B5		令6	
		英語 A-903	英語 3−3	B5		令6	
		英語 A-904	英語 3−4	B5		令6	
		英語 A-905	英語 3−5	B5 174	20,180	令6	
		英語 A-906	英語 3−6	B5 206	23,892	令6	
		英語 A-907	英語 3−7	B5 168	19,185	令6	

特別の教科　道徳　道徳

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
195 ヘレン	1	道徳 A-701	道徳 1−1	B5 224	22,210	令6	文部科学省
		道徳 A-702	道徳 1−2	B5 192	19,037	令6	
	2	道徳 A-801	道徳 2−1	B5 216	21,416	令6	
		道徳 A-802	道徳 2−2	B5 192	19,037	令6	
	3	道徳 A-901	道徳 3−1	B5 224	22,210	令6	
		道徳 A-902	道徳 3−2	B5 202	20,028	令6	

特別支援学校小学部聴覚障害者用

国語　言語指導

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
17 教出	1	国語 B-121	こくご ことばのべんきょう 一ねん	B5 160	9,865	平31	文部科学省
	2	国語 B-221	こくご ことばのべんきょう 二ねん	B5 172	9,404	平31	
	3	国語 B-321	こくご ことばのべんきょう 三ねん	B5 120	7,799	平31	
	4	国語 B-421	国語 ことばのれんしゅう 四年	B5 78	5,693	平31	
	5	国語 B-521	国語 ことばの練習 五年	B5 74	5,474	平31	
	6	国語 B-621	国語 ことばの練習 六年	B5 82	5,814	平31	

特別支援学校中学部聴覚障害者用

国語　言語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
17 教出	1-3	国語 B-721	国語 言語編	B5 168	9,730	令2	文部科学省

特別支援学校小学部知的障害者用

国語　国語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-6	国語 C-121	こくご ☆	B5 88	926	平31	文部科学省
		国語 C-122	こくご ☆☆	B5 112	951	平31	
		国語 C-123	こくご ☆☆☆	B5 112	916	平31	

算数　算数

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
17 教出	1-6	算数 C-121	さんすう ☆	B5 88	3,038	平31	文部科学省
		算数 C-122	さんすう ☆☆(1)	B5 68	1,730	平31	
		算数 C-123	さんすう ☆☆(2)	B5 58	2,598	平31	
		算数 C-124	さんすう ☆☆☆	B5 106	2,200	平31	

生活　生活

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-6	生活 C-121	せいかつ ☆	B5 104	787	令5	文部科学省
		生活 C-122	せいかつ ☆☆	B5 104	786	令5	
		生活 C-123	せいかつ ☆☆☆	B5 132	961	令5	

音楽　音楽

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-6	音楽 C-121	おんがく ☆	B5 128	1,396	平31	文部科学省
		音楽 C-122	おんがく ☆☆	B5 124	1,293	平31	
		音楽 C-123	おんがく ☆☆☆	B5 124	1,241	平31	

特別支援学校中学部知的障害者用

国語　国語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-3	国語 C-721	国語 ☆☆☆☆	B5 112	732	令2	文部科学省
		国語 C-722	国語 ☆☆☆☆☆	B5 120	799	令2	

社会　社会

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-3	社会 C-721	社会 ☆☆☆☆	AB 128	1,008	令6	文部科学省
		社会 C-722	社会 ☆☆☆☆☆	AB 144	1,071	令6	

数学　数学

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
17 教出	1-3	数学 C-721	数学 ☆☆☆☆	B5 152	1,790	令2	文部科学省
		数学 C-722	数学 ☆☆☆☆☆	B5 122	1,791	令2	

理科　理科

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-3	理科 C-721	理科 ☆☆☆☆	AB 144	1,091	令6	文部科学省
		理科 C-722	理科 ☆☆☆☆☆	AB 132	985	令6	

音楽　音楽

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-3	音楽 C-721	音楽 ☆☆☆☆	B5 160	1,105	令2	文部科学省
		音楽 C-722	音楽 ☆☆☆☆☆	B5 164	1,140	令2	

職業・家庭　職業・家庭

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-3	職家 C-721	職業・家庭 ☆☆☆☆	AB 80	660	令6	文部科学省
		職家 C-722	職業・家庭 ☆☆☆☆☆	AB 92	734	令6	

発行者一覧

発行者の番号・略称	発行者	郵便番号	住所	電話番号	発行教科書の種別
2 東書	東京書籍株式会社	114－8524	東京都北区堀船2の17の1	03(5390)7200(代)	特知 小中
17 教出	教育出版株式会社	135－0063	東京都江東区有明3の4の10 TFTビル西館	03(5579)6278(代)	特選 小中 特知 小中
181 東点	社会福祉法人 東京点字出版所	181－0013	東京都三鷹市下連雀3の32の10	0422(48)2221	特視 小中
182 ライト	社会福祉法人 日本ライトハウス	538－0042	大阪府大阪市鶴見区今津中2の4の37	06(6961)5521	特視 小中
196 ヘレン	社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会	169－0072	東京都新宿区大久保3の14の4	03(3200)1310	特視 小中
216 支援センター	社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	167－0034	東京都杉並区桃井4の4の3 スカイコート西荻弐2	03(5310)5051	特視 小中
217 日点	社会福祉法人 日本点字図書館	169－8585	東京都新宿区高田馬場1の23の4	03(3209)0241	特視 中

その他絶版の恐れがない令和８年度に供給が見込まれる一般図書　一覧

教科	小・中	一般図書名	発行者名
国語	中	ゆっくり学ぶ子どものための　国語４	同成社
	中	ひとりだちするための国語	日本教育研究出版
	中	改訂新版くらしに役立つ国語	東洋館出版社
書写	中	中学書写硬筆練習帳	教育出版
	中	極める！ペン字・筆文字練習帳	コスミック出版
社会	中	改訂新版くらしに役立つ社会	東洋館出版社
	中	超ビジュアル！日本の歴史人物大辞典	西東社
算数・数学	中	ひとりだちするための算数・数学	日本教育研究出版
	中	改訂新版くらしに役立つ数学	東洋館出版社
理科	中	改訂新版くらしに役立つ理科	東洋館出版社
	中	自立生活ハンドブック　４からだ！！げんき！？	育成会
技術・家庭	中	改訂新版くらしに役立つ家庭	東洋館出版社
	中	夢を育む技術、職業－未来に向かって	開隆堂出版
	中	共に生きる家庭科－自立を目指して	開隆堂出版

保健・保健体育	中	改訂新版図解中学体育東京版	廣済堂あかつき
	中	改訂新版くらしに役立つ保健体育	東洋館出版社
	中	ステップアップ中学体育	大修館書店
	中	子どもとマスターする５８の身体の知識 イラスト版体のしくみとケア	合同出版
英語	中	CD つき小学生の英語レッスン　絵でみて学ぼう英会話	成美堂出版
	中	学ぼう！英語　単語・発音・アルファベット	数研出版
	中	ＣＤつき絵で学ぶ小学生の英語レッスンＡＢＣから英会話まで	成美堂出版
	中	CD つき楽しく歌える英語のうた	成美堂出版

第７１号議案

足立区登録文化財の諮問について

上記の議案を提出する。

令和７年８月６日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区登録文化財の諮問について

足立区文化財保護審議会に下記のとおり諮問する。

記

１　諮問事項

区登録文化財の登録について

２　文化財登録候補

Ｐ６８のとおり

（提案理由）

足立区文化財保護条例第２５条により区登録文化財の登録について、足立区文化財保護審議会に諮問する必要があるので、この案を提出いたします。

令和７年度						
NO	名称	員数	所在地	所蔵者	種別	年代
1	高橋廣湖 「春秋野径図屏風」	１点 （二曲一隻）	大谷田5-20-1	足立区立郷土博物館 （名倉新宅資料）	有形文化財 （絵画）	明治32～45年 （1899～1912）
2	狩野素川壽信 「群鶴図屏風」	１点 （六曲一双）	－	個人蔵	有形文化財 （絵画）	明治時代
3	村越其栄 「鍾馗図」	１点 （一幅）	－	個人蔵	有形文化財 （絵画）	江戸時代後期
4	村越其栄 「天神図」	１点 （一幅）	大谷田5-20-1	足立区立郷土博物館 （中嶋家資料）	有形文化財 （絵画）	嘉永5年 （1852）
5	関屋圭明 「四季花鳥図屏風」	１点 （六曲一双）	大谷田5-20-1	足立区立郷土博物館 （中嶋家資料）	有形文化財 （絵画）	弘化2年頃 （1845）
6	森鷗外住居跡	１点	千住2	－	記念物 （史蹟）	明治時代
7	南北消防記念碑	１基	千住1-2-9	慈眼寺	有形民俗文化財	大正12 （1823）
8	煉瓦造山王社	１基	加賀2－6	加賀町会	有形民俗	明治～大正
9	不動明王像（常善院）	１躯	大谷田1-33-15	常善院	有形（彫刻）	万治2年（1659）

第７１号議案説明資料

令和７年８月６日

件　　名	**足立区登録文化財の諮問について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内　　容	**１　提案の理由** 足立区文化財保護条例第２５条により、区登録文化財の登録について文化財保護審議会に諮問する必要があるため。 **２　登録文化財候補** Ｐ６８のとおり **３　審議会日程（予定）** 令和７年　９月５日　文化財保護審議会（諮問　第１回） １２月５日　文化財保護審議会（諮問　第２回） 令和８年　３月　　文化財保護審議会（答申予定） **４　今後の予定** 本議案が可決されたならば、文化財保護審議会に諮問し、答申を得られた場合には、教育委員会定例会に登録案件として議案を提出する。

第７２号議案

「足立区文化財保存・活用アクションプラン」の諮問について

上記の議案を提出する。

令和７年８月６日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

「足立区文化財保存・活用アクションプラン」の諮問について

足立区文化財保護審議会に下記のとおり諮問する。

記

諮問事項

「足立区文化財保存・活用アクションプラン」の策定内容について

（１）保存

ア　文化財の調査・登録指定

イ　所有者への補助金

ウ　文化財の災害対策

（２）活用

ア　文化財の周知・啓発

イ　区民参加型の双方向の仕組み

ウ　大学と連携した調査研究・発表

（３）郷土愛

ア　学校教育と連携　郷土愛の醸成

イ　地域に根差した身近な文化財

（提案理由）

「足立区文化財保存・活用アクションプラン」について、足立区文化財保護条例第２５条により、教育委員会が必要と認める事項として足立区文化財保護審議会に諮問する必要があるので、この案を提出いたします。

第７２号議案説明資料

令和７年８月６日

件　　名	**「足立区文化財保存・活用アクションプラン」の諮問について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内　　容	**１　提案の理由** 「足立区文化財保存・活用アクションプラン」について、足立区文化財保護条例第２５条により、教育委員会が必要と認める事項として足立区文化財保護審議会に諮問する必要があるため。 **２　「足立区文化財保存・活用アクションプラン」** （１）目的 足立区内に存在する文化財（未指定・未登録文化財を含む）の保存・活用を推進することを目指し、新たに「足立区文化財保存・活用アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を策定する。 （２）位置づけ 『足立区文化芸術推進計画』において、文化財の保存および利活用に関し、「文化財の保存と利活用に関する行動計画を策定」すると示している。アクションプランはその行動計画に該当し、『足立区文化芸術推進計画』の下位計画となる。 （３）アクションプランの主な構成（案） ア　保存 ①　文化財の調査・登録指定 ②　所有者への補助金 ③　文化財の災害対策 イ　活用 ①　文化財の周知・啓発 ②　区民参加型の双方向の仕組み ③　大学と連携した調査研究・発表 ウ　郷土愛 ①　学校教育と連携　郷土愛の醸成 ②　地域に根差した身近な文化財 **３　審議会日程（予定）** 令和７年　９月５日　文化財保護審議会（諮問　第１回） １２月５日　文化財保護審議会（諮問　第２回） 令和８年　３月　　文化財保護審議会（答申予定） **４　今後の予定** 本議案が可決されたならば、文化財保護審議会に諮問し、答申を得られた場合には、教育委員会定例会に報告案件を提出する。

第７３号議案

「平野小学校校庭改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和７年８月６日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

「平野小学校校庭改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

「平野小学校校庭改修その他工事請負契約」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第７３号議案説明資料

令和７年８月６日

件　　名	**「平野小学校校庭改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について**
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 **１　契約の相手方** 太和工業株式会社 代表取締役　大山　誠司 東京都足立区鹿浜六丁目３６番１７号 **２　契　約　金　額** ２３６,２８０,０００円（落札率９９.４１％） **３　入　札　方　法** 条件付一般競争入札（総合評価方式） **４　入　札　番　号** 第２０１号 **５　予　定　価　格** ２３７,６８８,０００円（事後公表） **６　入札参加事業者数** ５者（入札１者・辞退４者） ※　主な辞退理由　見積り金額が予定価格帯を超過したため。 **７　入札日・開札日** 令和７年７月３０日 **８　工　　期** 契約締結の翌営業日から令和８年３月２３日まで **９　工　事　場　所** 足立区平野三丁目６番３号 **10　工　事　内　容** （１）校庭改修工事 （２）マンホールトイレ設置工事 （３）工事に伴う撤去補修等の工事 **※　契約金額、予定価格には消費税を含む。**

平野小学校　案内図


平野保育園
都住足立平野三丁目アパート
平野三丁目
都住平野三丁目第2アパート
公平野公園
区営シルバーピ
平野運動場
都住足立平野三丁目アパート
平野小学校
平野三丁目６番３号
平野ゲートボール場
平野住区センター
児平野二丁目児童遊園
公平野さくら公園
公一ツ家第二公園
足立つくし幼稚園
東島根中
平野一丁目
一ツ家一丁目

参考資料

（案）

第　　号議案

平野小学校校庭改修その他工事請負契約

上記の議案を提出する。

令和７年　　月　　日

提出者　足立区長　　近　藤　弥　生

平野小学校校庭改修その他工事請負契約

平野小学校校庭改修その他工事実施のため、下記の請負契約を締結する。

記

１	契約の目的	平野小学校校庭改修その他工事
２	契約の方法	条件付一般競争入札
３	契約金額	２３６，２８０，０００円
４	契約の相手方	東京都足立区鹿浜六丁目３６番１７号 太和工業株式会社 代表取締役　大山　誠司
５	工期	契約締結の翌営業日から令和８年３月２３日まで

（提案理由）

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和３９年足立区条例第１号）第２条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるので、条件付一般競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

7足総契発第992号
令和7年7月31日

足立区教育委員会
教育長　　中　村　明　慶　様

足立区長
近　藤　弥　生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和7年第3回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

（議案名）
1　平野小学校校庭改修その他工事請負契約

以上

足立区教育委員会 収受 7.7.31

教　育　委　員　会　報　告

令和７年８月６日

件　　名	**旅館業営業許可に関する教育委員会の意見に係る足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の規定に基づく処理の報告について**
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	標記の件について、旅館業法第３条第４項の規定に基づき、足立保健所長から旅館業営業許可申請についての照会があった。当該照会は、教育委員会としての意見を求められているところ、足立区教育委員会の権限の委任に関する規則第２条第１項の規定（教育長への委任）に基づき、以下のとおり回答を行った。 ついては、同規則第４条第１項の規定に基づき、本事案の処理について報告する。 **１　照会に対する回答について** **（１）教育委員会の意見**　※　Ｐ７９のとおり 意見はないものとする。 （２）学校長の意見（参考） 意見を付するに当たり、令和７年７月１５日（火）、区立大谷田小学校校長から本件旅館業営業許可申請の内容に関する意見聴取を行ったところ、特に意見はなかった。 ※　児童福祉施設（保育所等）については、保健所長から都知事に対して意見照会がなされている。 （３）保健所の見解（参考） 令和７年６月５日付で申請のあった同施設について、令和７年７月９日に実地検査を行い、申請書どおりの構造設備であることを確認した。 書類審査及び実地検査において、関係衛生法規に適合し、旅館業営業の許可をするにあたり支障なきものと判断する。 **２　照会概要** 旅館業の営業許可について、旅館業法第３条第１項の規定により特別区においては区長が行うこととされている。【足立区保健所長委任規則（昭和５０年規則第２９号）で足立保健所長に委任】 この許可を行うに当たり、当該施設から約９１メートルの位置に大谷田小学校が存在するため、旅館業法第３条第４項の規定に基づき、足立保健所長より教育委員会の意見を求められたもの である。

	※　旅館業法第３条第４項（要約） 区長は、旅館業の営業許可を与える際、当該施設の周囲おおむね１００メートルの区域内に学校等があるときは、その施設の設置によって環境が著しく害されるおそれがないかどうか、学校を設置する教育委員会の意見を求めなければならない。 **３　営業許可申請対象施設概要** （１）所在地　　東京都足立区中川四丁目４０番２１号 （２）申請者　　個人 （３）営業種別　旅館・ホテル営業 （４）名称　　亀のや （５）間取り、施設の外形　Ｐ８１～８６のとおり （６）当該学校までの距離　約９１メートル

７足教委収第２１号
令和７年７月１６日

足立区足立保健所長

足立区教育委員会
教育長　中村　明慶

旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について（回答）

令和７年６月６日付、７足足保生収第８６２－１号で照会のあった標記の件について、足立区教育委員会の権限の委任に関する規則第２条の規定により足立区教育委員会の権限を委任された同教育長から、下記のとおり回答いたします。

記

１　「旅館業営業許可申請」に関して、足立区足立保健所長より意見を求められた件について、意見はないものとする。

以上

７足足保生収第８６２－１号
令　和　７　年　６　月　６　日

足立区教育委員会　様

足立区足立保健所長
増田　和貴

旅館業営業許可申請について（照会）

貴職の所管する、足立区立大谷田小学校（住所：足立区中川四丁目４１番２７号）付近で下記のとおり旅館業営業許可申請がありました。つきましては、旅館業法第３条第４項の規定により、当該施設の許可について貴職のご意見を回答願います。

記

1	申請地	東京都足立区中川四丁目４０番２１号
2	申請者	[redacted]
3	営業種別及び名称	旅館・ホテル営業　亀のや
4	新設・譲渡の別	新設
5	施設概要	別図のとおり（付近見取図、構造設備の概要、平面図、立面図）
6	施設との距離	約９１メートル

7　参　　考
許可後すぐに営業開始予定



案内図


中川公園
サービスセンター
都立中川公園
下水道局中川水再生センター
中川五丁目
中川公園
(都立)
イーストピア東和
一東和
スピア東和
中川緑道
大谷田南公園
(交通広場)
中川区民事務所
長門住区センター分館
(中川地域センター)
大谷田小
中川四丁目
定立中川
目アパート
第六天児童遊園
地域包括支援センター中川
隅田学園
善應寺
半径 100M
半径 300M

旅館業構造設備の概要（１）

幼稚園、学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設、その他の施設からの距離

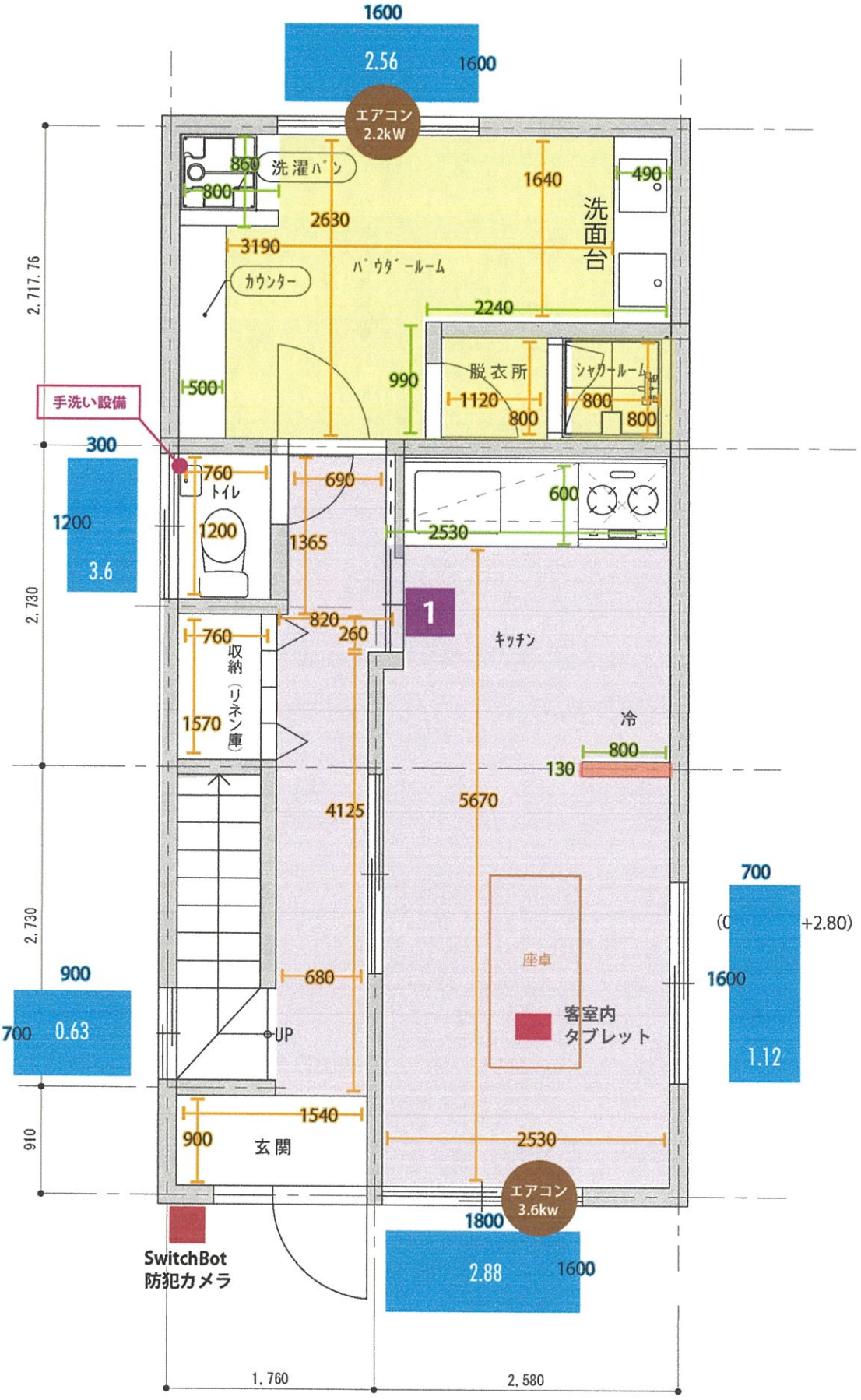
社会福祉法人 清仁会 隅田学園 の敷地から営業施設の敷地まで 60 m

足立区立大谷田小学校 の敷地から営業施設の敷地まで 91 m

面　積		敷地面積 67.63 ㎡	建築面積 37.67 ㎡	延べ面積 77.1 ㎡	旅館業該当面積 77.1 ㎡
建築物の構造等種類		ＲＣ造・Ｓ造・ＳＲＣ造・木造・モルタル・その他（ 木造瓦葺 ） 地上 2 階、地下 0 階建て・使用部分 1～2 階			
出　入　口		玄関帳場（フロント） 0 ㎡	ロビー 0 ㎡	下駄箱 有（玄関・室内）・なし	
客　室 59.81㎡ 1 室 10 名	階 寝台等	※各客室の面積・有効面積・トイレの数・浴室の面積・洗面の数・定員数等の一覧表は別に添付すること 1～2 階	階	階	階
	寝台（有・無）	59.81 ㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	1 室 10 名	室 名	室 名	室 名
	寝台（有・無）	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	寝台（有・無）	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	寝台（有・無）	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	寝台（有・無）	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	各階合計	59.81 ㎡ 1 室 10 名	㎡ 室 名	㎡ 室 名	㎡ 室 名
便　所	階　数	1 階	2 階	階	階
	共　用	男 か所 大 個 小 個	男 か所 大 個 小 個	男 か所 大 個 小 個	男 か所 大 個 小 個
		女 か所 個	女 か所 個	女 か所 個	女 か所 個
	個室専用	1 個	1 個	個	個
	だれでもトイレ	階 か所			

旅館業構造設備の概要（２）

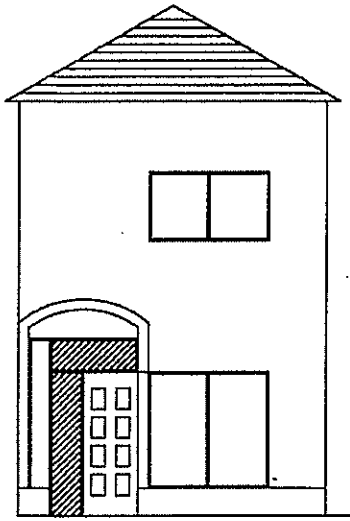
共用洗面所	階数	階	階	階	階
	か所数	か所	か所	か所	か所
	混合水栓	個	個	個	個
	湯栓	0 個	個	個	個
	水栓	0 個	個	個	個
個室洗面所	階数	1 階	階	階	階
	か所数	2 か所	か所	か所	か所
	混合水栓	2 個	個	個	個
	湯栓	個	個	個	個
	水栓	個	個	個	個
浴室	共用（浴槽：有・(無)）			個室専用（浴槽：有 (無)）	
	同時に複数人使用（可・(不可)）	1 階（男・女） ㎡ 混合水栓 1 個 湯栓 1 個 水栓 個 脱衣室面積 8.57㎡ 階（男・女） ㎡ 混合水栓 個 湯栓 個 水栓 個 脱衣室面積 ㎡		1 階 1 か所 脱衣所（(有)・無） 階 か所 脱衣所（有・無） 階 か所 脱衣所（有・無） 階 か所 脱衣所（有・無） ※面積は別紙のとおり	
その他の室	調理場 ㎡	食堂 ㎡	事務室 ㎡	従業員室 ㎡	
暖房の種類	エアコン・その他（ ）				
ガス設備	ガス設備がある客室 0 室	客室専用の元栓がある客室 0 室			
寝具格納設備	2キか所（ 2 階、 階、 階）				
営業所	名称：~~営業者自宅~~	所在地：~~足立区大谷田 1-36-1-415~~	電話：~~050-5470-6021~~		
玄関帳場の代替設備	別紙のとおり				
照明設備系統	別紙図面のとおり				
給排水設備系統	別紙図面のとおり				
機械換気設備系統	別紙図面のとおり				
調理・飲料用の使用水	(上水)（(直結)・専用水道・簡易専用水道・小規模給水施設） 貯水槽有効容量 ㎡				
調理・飲用以外の井戸の使用	有（用途： ）・(無) 井水用貯水槽 有・(無) 貯水槽有効容量 ㎡ 消毒薬使用 有・(無) 自動滅菌機 有・(無)				
その他の設備	貯湯槽 有（設定温度 ℃）・(無) 循環式風呂 有※・(無) 循環式浴槽の表示 有・無 浴槽循環系統数 （ ）系統 気泡発生装置 (有)（ か所）・無 露天風呂 有・(無) ※循環式風呂がある場合は、系統図を添付				
建築基準法関係	☑ 建築基準法関係規定に適合しています。				



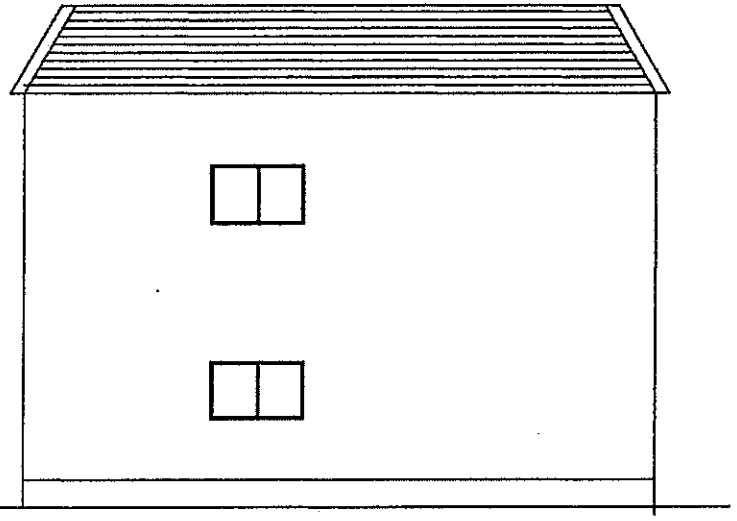
	構造部分の合計床面積	除外面積	有効面積	窓
1 LDK	(5.67×2.53) 14.34㎡	(0.8×0.13) 0.10㎡	14.24㎡	4.00㎡
1 廊下	(0.93+0.21+2.80) 3.94㎡	0㎡	3.94㎡	0.63㎡
パウダールーム	(9.50-2.21) 7.29㎡	7.29㎡	0㎡	3.04㎡
シャワー・脱衣所	((0.8×0.8)+(1.12×0.8)) 1.28㎡	1.28㎡	0㎡	
玄関	(900×1540) 1.38㎡	1.38㎡	0㎡	



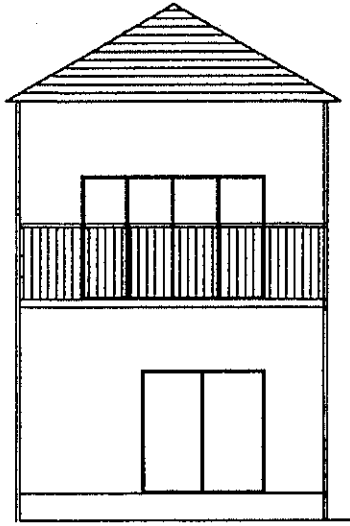
	構造部分の合計床面積	除外面積	有効面積	窓
2 洋室	((780×990)+(3200×6280)) 20.86 ㎡	(0.1×0.11) 0.01 ㎡	20.85 ㎡	5.18 ㎡
3 和室	(2630×800) 8.41 ㎡	0 ㎡	8.41 ㎡	3.35 ㎡
トイレ (1F)	(1200×760) 0.91 ㎡	0.91 ㎡	0 ㎡	0.36 ㎡
トイレ (2F)	(1750×760) 1.40 ㎡	1.40 ㎡	0 ㎡	
	構造部分の合計床面積合計 59.81 ㎡		有効面積合計 47.44 ㎡	



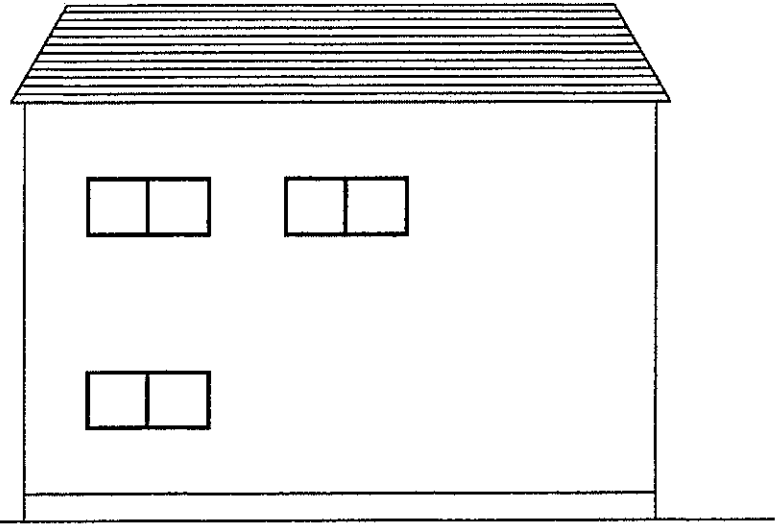
北側



東側



南側



西側

	件名 [redacted]様民泊戸建	立面図	縮尺 1/70

教　育　委　員　会　報　告

令和７年８月６日

件　　名	**令和７年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学力部分）について**
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内　　容	令和７年４月１１日に実施した、令和７年度「足立区学力定着に関する総合調査」のうち、学習定着度調査の結果について、以下のとおり報告する。 学習意識調査については、集計・分析結果がまとまり次第、あらためて報告する。

１　結果概要

	小学校	中学校
全体通過率 **（※１）** **（Ｒ６との比較）**	国語　87.3％ （＋4.5 ポイント） 算数　86.1％ （＋3.7 ポイント）	国語　69.7％ （－1.3 ポイント） 数学　64.4％ （－1.4 ポイント） 英語　65.8％ （＋1.2 ポイント）
正答率（※３）が全国値（※４）を上回った教科・学年	国語・算数 ２～６年生 （全教科・全学年）	国語　１～３年生 数学　１・２年生

※１　通過率：目標値（※２）以上の正答があった児童・生徒の割合
（目標値以上児童・生徒数÷受検者数×１００(%))
※２　目標値：前年度の基礎的な内容が理解できていれば正解できると期待される値（目標正答率）
※３　正答率：出題数中何問正解したかの割合
（正答数÷出題数×１００（%））
※４　全国値：委託事業者が取り扱っている全自治体分の平均値

（１）小学校

通過率は国語・算数ともに 85%を超え、学年・教科別では、全て前年度を上回った。正答率は、令和４年度から連続で全学年全教科で全国値を上回っており、授業力向上と個に応じた指導を柱とした施策に加え、各学校における教育活動の工夫と基礎学力の定着・向上の取組による成果が大きく表れた結果となった。

（２）中学校

通過率は、やや前年度を下回っているものの、正答率では、国語は全国値を上回り、数学・英語については全国値並みであった。

２　今後の取組

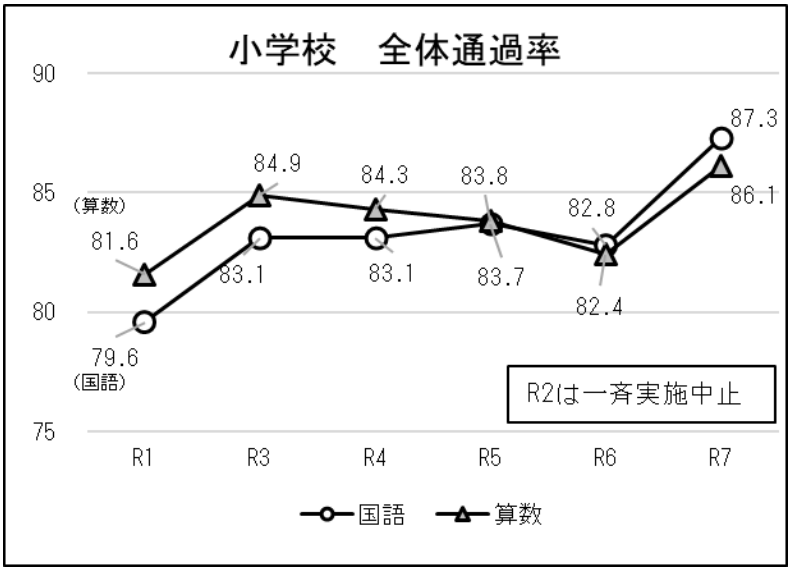
（１）各校が調査結果に基づく分析を行い、分析結果を踏まえた授業改善プランを作成し、意図的・計画に授業改善を図る。つまずきの多い学習内容については、補習で繰り返しの指導を行う等、個に応じた指導により解消を図る。

（２）調査結果について、区全体の傾向を踏まえた課題分析を行い指導主事や学力定着指導員とで共有するとともに、授業改善の取組や学校経営に課題のある学校には、重点的な助言・指導を行う。

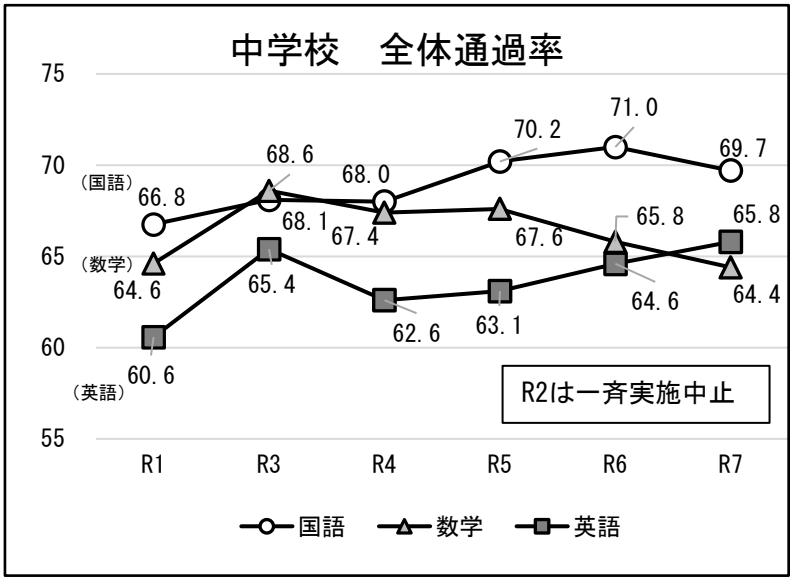
３　学習定着度調査結果

（１）小・中学校全体の通過率（単位：％）

ア　小学校



イ　中学校



（２）学年・教科別の目標値とこれを通過した割合である通過率及び正答率（単位：％）

表中の下線部の数値は、通過率はＲ７がＲ６を上回ったもの、正答率は全国値を上回ったものを表す。

ア　小学校

（ア）国語

	小２	小３	小４	小５	小６
目標値（Ｒ６）	74.4	72.7	56.7	50.0	50.0
通過率（Ｒ６）	81.5	83.2	84.2	81.9	83.1
目標値（Ｒ７）	72.5	72.2	60.5	50.0	53.5
通過率（Ｒ７）	**87.2**	**87.5**	**88.1**	**86.3**	**87.3**
正答率（Ｒ６）	86.3	85.3	72.9	67.3	66.6
正答率（Ｒ７） （全国値）	**85.7** (82.1)	**86.2** (82.6)	**80.7** (74.0)	**71.0** (65.5)	**74.6** (70.6)

（イ）算数

	小２	小３	小４	小５	小６
目標値（Ｒ６）	76.7	76.4	61.9	59.1	46.6
通過率（Ｒ６）	88.5	87.1	85.6	74.7	76.7
目標値（Ｒ７）	74.8	74.2	59.0	62.0	50.0
通過率（Ｒ７）	**92.4**	**90.3**	**88.4**	**82.8**	**77.6**
正答率（Ｒ６）	88.5	88.8	77.7	71.3	62.3
正答率（Ｒ７） （全国値）	**89.4** (83.6)	**87.9** (80.8)	**77.8** (71.4)	**78.2** (70.7)	**67.7** (63.2)

イ　中学校

（ア）国語

	中１	中２	中３
目標値（Ｒ６）	53.1	60.2	68.2
通過率（Ｒ６）	74.7	77.7	60.5
目標値（Ｒ７）	53.7	60.0	64.8
通過率（Ｒ７）	72.6	**80.0**	55.8
正答率（Ｒ６）	63.6	70.6	71.2
正答率（Ｒ７） （全国値）	**65.3** (64.6)	**74.3** (73.4)	**66.2** (65.8)

（イ）数学

	中１	中２	中３
目標値（Ｒ６）	55.6	41.8	40.1
通過率（Ｒ６）	75.9	68.3	52.9
目標値（Ｒ７）	54.9	50.8	50.3
通過率（Ｒ７）	72.4	65.3	**55.0**
正答率（Ｒ６）	69.9	52.2	42.6
正答率（Ｒ７） （全国値）	**65.1** (62.8)	**59.1** (57.7)	54.4 (54.7)

（ウ）英語

	中１	中２	中３
目標値（Ｒ６）	80.8	51.5	52.6
通過率（Ｒ６）	80.7	53.4	59.0
目標値（Ｒ７）	80.8	51.3	53.1
通過率（Ｒ７）	**86.0**	**56.7**	53.6
正答率（Ｒ６）	87.7	55.1	59.3
正答率（Ｒ７） （全国値）	89.7 (90.3)	57.3 (57.7)	58.3 (59.0)

４　周知時期・方法等

（１）調査結果の詳細及び各学校の学力向上への主な取組等を「調査結果報告書」（冊子）にとりまとめ、１２月下旬に関係機関に配付する（ただし、学校別ページについては、学校選択の参考資料となることから、９月上旬を目途に区ホームページに掲載する）。

（２）報告書の「概要版」（リーフレット）を１２月下旬に保護者に配付する。

≪参考≫

【実施概要】

１　実施日

令和７年４月１１日（金）

２　科目

（１）小学校（２～６年生）：学習定着度調査（国語、算数）
学習意識調査

（２）中学校（１～３年生）：学習定着度調査（国語、数学、英語）
学習意識調査

３　調査実施人数（単位：人）

（１）小学校

	２年	３年	４年	５年	６年	計
国語	4,216	4,255	4,472	4,625	4,580	22,148
算数	4,225	4,261	4,481	4,631	4,589	22,187
意識調査	4,244	4,287	4,512	4,655	4,597	22,295

（２）中学校

	１年	２年	３年	計
国語	4,199	4,030	3,902	12,131
数学	4,197	4,037	3,909	12,143
英語	4,196	4,038	3,915	12,149
意識調査	4,198	4,041	3,916	12,155

４　調査受託者

株式会社ベネッセコーポレーション

教　育　委　員　会　報　告

令和７年８月６日

件　　名	**千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について**
所管部課名	学校運営部学校施設管理課
内　　容	千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託事業者選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、以下のとおり報告する。 **１　業務名** 千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託 **２　業務目的、内容** （１）業務目的　千寿常東小学校の老朽化に伴う施設更新 （２）業務内容　基本構想、基本計画、基本設計等 **３　特定した相手方** （１）事業者名　株式会社　新居千秋都市建築設計 代表者　代表取締役　新居千秋 （２）所在地　東京都目黒区祐天寺二丁目１４番１９号　四宮ビル２階 **４　申込事業者数**　１事業者 **５　提案価格** ２２７，７００，０００円（税込） **６　業務期間** 契約締結日から令和９年３月１５日まで **７　特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント** （１）千寿常東小学校の周辺環境を踏まえ、周辺への日影等の影響に配慮した校舎配置が考えられていた。 （２）保護者や地域住民の意見を聞きながら設計を進める姿勢が強く感じられた。

8　特定までの経緯

（1）公募期間　令和７年３月３日から同月１９日まで

（2）選定委員会

ア　委員会開催状況

	開催日	内　容	審査事業者数
第１回	令和７年 １月１５日	選定方法や評価項目等の確認	－
第２回	令和７年 ４月３０日	第一次審査（提案書提出者の選定：書類審査）	１事業者
第３回	令和７年 ６月２３日	第二次審査（プレゼンテーション参加者の選定：書類審査）	１事業者
第４回	令和７年 ７月２４日	第三次審査（事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング）	１事業者

イ　委員構成（計５名）

種別	氏　名	役　職　等
学識経験者	土田　寛 【委員長】	東京電機大学　未来科学部 学部長
	大島　隆代	文教大学　人間科学部 人間科学科　准教授
区　民	田中　光義	まちづくりカウンセラー
	豊住　いずみ	千寿常東小学校開かれた学校づくり協議会会長
区職員	中村　明慶	教育長

ウ　審査項目及び審査結果

Ｐ９４「千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託提案書提出者選定結果（第一次）及び提案書特定結果（第二次、第三次）」のとおり

9　今後のスケジュール（予定）

（1）令和７年　８月～　　同年１１月　基本構想・基本計画書作成

（2）令和７年１２月～令和８年１０月　基本設計作成

（3）令和８年１１月～令和９年　３月　計画通知等諸手続

千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託提案書提出者選定結果及び提案書特定結果

1　提案書提出者選定結果（一次審査）

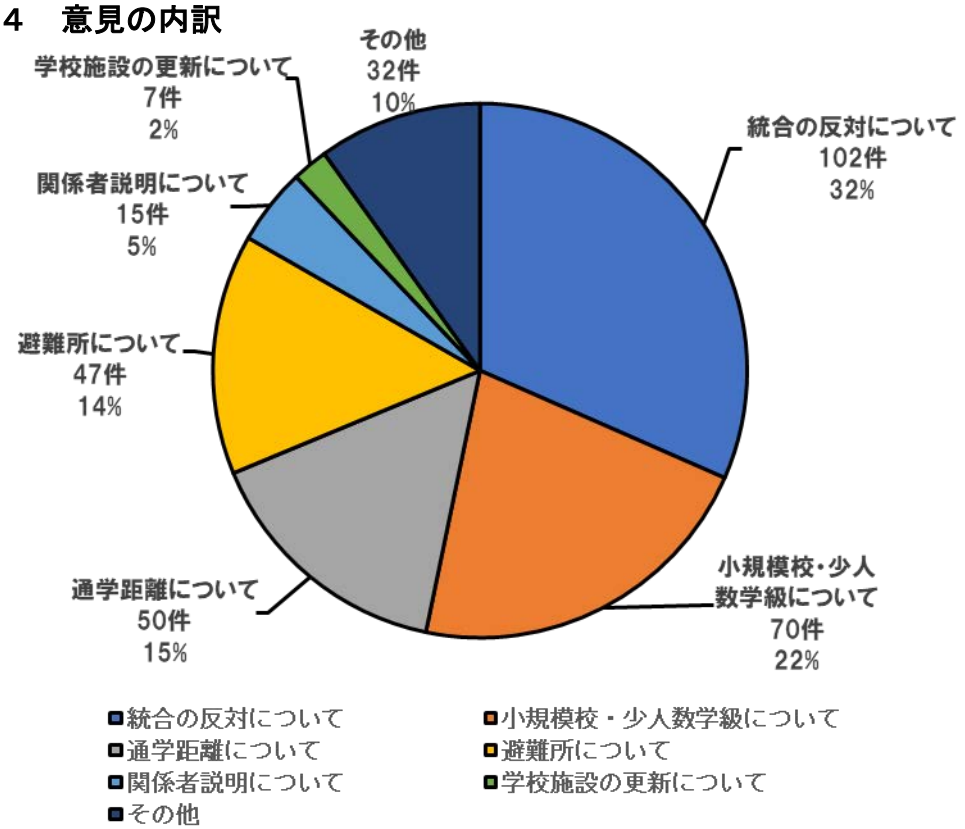
	評価項目	評価の視点	指標	配点	第一順位事業者
1	業務遂行力	本業務を遂行するために必要な技術者を有しているか	従業員数、有資格者数、責任者や専門技術者の配置、業務実施体制、技術協力体制等	100	64
2		本業務を円滑に進めるために十分な技術者の配置になっているか		100	68
3		必要な技術協力の体制が検討されているか		50	34
4	業務遂行力実績	本業務の遂行に有効な経験や実績、知識等を有しているか	同種又は類似業務の実績等	150	87
5	専任性	本業務に専念できる時間が十分にあるか	従事予定者の手持ち業務量	50	30
6	経営状況	経営基盤や財務状況が健全か	財務諸表	50	30
合計				500	313
7	区内事業者加算	区内に本店のある事業者に合計の10%を加点		50	0
総合計					313
結果					提案書提出者に選定

2　提案書特定結果（二次審査・三次審査）

	評価項目	評価の視点	指標	配点	第一順位事業者
1	業務の実施方針	ア　業務の遂行に必要な体制が組まれているか イ　無理のない設計業務の実施手順が計画されているか ウ　開設までの業務スケジュール案は効率的か エ　区民の意見や要望を反映する手法は適切か	実施方針書	125	85
2	技術的提案課題	技術提案課題①【全体計画】 「新しい時代の学びを実現する学校施設についての提案」 ア　「足立区教育振興ビジョン」に掲げる施策・戦略と関連付けた計画 イ　学校全体を学び・生活の場として捉え、多様な学びに対応できる施設の考え方 ウ　地域社会と連携・協創していく拠点としての学校施設の考え方 エ　「千住旭町地区地区まちづくり計画」との整合を図る	技術提案書	100	64
		技術提案課題②【避難所としての計画】 「地域性を考慮した避難所の提案」 ア　避難所としての効率的な建築及び敷地の考え方（浸水深の考慮等） イ　「足立区地域防災計画」との整合を図る		25	18
		技術提案課題③【施工計画・環境計画】 「合理的、経済的な施工計画の提案」、「２０５０年ＣＯ２ゼロへ向けた次世代型公共施設の提案」 ア　施工から解体までのライフサイクルコスト縮減についての考え方 イ　合理的な施工計画（敷地外に仮設校舎整備が不可）と工期について ウ　ＺＥＢＲｅａｄｙ以上とした場合の設計及び考え方		100	48
3	コスト	提案内容に対する設計費用の見積りは妥当か	設計費用の見積り額	50	34
4	プレゼンテーション・ヒアリング	ア　説明に説得力があるか イ　質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で回答されたか ウ　参加意欲が感じられるか	プレゼンテーション・ヒアリング	100	60
合計				500	309
5	区内事業者加算	区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合　5%		25	0
		区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合　4%		20	0
		区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合　3%		15	0
		区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合　2%		10	0
総合計					309
結果					特定

教　育　委　員　会　報　告

令和７年８月６日

件　　名	**「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて（案）～次世代へつなぐ適正規模・適正配置のガイドライン～」のパブリックコメント実施結果について**
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
内　　容	「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて（案）～次世代へつなぐ適正規模・適正配置のガイドライン～」策定に伴うパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。 **１　案件名** 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて（案）～次世代へつなぐ適正規模・適正配置のガイドライン～ **２　意見の募集期間** 令和７年６月２日（月）から同年７月１日（火）まで **３　意見提出数など** （１）意見提出者数（意見の件数）　１４９名（３２３件） （２）提出方法 ア　窓口への持参　７８名 イ　郵送　５名 ウ　ファクシミリ　４５名 エ　区ホームページの意見受付フォーム　２１名 **４　意見の内訳** 

	５　意見の概要及び区の考え方 別添資料２のとおり **６　今後の方針** （１）今回のパブリックコメントで集約したご意見を踏まえ、必要に応じてガイドラインに反映させ、令和７年１０月の本決定を目指す。 （２）ガイドライン完成後、取り組むエリアごとに新たな個別実施計画を策定し、地域関係者（地区町自連、開かれた学校づくり協議会等）に対して丁寧に説明していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和７年８月６日

件　　名	**令和８年度あだち放課後子ども教室の民間事業者への委託に関する進捗状況について**
所管部課名	学校運営部　青少年課 子ども家庭部　学童保育課、足立区生涯学習振興公社

内　　容

１　あだち放課後子ども教室における課題と民間委託検討の目的

あだち放課後子ども教室は、全６７区立小学校で実施している。全学年・平日全曜日実施を目標としているが、地域住民を中心とした実行委員会で運営されており、各実行委員会により利用学年や実施曜日に偏りがあることが課題となっている。この課題解決のため、民間事業者への委託化の検討に着手した。

２　民間委託化の対象校

校内学童がある３５校のうち、指定管理が運営している学童保育室が存する１３校を委託化検討の対象とした。そのうち、令和８年度については、令和７年度末で指定管理期間が満了となる５校を対象と想定している。

※　放課後子ども教室と学童保育室との一体的な運営が効果的であるため、校内学童の存する学校を対象とした。

３　対象校との協議状況

令和８年度からの民間委託化を検討している５校について、各実行委員会及び各放課後子ども教室のスタッフと協議したところ、３校について民間委託化の了承を得た。その他の学校も含めた状況は、以下のとおりである。

学校名	委託化	実施状況	主な意見
千寿第八	○	水：1・3・5・6年 金：2・4年	①　現体制では、現状より拡大して開催することは困難なため、積極的に委託化を受け入れたい。 ②　委託化しても、引き続き従事してくれるスタッフはいると思う。
大谷田	○	月：5・6年 火：3・4年 水：2年 木：3・4年 金：5・6年	①　全学年の受入れや事業の継続性を考えれば、委託化はやむを得ない。 ②　希望するスタッフが雇用してもらえるよう、取り計らってもらいたい。
東栗原	○	学年固定せず（各学年週 2 回程度）	①　全学年の受入れや事業の継続性を考えれば、委託化はやむを得ない。 ②　希望するスタッフが雇用してもらえるよう、取り計らってもらいたい。

島根	**協議中（※）**	月：4・5・6年 火：2・3年 水：固定せず 木：4・5・6年 金：2・3年	① 現体制では、現状より拡大して開催することは困難。 ② しかしながら、これまでの想いもあるため、実行委員会形式で続けていきたい。
中島根	**協議中**	学年固定せず（各学年週 3 回程度）	① スタッフの多くは、金銭よりもボランティア精神で従事している。 ② 段階的に週 5 日・全学年の実施に引き上げ、引き続き実行委員会形式で続けていきたい。

※　委託化の開始年度を遅らせることなども検討しながら、引き続き実行委員会やスタッフと協議していく。

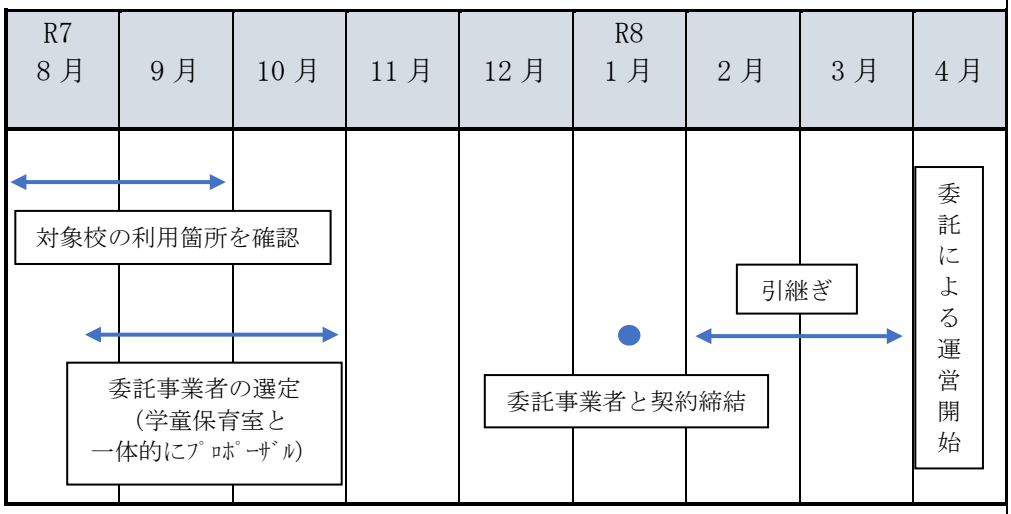
4　実行委員会方式と民間委託方式化の費用等比較（１校あたり）

項目	実行委員会方式 （令和７年度予算ベース）	民間委託方式 （他自治体参考）	
予算額	6,523 千円（概算） ・スタッフ謝金 4,119 千円 ・公社職員人件費 2,404 千円 （令和 6 年度実績）	16,000 千円	32,000 千円
対象学年	小学校１年生～６年生		
開催日数	168 日		292 日
開催曜日	月～金		月～土　※1
開催時間	放課後～17 時		放課後～17 時 ※2 土曜日、振替休日、長期休業日 9 時～12 時 13 時～17 時
国・都補助金（特財）	2,636 千円（東京都の補助基準額 3,954×2/3） 令和７年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金算定基準より		

※1　月～土には振替休日、長期休業日も含みます。

※2　土曜日、振替休日、長期休業日（夏休み等）の弁当持参については、衛生面の安全性やスタッフの休憩場所の確保など、対象校と協議しながら検討していく。

５　令和８年度民間委託実施に向けたスケジュール（予定）



６　令和９・１０年度の民間委託化検討の対象校

	令和９年度	令和１０年度
対象校	■千寿小学校 ■綾瀬小学校 ■江北小学校	■新田学園（第１・２校舎） ■亀田小学校 ■鹿浜未来小学校

※　令和８年度の対象校のうち、民間委託化に至らなかった学校については、引き続き協議していく。

教　育　委　員　会　報　告

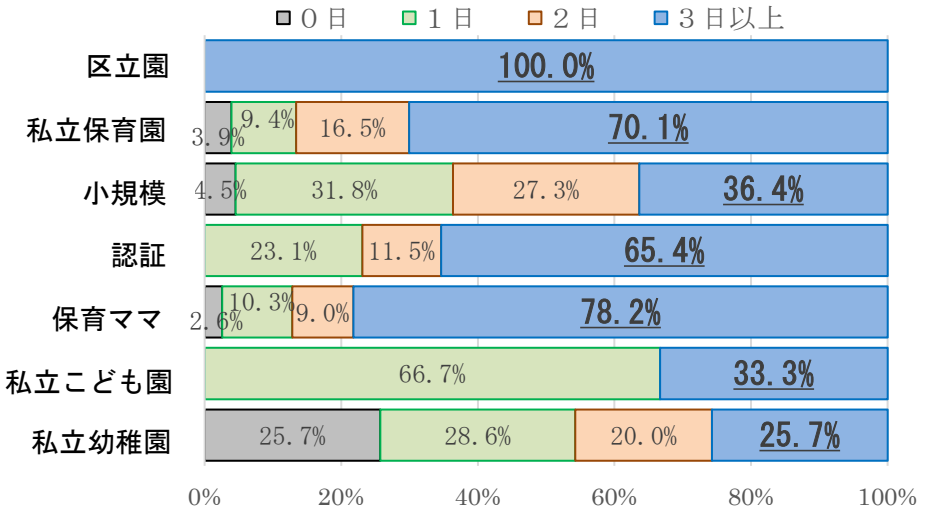
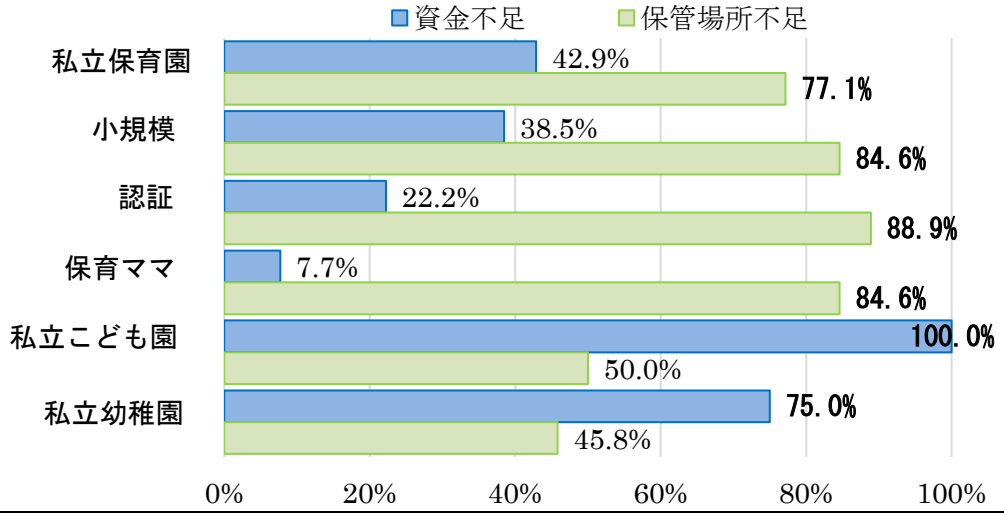
令和７年８月６日

件　　名	**三幸学園が運営する区内学校の幼稚園教諭の免許取得試験に関する内容について**
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内　　容	三幸学園が運営する、神奈川県の小田原短期大学（以下「小田原短大」という。）のマスコミ報道を受けて、同法人が運営する区内学校での状況等について以下のとおり報告する。 **１　小田原短大について、区が三幸学園から聴き取った内容** （１）マスコミ報道の概要 小田原短大での幼稚園教諭の免許取得に必要となる試験の一部において、令和４～６年度の間、模範解答が記載された「学習の手引き」の持ち込みが認められ、模範解答と同一の内容が出題されていた。 （２）事実確認 ア　小田原短大では、通信教育課程用に「学習の手引き」を作成し、幼稚園教諭の免許取得に向け指導している。 イ　科目修得試験※1において、教科書や「学習の手引き」の持ち込み自体は問題ないことから、持ち込み可としている。 ウ　ただし、同試験の問題全体の約１６％は、模範解答が記載されている「学習の手引き」からの出題であり、書き写せる状態にあった。 ※1　科目修得試験は、テキスト履修(印刷教材授業)の学習過程を経て受けられる授業科目ごとの単位を認定するための試験(小田原短大作成) 【卒業・免許取得のために必要な単位取得のプロセス】 科目修得試験や対面授業､メディアを利用した授業の他､教育実習など （３）文部科学省からの指導に基づく改善 小田原短大と文部科学省とのやり取りの中で、上記(２)ウの課題を確認のうえ、以下①②の課題解決策を提示し、改善を講じることを、令和７年６月に双方で確認した。 ①　「学習の手引き」と同じ文言の出題をしないこと ②　模範解答が記載されている「学習の手引き」の持ち込みを禁止すること ※　上記の過程及び結果は、文部科学省からの口頭指導や助言による。 **２　三幸学園が区内で運営する学校についての聴き取り内容** （１）東京未来大学福祉保育専門学校＜綾瀬＞ 幼稚園教諭の資格取得に関しては、通信教育課程を小田原短大で行っているため、上記１(３)と同様に改善済みとなっている。

	（２）東京未来大学＜千住曙町＞ 小田原短大とは別々の教育課程であり、上記１と同様の事実（模範解答と同一内容が試験で出題）はない。 **３　今後の方針** 文部科学省による口頭指導内容については、令和７年７月８日に三幸学園からの説明を受け、改善状況が確認できたため、引き続き連携を図っていく。 **【参考】足立区と三幸学園との主な連携事業（令和６年度）** （１）講座 ①　「ボールであそぼう！心と体を育む幼児のための運動遊び」 ②　介護ロボットの導入と、今後の介護の在り方を学ぶ講座 （２）イベント、企業連携 ①　大学生によるあだち未来スケッチ ACTION 発表 （地域活動に取り組む学生による活動発表） ②　大学生によるプレゼンテーション発表会 （足立ブランド認定企業を対象としたテーマに沿った企画） （３）三幸学園が運営する区内学校、保育園等 ①　東京未来大学 ②　東京未来大学福祉保育専門学校 ③　東京みらい中学校＜不登校特例校＞ ④　ぽけっとランド千住曙町、ぽけっとランド綾瀬＜認証保育所＞ ⑤　東京みらい児童発達支援センター （４）その他 ①　区の研修講師 ②　区の各種審議会委員

教　育　委　員　会　報　告

令和７年８月６日

件　　名	**就学前施設における災害等の備蓄の基本方針について**
所管部課名	子ども家庭部　子ども政策課 私立保育園課、幼稚園・地域保育課
内　　容	就学前施設の災害等における備蓄品調査を実施し、園児等を対象とした、一定期間（３日分以上）必要とされる備蓄に関する基本方針を作成した。 **１　就学前施設における災害備蓄調査結果（令和７年４月実施）** （１）備蓄物品の対応日数（園児及び職員分） ３日分以上の備蓄が、７割を超える施設種別がある一方で、３割程にとどまっている施設種別もあり、施設種別間で差が見られる。  （２）３日分の備蓄ができない理由（備蓄日数２日以下の施設が回答） ア　私立こども園と幼稚園では補助金がないことで、現状十分な備蓄がされておらず、充実のための資金不足が推察される。 イ　保管場所不足は、それぞれの施設種別で一定程度存在している。全体的には資金不足より、保管場所の確保が困難との回答の方が多い。 

２　就学前施設における災害等の備蓄の基本方針（Ｐ１０４）の主な内容

（１）備蓄品

災害時等において、就学前施設は保護者が園児のお迎えに来るまで預かる役割を担うことから、最低限備えておくべき備蓄品は①水②非常食（ミルク含む）③防臭袋（非常用トイレ）とし、それぞれ３日分備蓄することとする。

（２）備蓄場所

施設内に必要な量の備蓄品を保管することを基本とする。ただし、施設の規模等により保管が困難な場合は、２日目以降分の備蓄品は、災害時等に搬送可能な範囲で、事業者の関連施設（本部や近隣の園）や倉庫等への分散保管により対応するものとする。

※　３日分の保管場所が確保できないと回答した施設における対応はＰ１０５参照

３　各就学前施設への補助拡大

対象施設及び補助額を拡大する必要性があることから、第３回定例会で補正予算を計上し認められた場合、令和７年１０月以降に各就学前施設へ必要な補助金を支給する。

（１）対象施設と補助額（案）

	Ｒ６年度	Ｒ７年度(補正予算案)	Ｒ８年度以降
対象施設	私立保育園 公設民営保育園 区立認可外保育施設 認証保育所 小規模保育	私立保育園 公設民営保育園 区立認可外保育施設 認証保育所 小規模保育 【追加】家庭的保育 【追加】私立こども園 【追加】私立幼稚園	Ｒ７年度と同じ
補助額(園児１人あたり年額)	５００円	２，０００円	１，０００円

（２）令和７年度補正予算の想定規模

約３，２００万円

令和７年度は、備蓄項目での非常用トイレ(防臭袋)追加のほか、職員分も含めて各施設への備蓄充足を促す考えから、令和７年度に限り、園児１人あたりの補助額を２，０００円に増額したい。

就学前施設における災害等の備蓄の基本方針

就学前施設の園児及び職員を対象として、災害時等における都条例に基づく「企業等従業員の施設内待機及び児童等の安全確保の努力義務」等を踏まえ、一定期間（３日分以上）必要とされる備蓄に関する基本方針を以下のとおり示す。

１　基本的な考え方

（１）震災時等を想定したものとする。

（２）対象は、園児及び職員とする。

（３）３日分の備蓄食糧及び物品を用意する。

２　各施設の備蓄内容

災害時等において、就学前施設は保護者が園児のお迎えに来るまで預かる役割を担うことから、最低限備えておくべき備蓄品は以下のとおりとし、それぞれ３日分備蓄することとする。

（１）備蓄項目

備蓄項目	対象	１人あたりの必要量	具体例
水	園児	１日 1.5ﾘｯﾄﾙ×3 日分	
	職員	１日 3ﾘｯﾄﾙ×3 日分	
非常食	園児	３日分 ※アレルギー児配慮	<0～1 歳児>粉ミルク、白かゆ(離乳食)等 <1～5 歳児>アルファ化米、クラッカー等 ※量は、職員の半分程度
	職員		アルファ化米、クラッカー等
非常用ﾄｲﾚ（防臭袋）	園児	１人５回分×3 日分	
	職員		

（２）対象人数の考え方

施設別	園児の対象人数	職員の対象人数
認可保育所、小規模保育、保育ママ、認証保育所、区立認定こども園、区立認可外保育施設	定員または在籍児童数のいずれか多い方※1（4/1 時点）	職員配置の最も多い時間帯の人数
幼稚園 私立認定こども園	定員または在籍児童数のいずれか多い方※1（5/1 時点） （ただし、在籍児童数が定員の８割に満たない施設は、在籍児童数×1.2）	職員配置の最も多い時間帯の人数

※1 定員より在籍児童数が多い場合は、弾力化している施設

（３）備蓄場所

施設内に必要な量の備蓄品を保管することを基本とする。ただし、施設の規模等により保管が困難な場合は、２日目以降分の備蓄品は、災害時等に搬送可能な範囲で、事業者の関連施設（本部や近隣の園）または倉庫等への分散保管により対応するものとする。

３日分の保管場所が確保できないと回答した施設における対応

１　４月に実施にした就学前施設対象の災害備蓄調査

調査項目のうち、３日分の備蓄ができない理由として、「場所不足により確保困難」と回答した施設は、合計で７７施設であった。

施設	回答施設数	
	確保可能	場所不足により確保困難
私立・公設民営保育園(128 園)	１０８	２０
幼稚園･こども園(46 園)	３４	１２
認証保育所(33 園)	１９	１４
小規模保育(26 園)	１４	１２
保育ママ(86 事業者)	６７	１９
合計	２４２	７７

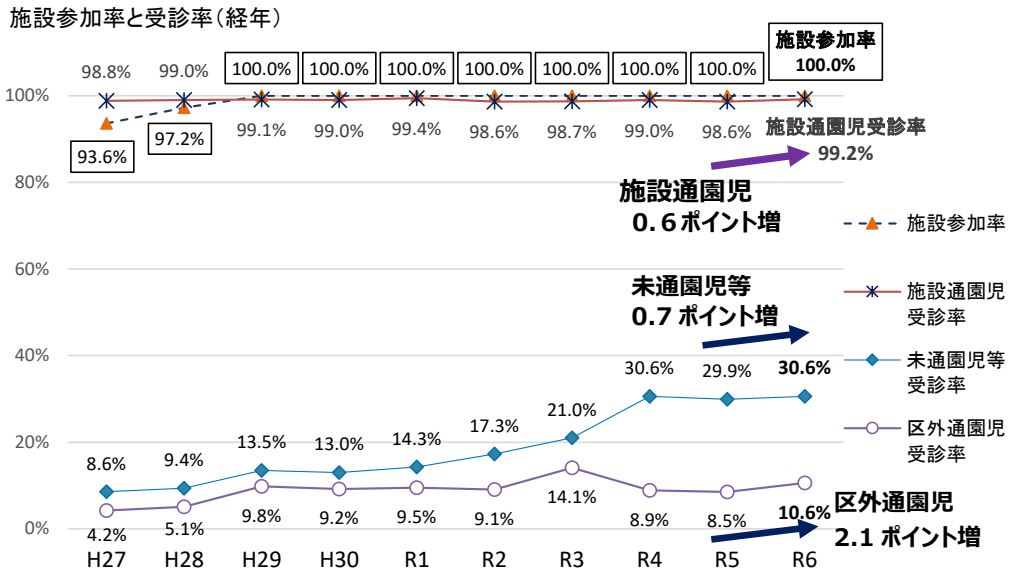
２　保管場所の確保策の協議結果

上記１の「場所不足により確保困難」と回答した７７施設に対し、個別に確保策の協議を行った結果、対応方法は以下のとおりである。

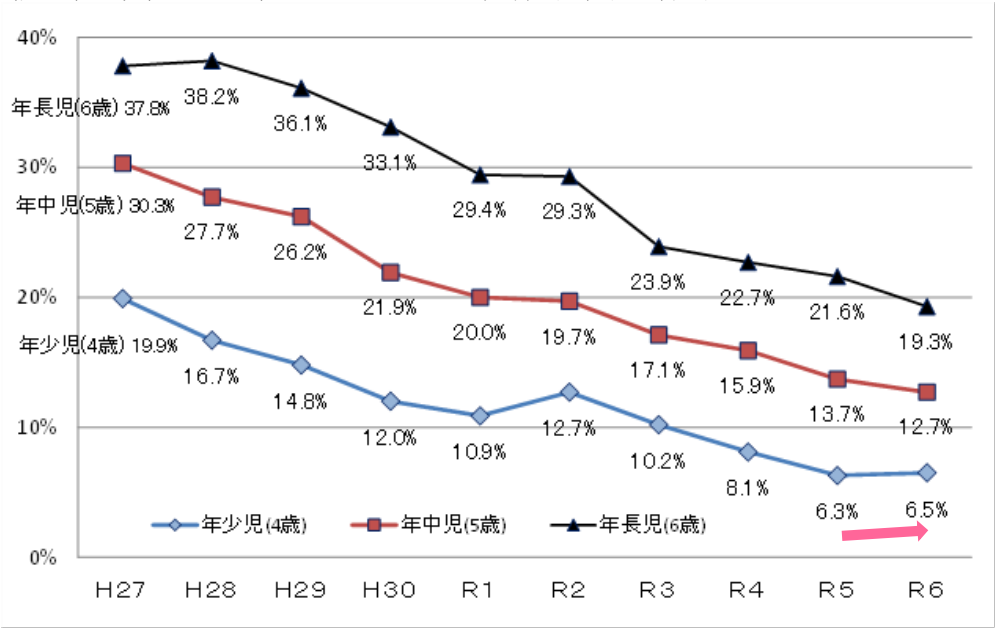
施設	対応方法	施設数	具体例
私立・公設民営保育園（20 園）	施設内・敷地内での保管	１６	①既存物品や保管場所の見直し ②園庭に保管倉庫を設置
	法人内の他施設での保管	1	①系列園での保管
	レンタル倉庫等での保管	3	①レンタル倉庫、②アパート一室
幼稚園・こども園（12 園）	施設内・敷地内での保管	１１	方針に基づく物量にて再検討した結果、施設内・敷地内で保管可能との判断に至った。
	協議継続	1	施設内における物品の整理など、備蓄品の保管場所を確保について協議を継続する。
認証保育所（14 園）	施設内・敷地内での保管	１４	方針に基づく物量にて再検討した結果、施設内・敷地内で保管可能との判断に至った。
小規模保育（12 園）	施設内・敷地内での保管	9	方針に基づく物量にて再検討した結果、施設内・敷地内で保管可能との判断に至った。
	施設内での一部保管	3	３施設とも備蓄品２日分は保管可
保育ママ（19 事業者）	施設内・敷地内での保管	１９	方針に基づく物量にて再検討した結果、施設内・敷地内で保管可能との判断に至った。

教　育　委　員　会　報　告

令和７年８月６日

件　　名	**令和６年度あだちっ子歯科健診の実施結果について**
所管部課名	子ども家庭部　子ども政策課 保育・入園課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課
内　　容	「足立区糖尿病対策アクションプラン２－歯科口腔保健対策－」の一環として、むし歯が増えやすい年少児（４歳）～年長児（６歳）全ての子どもを対象に「あだちっ子歯科健診」を実施し、むし歯予防及び早期の治療に繋げる取組を進めている。 令和６年度の結果について報告する（詳細は別添資料３参照）。 **１　施設参加率と健診受診率（図１）** **（１）参加率は８年連続１００％、受診率は微増** ア　全２１６施設実施、１３，２７５名受診 イ　施設通園児の受診率　９９．２％（前年比０．６ポイント増） ウ　未通園児等※の受診率３０．６％（前年比０．７ポイント増） 令和６年度は、新たに発達支援施設（１施設）に歯科医師が赴いて歯科健診を実施した。 ※　家庭保育又は認可外保育施設（認証保育所を除く）、企業主導型保育施設、児童発達支援センター等に通っている子どもを含む。区外通園児は除く。 （図１）施設参加率と健診受診率  **２　健診結果及び分析** **（１）乳歯にむし歯がある子どもの割合** 乳歯にむし歯がある子どもの割合は、４歳（年少児）を除き、前年度より減少している（図２）。

（図２）　乳歯にむし歯がある子どもの割合（処置歯も含む）



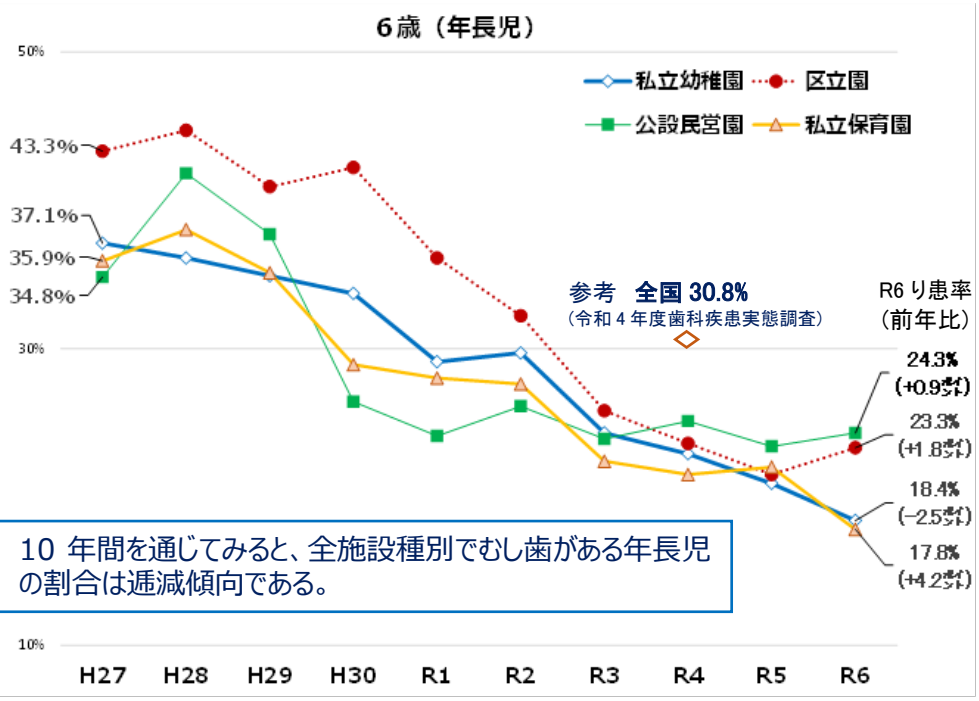
（２）　１０年間の成果と課題

平成２７年度～令和６年度の歯科健診結果の推移

ア　施設種別・むし歯がある６歳（年長児）の割合

全施設種別で「むし歯がある６歳（年長児）の割合」が減少したが、令和６年度は、区立園・公設民営園のむし歯り患率が増加に転じている。

（図３）　施設種別・むし歯がある６歳（年長児）の割合の推移

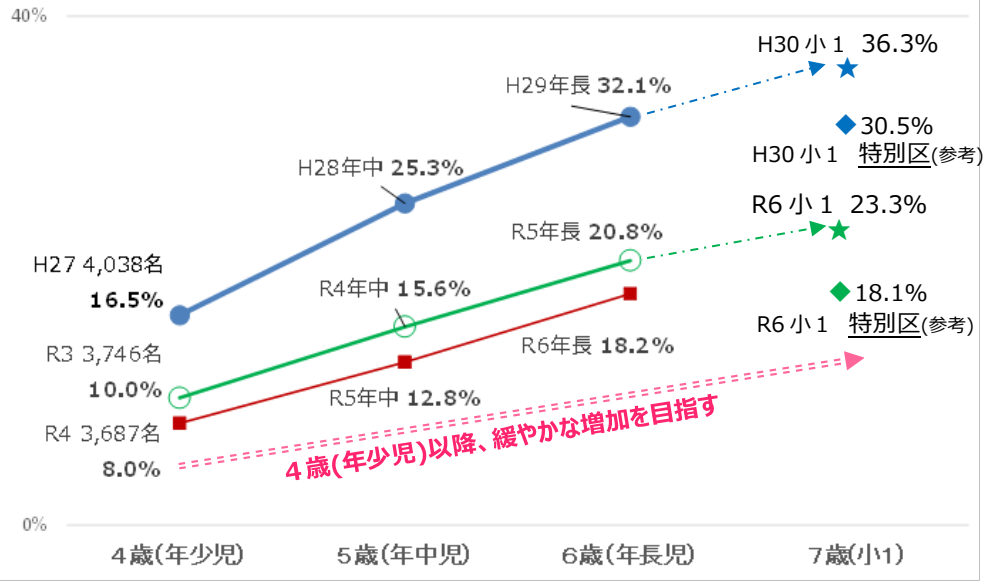


＜10年間の成果＞

区立園	−20.0 ポイント	公設民営園	−10.5 ポイント
私立幼稚園	−18.7 ポイント	私立保育園	−18.1 ポイント

イ　４歳(年少児)から６歳(年長児)のむし歯増加率は、平成２７年度より低下しているが、小学１年生で特別区平均には依然として届いていない。

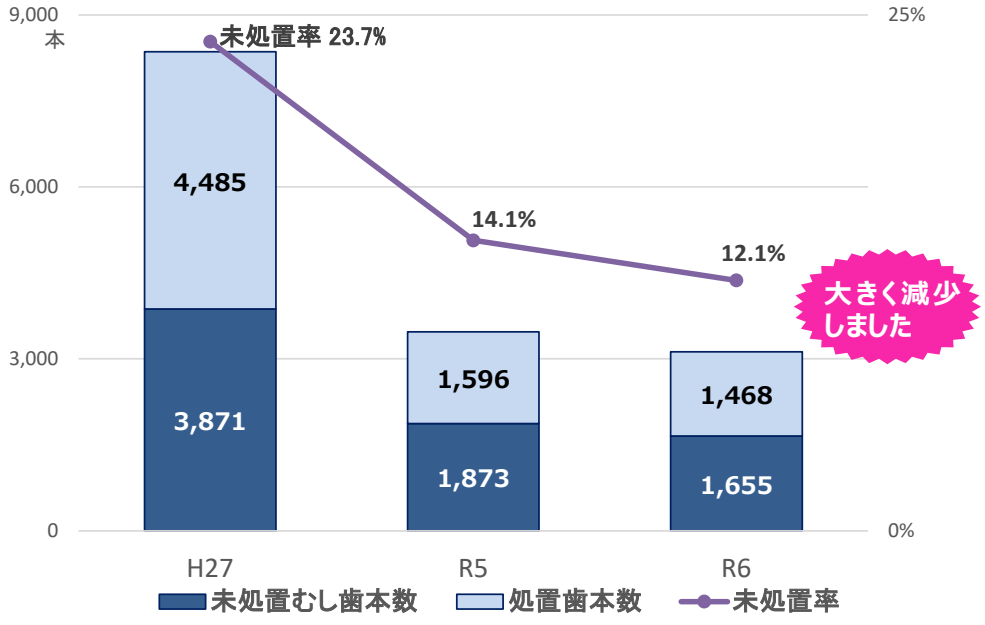
(図4)　３年間同一施設で受診した子どものむし歯り患率の推移　※参考 小１り患率



今後の強化ポイント①　4歳(年少児)から5歳(年中児)のむし歯増加を防ぐ

ウ　未処置のむし歯をもつ６歳(年長児)の割合は半減、本数は約６　割減少している。

(図5) 未処置のむし歯をもつ６歳(年長児)の割合と本数



今後の強化ポイント②　「むし歯は治療する」「新たなむし歯をつくらない」取組の推進

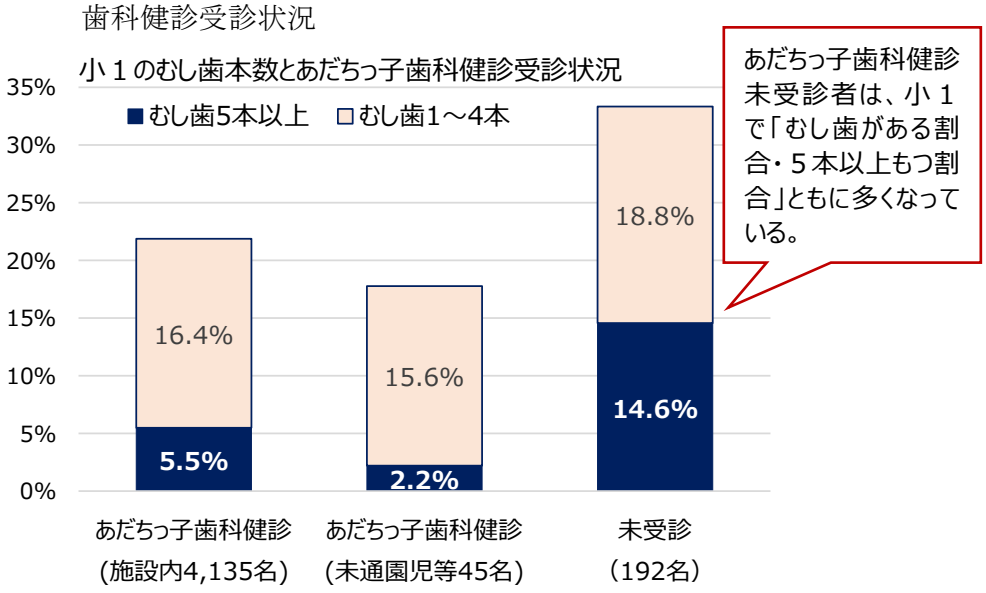
【参考】

（表１）むし歯がある小学１年生の割合

	R2	R3	R4	R5	R6
むし歯がある小学1年生の割合	33.1%	29.2%	27.6%	26.0%	**23.3%**
特別区順位	22 位	22 位	23 位 5 年ぶり	22 位	**２１位**

※　特別区別のむし歯がある小学１年生の割合は別添資料３Ｐ７参照

（図６）令和６年度小学１年生の乳歯のむし歯本数と令和５年度あだちっ子歯科健診受診状況



３　今後の取組

課題	対策
（１）４歳（年少児）から歯科口腔保健対策の強化 【子ども家庭部】	**ア　【新】「体験型リーフレット」による啓発** 「歯みがき習慣はレジリエンスの向上にも影響すること※1」「フッ化物配合歯みがき剤の使用方法」等、最新情報を盛り込んだ体験型リーフレットを作成・配付する。※1　第２期第１回 子どもの健康生活実態調査　報告書(概要版) **イ　【強化】教育・保育施設の取組を支援** **「年少児から給食後の歯みがき実施」**並びに、歯によいおやつ・よく噛む習慣づくりに取り組む教育・保育施設を増やす。 **ウ　園歯科医モデル事業(区立保育園７園)の拡充** 「あだちっ子・園歯科医モデル事業」の効果的な実施および事業評価を行い、令和９年度までの全園展開に向けて歯科医師会と調整を進めていく。

	（２）歯科健診結果のお知らせ（全員に配付）を見直す 【子ども家庭部】	**【見直し】 予防<新たなむし歯をつくらない>と治療<むし歯は治療する>の重要性が伝わる「結果のお知らせ」に変更する。** 合わせて、要治療児が提出する受診報告書に「受診しない理由」を記載する欄を設ける等、治療に繋がらない家庭への支援策を検討していく。
	（３）未通園児等の受診率向上を図る 【子ども家庭部】	あだちっ子歯科健診参加２年目を迎える発達支援施設を支援し、通園児の確実な受診に繋げる。 **【見直し】** 受診率向上を目指し、未通園児に送付する通知をよりわかりやすく変更する。
	（４）最初に生える永久歯の奥歯「６歳臼歯」のむし歯予防を強化 【衛生部】	ア　令和５年度に開始した「６歳児対象 フッ化物塗布事業」の利用率向上に取り組み、健全な６歳臼歯の育成並びに定期管理の推進を図る（R6 9.9%→R7 目標 15%）。 **【参考】** **定期的にフッ化物塗布を受けている年長児の割合 57.4%** （R6 年度 6歳臼歯健康教室保護者アンケート結果） イ　保健センター歯科衛生士による「６歳臼歯健康教室」において、「奥歯みがきと歯によいおやつ」をテーマに、歯みがき体験の実施並びに「10 日間チャレンジカード」を活用した習慣づくりに取り組む。

教　育　委　員　会　報　告

令和７年８月６日

件　　名	「第２期足立区子ども・子育て支援事業計画」の令和６年度実績について
所　管　部　課	子ども家庭部　子ども政策課

内　　容

「第２期足立区子ども・子育て支援事業計画」の令和６年度実績及び評価について、地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会にて意見聴取を行い、別添資料４のとおり施策評価表として取りまとめたので報告する。

１　評価の方法

	評価者（機関）	評価内容
１次評価	担当課	自己評価
２次評価	子ども家庭部	達成率、効果、方向性
３次評価	足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会含む）	外部評価

２　令和６年度施策毎の評価概要

（５点満点）

施策群１　家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む	令和５年度３次評価	令和６年度３次評価
【施策１－１】（別添資料４　P６参照） **子どもの心身の健全な発達の支援** （１）「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みは、子どもの良い生活習慣の定着につながっている。各家庭や園の意見を取り入れ、子どもの生活リズムの定着化を推進してほしい。 （２）「あだちはじめてえほん事業」では昨年度課題であった絵本の引換率が低い地域の１歳６か月児健診会場にて、絵本の直接配付を実施し、引き換え数の大幅改善を実現している。親子で絵本を楽しむ機会を提供し、読書習慣の定着支援をしてほしい。	３．０	４．０
	〈評価〉 成果指標の達成率が、令和５年度とほぼ同水準であったが、取り組みや方向性は評価できると判断し、 １．０ｐ増とした。	

【施策１－２】（別添資料４　P８参照） **就学前からの学びの基礎づくり** （１）実績値は目標に達していないが、継続的な各研修の実施により、幼保小連携活動の推進や教育・保育内容の質向上を図り、着実に子どもたちの基本的生活習慣の定着に繋げている。幼保小連携活動を推進し、小学校教育へつながる学びの基礎を作ってほしい。	５．０	４．０	**〈評価〉** 成果指標の達成率が令和５年度と比較して下回ったため、 １．０ｐ減とした。
【施策１－３】（別添資料４　P10 参照） **特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実** （１）個別支援計画の活用や保育者と専門職の連携によって、発達支援児の問題行動軽減や維持ができている。引き続き、保護者を含めて連携を行い、発達特性に応じた関わり方を確認しながら実施してほしい。	５．０	５．０	**〈評価〉** 成果指標の達成率が、令和５年度と同水準であったため、 同評価点とした。
【施策１－４】（別添資料４　P12 参照） **子どもが社会と関わる力を育むための成長支援** （１）大学との連携による新規講座等各プログラムや、ギャラクシティ 30 周年を迎えるにあたり様々な体験活動の提供は、参加した子どもたちの学びや可能性を伸ばす支えとなっている。子どものニーズを捉えつつ多様な体験活動の機会を提供してもらいたい。	５．０	４．０	**〈評価〉** 成果指標の達成率が令和５年度と比較して下回ったため、 １．０ｐ減とした。

（５点満点）

施策群２　妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える	令和５年度３次評価	令和６年度３次評価
【施策２－１】（別添資料４　P14 参照） 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実 （１）保育コンシェルジュは、年々相談人数が増加しており需要の高さが見て取れる。オンラインでも相談ができる利便性の高い環境を整備していることで、利用者も気軽に相談しやすく、高い満足度の維持につながっている。引き続き、保護者の不安を軽減し、安心して子育てができるよう一人ひとりに寄り添って相談に応じてほしい。	４．０	５．０
	〈評価〉 成果指標の達成率が令和５年度とほぼ同水準であったが、取り組みや方向性は評価できると判断し、 １．０ｐ増とした。	
【施策２－２】（別添資料４　P16 参照） 子育てと仕事の両立支援 （１）学童保育室の待機児解消にむけ、民設学童保育室の誘致により受け入れ可能数を増加させているが、依然として待機児童は一定数存在している。地域ごとの需要にあわせた学童保育室の整備等、総合的に居場所の確保を実施してほしい。 （２）世論調査結果をみると、自己表現や家事育児に対する責任について男女対等であると感じていない区民が未だに多いことがわかる。周知啓発を継続的に実施し、パートナー同士が責任を共有して積極的に家事・育児をする意識が定着するよう働きかけてほしい。	３．０	３．０
	〈評価〉 成果指標の達成率が、令和５年度と同水準であったため、 同評価点とした。	
【施策２－３】（別添資料４　P18 参照） 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止 （１）豆の木メールでの情報発信強化をしたうえで正規雇用者数が減少した事を考えると、情報の平易化、発信頻度の適切化等の工夫や、それ以外の方法も検討していく必要がある。正規雇用はひとり親家庭の経済的自立につながるため、就労支援事業の積極的な強化や就労・資格取得に関する新規講座等の実施により正規雇用者が増えることを期待する。	３．０	３．０
	〈評価〉 成果指標の達成率が、令和５年度と同水準であったため、 同評価点とした。	

【施策２－４】（別添資料４　P20 参照） **安全・安心に子育てのできる** **生活環境の整備** （１）パークイノベーション計画に基づくテーマのある公園整備や、遊具の日常点検等を滞りなく行い安全な遊具を維持していることが区民の満足度に現れている。今後も、地域や関係所属と連携し安全で安心して利用できる区民目線の公園整備を実施してほしい。	４．０	５．０	
	〈評価〉 **成果指標の達成率が、令和５年度と比較して上回ったため、** **１．０ｐ増とした。**		

３　外部委員による審議・調査結果

足立区地域保健福祉推進協議会(子ども支援専門部会含む)から特段の異議はなく、原案どおり了承された。

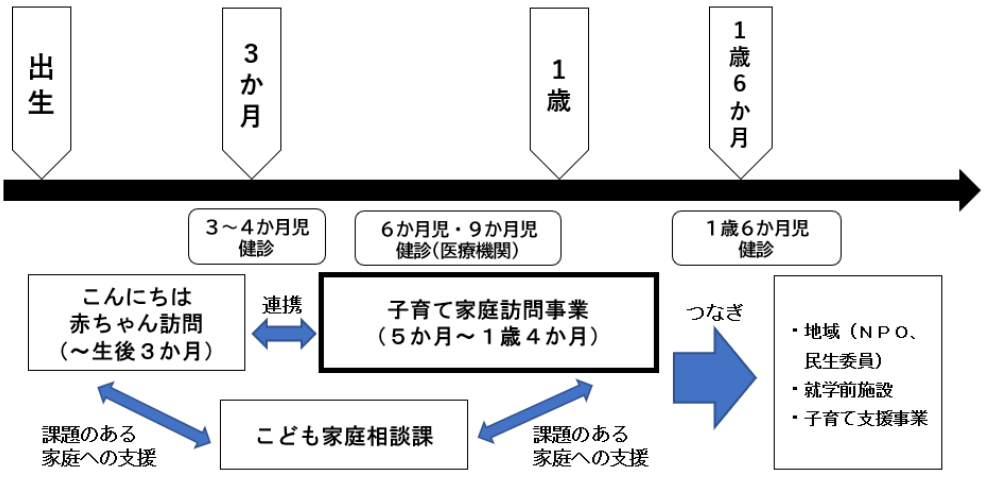
４　今後の方針

（１）第３期足立子ども・子育て支援事業計画の進捗管理をし、年度毎に各施策の実績を評価する。

（２）施策評価表については、議会報告後、区ホームページで公表予定

教　育　委　員　会　報　告

令和８年８月６日

件　　名	**令和７年１０月から新たに実施する子育て支援事業について**
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内　　容	**１　子育て家庭訪問事業** （１）目的 ア　出産後の悩みなどを継続的に相談できる仕組みを構築し、孤独・孤立を防止する。 イ　絵本等を配付し、訪問時に読み語りのノウハウを伝え、親子で読書を楽しむきっかけとし、親子の愛着形成につなげる。 （２）対象世帯 足立区に住所を有し、生後５か月から１歳４か月までの乳幼児を育てている全世帯（約４，０００世帯） （３）訪問頻度 １～２か月に１回程度訪問（最大１０回） （４）訪問の体制 区の会計年度任用職員（直営）と外部委託による混合方式 ア　直営 ①　訪問員として、会計年度任用職員（保育士等の有資格者）を６名採用する（９月１日付採用予定）。 ②　本庁舎、おおやたこども園及び鹿浜こども園の３か所を訪問の拠点とする（各拠点に２名配置予定）。 イ　外部委託 ①　訪問員は事業者が募集し、区が担当する以外の地区を訪問する。 ②　子育てや子どもと関わった経験を有する方を中心に確保し、研修によって業務の質を担保する。 （５）他事業との連携イメージ 

（６）配付する絵本等

絵本を中心に、２５種類を選定（Ｐ１１７「配付物一覧」参照）

ア　中央図書館、図書館サービスデザイン担当課の協力の下、区立図書館所蔵本を中心に選定。

イ　子育て分野の専門家や子育て関連のＮＰＯから意見を聴取

ウ　あだちはじめてえほん事業や東京都出産応援事業（赤ちゃんファースト）と重複しないよう調整

（７）配付方法

保護者は、訪問予約時に２５種類の中から希望する絵本等を１つ選択する（訪問予約及び絵本選択は、オンライン受付）。

※　１０回訪問した場合、１０種類を受け取ることが可能

２　子育て支援アプリ

（１）目的

子育て情報を集約し、対象世帯に効率的に情報を提供する。

（２）主な対象者

妊娠期から就学前までの子育て世帯

（３）主な提供機能

機能等	(旧)あんしん子育てナビ	(新)アプリ
予防接種スケジュール管理	○	○
健診・成長記録	○	○
プッシュ通知（年齢・エリア別）	×	○
子育てサービスやイベントなどのお知らせ（年齢・エリア別）	×	○
離乳食・アレルギーチェック管理 ※　今後、機能提供予定	×	○

（４）画面イメージ

Ｐ１１８「画面イメージ」参照

３　今後の方針

（１）子育て家庭訪問事業

ア　事業開始に向けて、受託事業者と業務内容を調整していく。

イ　事業を幅広く知ってもらうために、衛生部や中央図書館などの関係所管と連携し、ＰＲを行っていく。

（２）子育て支援アプリ

対象世帯がアプリをダウンロードし、利用してもらえるよう、衛生部などの関係所管と連携しながらＰＲを行っていく。

配付物一覧

	分類	タイトル	著者	出版社	金額（税込）
1	絵本	あっぷっぷ	申川 ひろたか／文	ひかりのくに	1,078円
2	絵本	ぺんぎんたいそう	齋藤 槇／さく	福音館書店	990円
3	絵本	そらまめくんこんにちは	なかや みわ／さく	小学館	935円
4	絵本	きゅっきゅっきゅっ	林 明子／さく	福音館書店	990円
5	絵本	おいし～い	口しづ ちひろ／さく	くもん出版	880円
6	絵本	おいもさんがね…	臼よた かずひこ／さく・え	童心社	990円
7	絵本	とらっく	石イロン・バートン／さく え	金の星社	935円
8	絵本	まる、しかく、さんかく改版	団ィック・ブルーナ／ぶん え	福音館書店	880円
9	絵本	どんぐりころちゃん	内なみ じゅんこ／作	口リス館	1,210円
10	絵本	はらぺこあおむしボードブック	皿リック・カール／さく	偕成社	990円
11	絵本	あそぼうよボードブック	レオ=レオニ／作	好学社	990円
12	絵本	ごろんご　ゆきだるまボードブック	臼むら しげる／さく	福音館書店	990円
13	絵本	おいちにのだーるまさん	口ばやし えみこ／文	福音館書店	880円
14	絵本	でんしゃ　くるかな？	古くち ちき／[作]	福音館書店	990円
15	絵本	ばいばい　またね	古とう わきこ／作絵	金の星社	935円
16	絵本	まり	谷川 俊太郎／文	クレヨンハウス	1,650円
17	絵本	かささして	日浦 太郎／さく・え	童心社	880円
18	絵本	アイアイ	相田 裕美／詞	ひさかたチャイルド	1,100円
19	絵本	パンダなりきりたいそう	口りやま さとし／作	講談社	1,100円
20	絵本	ぽんちんぱん	柿木原 政広／作	福音館書店	990円
21	知育玩具	ふわふわどっち？	accototo	ベネッセ	1,595円
22	知育玩具	あかちゃんすくすくおうたえほん	ベネッセ	ベネッセ	1,980円
23	知育玩具	ぬのひもえほん　しましまぐるぐる	学研プラス	学研プラス	1,980円
24	子育て関連書籍	一週間まとめて作りおき　かんたん！フリージング離乳食	太田　百合子／監修	ナツメ社	1,100円
25	子育て関連書籍	子育ての不安が消える魔法のことば	村上 里和／編	青春出版社	1,650円

画面イメージ



千住宿４００周年ロゴを掲載

各事業のお知らせを掲載可能

カテゴリ別で各事業を紹介
※　区ホームページのＵＲＬ
も掲載し情報をリンク

教　育　委　員　会　報　告

令和７年８月６日

件　　名	**子育て家庭訪問事業委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について**
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内　　容	子育て家庭訪問事業委託プロポーザル選定委員会における審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので報告する。 **１　業務名** 子育て家庭訪問事業運営委託 **２　業務目的** （１）出産後の悩みなどを継続的に相談できる仕組みを構築し、孤独・孤立を防止する。 （２）絵本等を配付し、訪問時に読み語りのノウハウを伝え、親子で読書を楽しむきっかけとし、親子の愛着形成につなげる。 **３　訪問対象世帯** 足立区に住所を有し、生後５か月から１歳４か月までの乳幼児育てている世帯（約４，０００世帯） **４　特定した相手方** （１）事業者名　株式会社パソナライフケア 代表者　　代表取締役社長　髙橋　康之 （２）所在地　　港区南青山三丁目１番３０号 （３）同様事業の受託実績 大田区初めての子育てみまもり訪問（令和６年６月～） **５　申込事業者数** ３事業者 **６　提案価格** ３９８，０４８，２００円（税込） **７　業務期間** 令和９年３月３１日まで ※　履行状況が良好な場合に限り、最長１回まで（令和１０年３月３１日まで）契約を更新することができる。

８　特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント

（１）対象世帯へ傾聴による寄り添いを最も重視している姿勢が、孤独・孤立の防止につながるため、高く評価した。

（２）訪問予約を数ステップで行える画面展開や、訪問日のリマインド機能があり、利用者に配慮したシステムである点を評価した。

９　特定までの経緯

（１）公募期間

令和７年４月１７日から同年５月１日まで

（２）選定委員会

ア　委員会開催状況

	開　催　日	内　容	審査事業者数
第１回	令和７年 ４月８日	選定方法や評価項目等の確認	－
第２回	令和７年 ６月２日	第一次選考（提案書提出者の選定：書類審査）	３事業者
第３回	令和７年 ７月２９日	第二次選考（事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング）	３事業者

イ　委員構成（計５名）

種　別	氏　名	役　職　等
学識経験者	飯泉　祐美子 【委員長】	帝京科学大学 教育人間科学部 幼児保育学科　学科長・教授
	佐々木　由美子	東京未来大学 こども心理学部 こども心理学科　教授
区　民	金子　真美	助産師
	髙橋　妙子	読み語りボランティアグループ代表
区職員	中村　明慶	教育長

ウ　審査項目及び審査結果

Ｐ１２２～１２３「子育て家庭訪問事業委託プロポーザル提案書提出者選定結果（第一次）及び提案書特定結果（第二次）」のとおり。

１０　今後のスケジュール

年　月	内　容
令和７年８月	契約候補者との仕様協議
令和７年９月上旬	委託契約締結
令和７年１０月	訪問開始

子育て家庭訪問事業委託プロポーザル提案書提出者選定結果（第一次）及び提案書特定結果（第二次）

1　提案書提出者選定結果（第一次）

項番	評価項目	評価の視点	指標	配点	A社	（株）パソナライフケア	C社
1	経営状況	経営基盤及び経営状況は良好か	①　資本金 ②　売上高 ③　財務諸表	１００	１００	６０	１００
2	専任性	管理者が当該業務に専念できる時間が十分あるか	①　管理者の資質 ②　手持ち業務量	７５	７５	６５	４０
3	組織体制	業務遂行体制は妥当か	①　従事予定者数 ②　技術協力の有無等	１２５	１１５	１０５	５５
4	経験値	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績	１２５	１２５	１２５	１２５
5	履行保証力	履行保証の面で心配がないか	自己資本比率	２５	２５	２５	２５
6	瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	賠償責任保険の加入の有無	２５	１５	１５	１５
7	地域精通度	対象エリア地域性を熟知しているか	近隣エリアにおける請負実績	２５	２５	２５	２５
8	（区内業者加点）	区内に本店のある業者　＋１０％			―	―	―
総　合　計				５００	４８０	４２０	３８５
選　定　結　果					選定	選定	選定

※　総合計３００点以上が選定対象。提案書提出者の選定（第一次）の点数は、提案書特定のための評価点（第二次）に加点しない。

2　提案書特定結果（第二次）

項番	評価項目	評価の視点	指標	配点	A社	（株）パソナライフケア	C社
1	業務の理解度	業務の理解度は十分か	業務実施方針内容の的確性	７５	５６	６６	６１
2	提案内容の的確性	業務の実施手順は妥当か	業務フロー・工程の妥当性	５０	３９	４５	４４
3		検討項目の内容は具体的で量も妥当か	主要検討事項の把握度及び具体性	５０	３７	４６	４４
4		訪問時に直接会える手法が担保されており、実現性があるか	業務手法の妥当性、実現性	７５	５６	６０	５８
5		当該業務に専任でき、時間は十分に確保されているか。また、従事者の質を担保するための取り組みが妥当か	人材の配置、研修カリキュラム（案）の妥当性	７５	５７	６２	６３
6		実施スケジュール等は明確で的確か	全体・業務スケジュールの的確性	２５	２２	２４	２３
7		事業構築におけるリスク最小化対策が現実的で妥当か	同種の業務実績、賠償責任保険	５０	４６	４８	４７
8	法令順守	個人情報保護対策が具体的か。その他法令順守について見識を持っているか	個人情報保護の方針、守秘義務等、法令順守への見識	２５	２０	２３	２３
9	コスト	コストは妥当か	提案見積価格	２５	１９	１９	２２
１０	信頼度	説明に説得力があり、論理的か	提案書とプレゼンテーションをふまえて評価	２０	１４	１９	１８
１１		質問に対し、明快かつ的確にこたえられているか		１５	１１	１４	１３
１２		資料作成力が備わっているか 分かり易い内容であったか	資料の正確性、作成能力	１５	１０	１３	１４
１３	（区内業者加点）	区内に本店があり対象業務区域が区内である＋５％、区内に本店があり対象業務区域が区外である＋４％、区内に支店があり対象業務区域が区内である＋３％、区内に支店があり対象業務区域が区外である＋２％			—	—	—
総　合　計				５００	３８７	４３９	４３０
特　定　結　果					非特定	特定	非特定

教　育　委　員　会　報　告

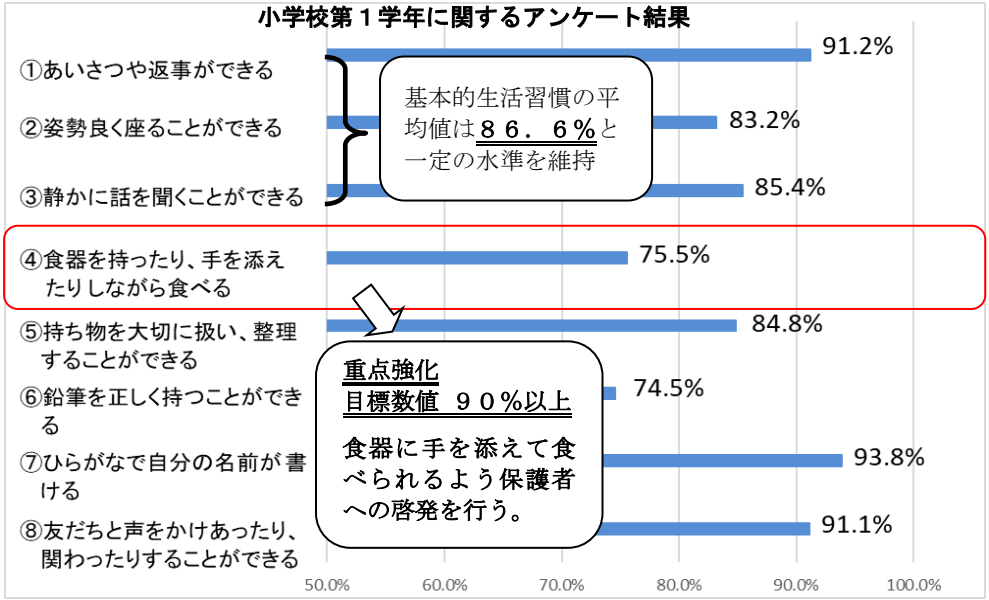
令和７年８月６日

件　　名	**令和６年度の幼保小連携活動について**
所管部課名	子ども家庭部子ども施設指導・支援課
内　　容	**１　「令和６年度　幼保小連携活動の実績報告」の配付について** **（１）主な内容（別添資料５　参照）** ア　連携活動の主な取組事例 イ　各ブロックの１年生アンケート結果 ウ　接続期教育研修 **（２）令和６年度活動報告のポイント** ア　小学校と園での連携活動の紹介 イ　アンケート結果を受けての課題と取組 ウ　接続期教育研修の内容と評価 **（３）配付先** 区立小学校　６７校 就学前教育・保育施設　２１６施設 **（４）配付予定時期** 令和７年９月下旬 **２　「小学校第１学年に関するアンケート」実施結果について** 令和６年度の事業結果を分析するために実施した「小学校第１学年に関するアンケート」の集計結果について、以下のとおり報告する。なお、本アンケートは平成２９年度から毎年質問項目を検討しながら、実施している。 **（１）目的** 小学校第１学年児童の現状を把握し、関係者間で共有することにより、連携活動や子どもたちへの指導・支援に活かす。 **（２）対象** 区立小学校１年生（全６７校　児童数４，４０２人） 担任教諭による見取りにより実施 **（３）実施時期** 令和７年４月

（４）結果概要（項目別経年表はＰ１２７資料を参照）

アンケート項目	令和７年度	前年度比較	全国の傾向*1
①あいさつや返事ができる	91.2%	↓ 4.6pt	87.1%
②姿勢良く座ることができる	83.2%	↓ 3.1pt	54.8%
③静かに話を聞くことができる	85.4%	↓ 1.9pt	76.3%
④食器を持ったり、手を添えたりしながら食べる	75.5%	↓ 4.2pt	72.5%
⑤持ち物を大切に扱い、整理することができる	84.8%	↓ 3.8pt	63.8%
⑥鉛筆を正しく持つことができる	74.5%	↓ 3.5pt	50.0%
⑦ひらがなで自分の名前が書ける	93.8%	↓ 1.5pt	98.6%
⑧友だちと声をかけあったり、関わったりすることができる	91.1%	- *2	70.0%

*1 出典 「ベネッセ教育総合研究所 速報版 幼児期から小学１年生の家庭教育調査」等
*2 令和７年度から項目追加のため、令和６年度実績なし



（５）分析

ア　教員と保育者の活動目的の認識の違いなどから、年度ごとに数値の変動がみられる。子どもの発達や指導方法だけでなく、連携活動の好事例も共有していく必要がある。

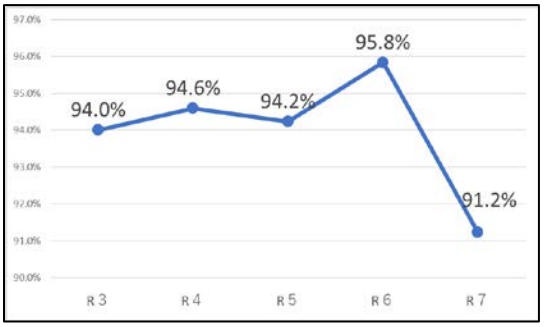
イ　特に数値が低い項目（食器を持ったり、手を添えて食べることや鉛筆を正しく持つこと）は、家庭内でも啓発する必要性がある。

	（６）今後の方針 ア　幼保小連携アドバイザーが連携活動の好事例を集約し、小学校と就学前施設へ共有していく。 イ　令和６年度に引続き、「④食器を持ったり、手を添えたりしながら食べる」ことを重点課題に定め、「概ね身についている」割合が９０％以上を目標に家庭内へ情報発信を行い、家庭でも取り組めるよう意識の向上を図っていく（令和１０年度まで）。

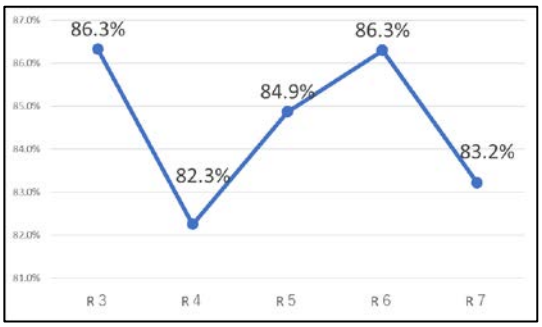
資料

小学校第１学年に関するアンケート 項目別経年表

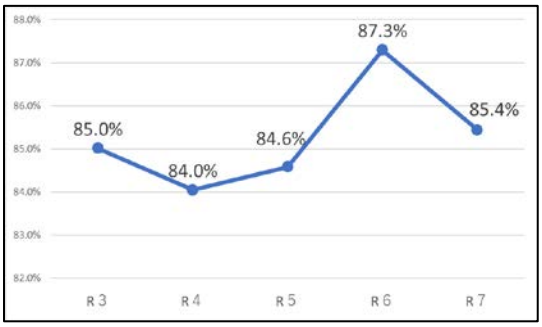
①あいさつや返事ができる



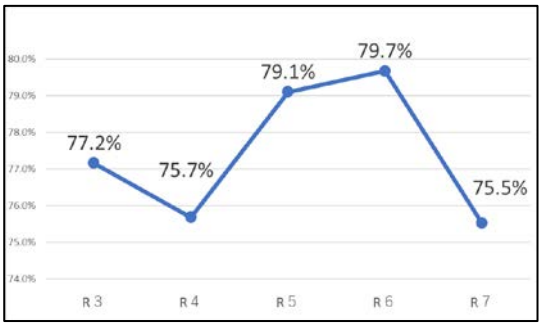
②姿勢良く座ることができる



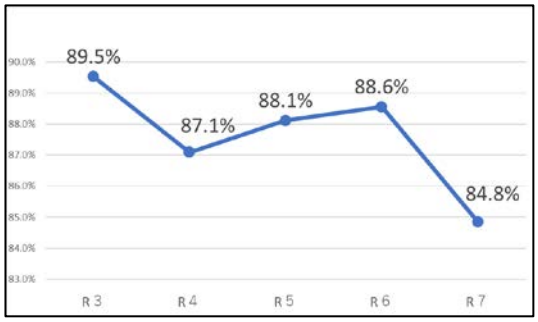
③静かに話を聞くことができる



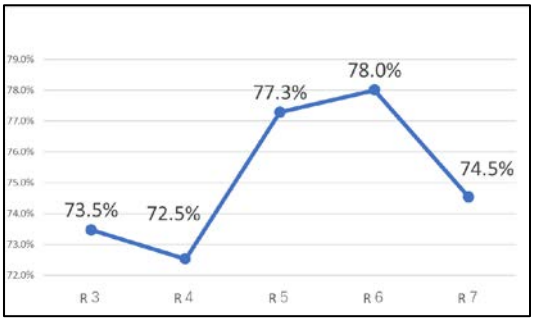
④食器を持ったり、手を添えたりしながら食べる



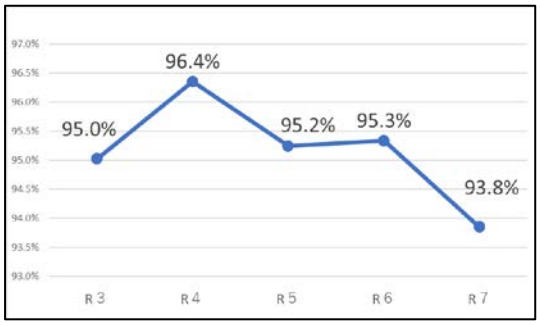
⑤持ち物を大切に扱い、整理することができる



⑥鉛筆を正しく持つことができる



⑦ひらがなで自分の名前が書ける



※　⑧「友だちと声をかけあったり、関わったりすることができる」は令和７年度から項目追加のため、未掲載

教　育　委　員　会　報　告

令和７年８月６日

件　　名	**小学校内学童保育室の整備について**
所管部課名	子ども家庭部学童保育課
内　　容	

１　校内学童保育室の整備について

第３回足立区議会定例会において、足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例を提出予定である。議決を得られた際には、令和８年４月開設に向けた事業者選定について、以下のとおり進めていく。

（１）対象校

小学校名	定員想定	開設年月日
鹿浜五色桜小	３０人	令和８年４月１日
保木間小	４０人	

（２）活用方法

余裕教室を改修せず、必要最小限の設備設置や備品購入を行い、令和８年４月１日開設を目指して整備していく。

（３）事業者選定

令和７年度に開設した栗島小、古千谷小内学童保育室と合わせて計４校についてプロポーザル形式による業務委託事業者選定を実施する。

２　今後の予定

時期	内容
令和７年９月	９月補正を計上し、議決を得られた際には、プロポーザルを実施
１０月～１２月	業務委託プロポーザル ①　選定委員会実施（３回） ②　４校についてそれぞれ事業者選定
１１月～	令和８年度学童保育室申請受付
令和８年１月	契約決定
１月～３月	開設準備期間 ①　運用について協議（学校及び事業者） ②　保護者向け入室説明会　等
２月	入室承認不承認通知発送
４月	学童保育室開室

	３　その他 （１）令和８年度待機児童数は、３０～６０人程度となる想定 ※　令和７年度に校内学童保育室（７０人）及び民設学童保育室（２７０人）を予定どおり整備した場合 （２）綾瀬地域の需要が見込まれるため、令和１１年秋以降、旧こども家庭支援センター等跡地に開設する公共施設内に、学童保育室のスペースを確保する予定

事業実施報告（７月）

行事名	実施日	会場	参加数
ジュニアリーダー研修会	6 日（日）	ギャラクシティ	20 人
めざせキャンプの達人	6 日（日）	宮城ゆうゆう公園	21 人
ジュニアリーダースーパー研修会	13 日（日）	梅田地域学習センター	37 人
あだち日曜教室	13 日（日）	梅田地域学習センター	30 人
科学体験講座	13 日（日）、19 日（土）、20 日（日）	ギャラクシティ	51 人
ジュニアリーダー研修会宿泊キャンプ事前説明会（中学生・小 6 対象）	27 日（日）	梅島第一小学校	183 人

事業実施予定（８月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
親子科学体験講座	9 日（土）、10 日（日）、17 日（日）	ギャラクシティ	80 人
あだち日曜教室	10 日（日）	梅田地域学習センター	37 人
ジュニアリーダー研修会宿泊キャンプ（中学生・小 6 対象）	11 日（月）～13 日（水）	国立中央青少年交流の家	120 人
親子で体験！ボードゲームで学ぶ「自分にとってのHAPPY　LIFE とお金の関係」	16 日（土）	生涯学習センター	40 人
ジュニアリーダースーパー研修会	17 日（日）	ギャラクシティ	51 人
体験！１日大学生	23 日（土）	帝京科学大学	80 人
enjoy 夢の体験教室	23 日（土）	帝京科学大学	100 人
科学・ものづくり体験教室	1 日（金）～31 日（日） ※　2 日は対面式の講座を実施	各家庭（オンライン配信） ※　2 日は東京電機大学で実施	190 人

事業実施予定（９月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
あだち日曜教室	14 日（日）	梅田地域学習センター	37 人
親子体験キャンプ	14 日（日）	舎人公園	60 人
親子科学体験講座	14 日（日）、21 日（日）	ギャラクシティ	60 人
大学で学ぶグラフィックプログラミング教室	27 日（土）	東京電機大学	15 人
ジュニアリーダー研修会宿泊キャンプ事後研修会（中学生・小６対象）	28 日（日）	弥生小学校	240 人

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和７年８月６日

件　　名	**令和８年４月入所保育施設入園申請の受付について**
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課
内　　容	**１　入園申請案内** ア　配布開始日 令和７年１０月２４日（金）から イ　配布場所 保育・入園課、足立福祉事務所各福祉課（千住・東部・西部・北部）、区立・私立認可保育所及び区立認定こども園 **２　申請受付期間** 令和７年１１月１８日（火）～１２月３日（水）

受付場所・方法	○…受付可 △…一部可 ×…受付不可			備　考
	平日	土	日	
オンライン申請	○	○	○	２４時間受付
保育・入園課窓口 (中央館3階)	○	×	△	午前８時３０分から 午後５時まで受付

※　日曜日は、１１月２３日（日）の休日開庁日のみ（午前９時から午後４時まで)、北館１階の臨時窓口で受付

３　スケジュール

令和７年１０月２４日（金）　入園申請案内の配布開始
１１月上旬　施設・年齢毎の募集人数公開
１１月１８日（火）　入園申請の受付開始
１２月　３日（水）　入園申請の受付締切
令和８年　２月上旬　結果通知の発送

４　今後の対応

入園申請の受付について、あだち広報１０月２５日号に案内記事を掲載するほか、足立区ホームページでも周知を図る。

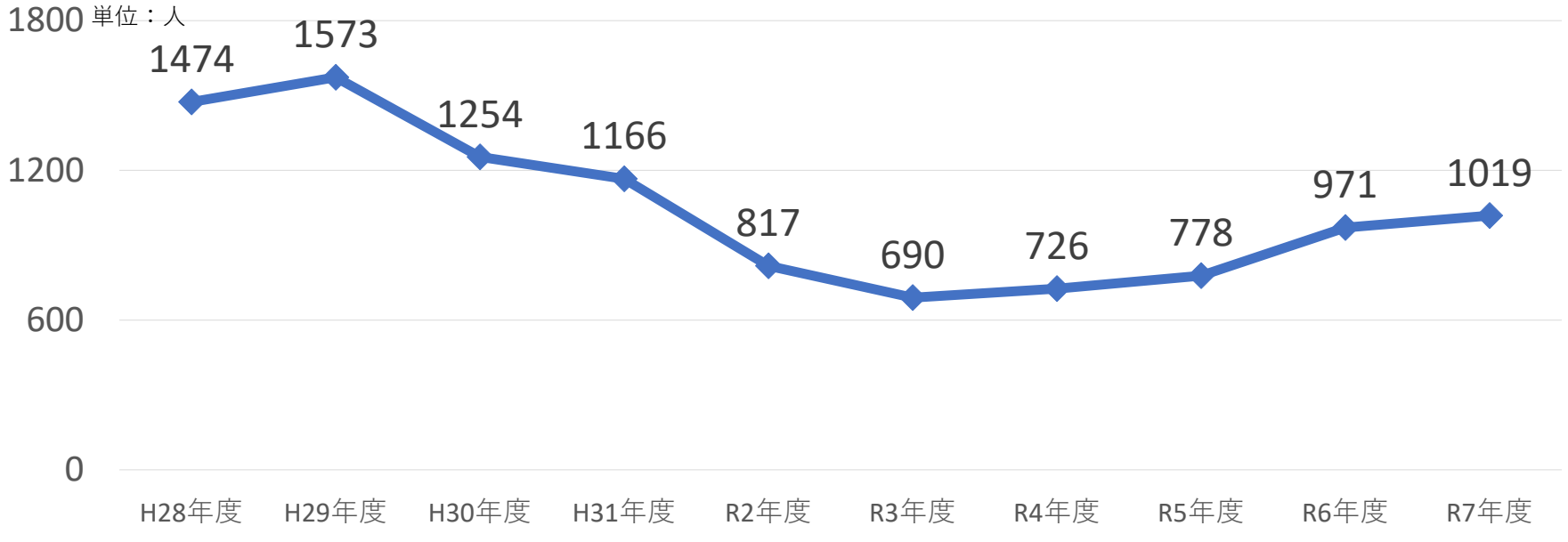
【参考資料】他区の受託児童の入所調整方法

	申し込みできる年齢及び時期						非在勤、非在学者	指数調整	その他の申し込み制限
	0歳		1歳		2歳				
足立	○	4月～	○	4月～	○	4月～	○	あり	・区立認定こども園、青井おひさま保育園、新田おひさま保育園は申請不可
葛飾	○	4月3次～	○	4月3次～	○	4月3次～	○	あり	・空きがある場合のみ。 ・父母のいずれかが求職活動の場合は不可
渋谷	私立園○ 区立園△	私立4月2次～	私立園○ 区立園△	私立4月2次～	私立園○ 区立園△	私立4月2次～	△	―	・区立園は在勤無しは全年齢申請不可 ・在勤有は０～２歳は１０月募集以降 ・認定こども園、区立保育室、居宅訪問型保育事業、区立幼保一元化施設の申込不可
豊島	私立園○ 区立園× 地域型×	私立4月3次～	×	-	私立園○ 区立園× 地域型×	私立4月3次～	○	―	・区民の利用調整後空きがある場合のみ。年度をまたいでの在籍不可のため、年度ごとに入園申込が必要。
文京	地域型× その他○	区立園・新規開設園：10月～区内在勤・在学者に限る 私立園：4月～制限なし。	地域型× その他○	区立園・新規開設園：10月～区内在勤・在学者に限る 私立園：4月～制限なし。	地域型× その他○	区立園・新規開設園：10月～区内在勤・在学者に限る 私立園：4月～制限なし	△	―	・0～1歳児クラスの在園期間は年度末まで。
練馬	私立園○ 区立園△ 地域型○	私立園：10月～ 区立園：10月～ 地域型：4月～	私立園○ 区立園△ 地域型○	私立園：10月～ 区立園：10月～ 地域型：4月～	私立園○ 区立園△ 地域型○	私立園：10月～ 区立園：10月～ 地域型：4月～	△	あり	・区立園は在勤（在学）者に限る。
新宿	区立園△ 私立園○ 地域型×	区立園：11月～区内在勤・在学者に限る 私立園：11月～制限なし	区立園△ 私立園○ 地域型×	区立園：11月～区内在勤・在学者に限る 私立園：11月～制限なし	区立園△ 私立園○ 地域型×	区立園：11月～区内在勤・在学者に限る 私立園：11月～制限なし	△	あり	・里帰り出産のため親族宅から通園する場合は通年で可（地域型を除く）
江戸川	○	4月最終調整～	○	4月最終調整～	○	4月最終調整～	△	あり	・隣接住所地在住、区内在勤者、里帰り出産（出産月及び前後2カ月の計5カ月）に限り申請可
杉並	私立園○ 区立園× 地域型×	私立園：4月～	私立園○ 区立園× 地域型×	私立園：4月～	私立園○ 区立園× 地域型×	私立園：4月～	×	あり	・在勤（在学）・里帰り出産に限る。 ・保護者のいずれかが求職活動の場合は申請不可 ・空きがある場合のみ申請可
目黒	公立・事業所内・家庭福祉員は× 私立・小規模は△	在勤・在学者：4月～ 通過者：4月2次利用調整～	公立・事業所内・家庭福祉員は× 私立・小規模は△	在勤・在学者：4月～ 通過者：4月2次利用調整～	公立・事業所内・家庭福祉員は× 私立・小規模は△	在勤・在学者：4月～ 通過者：4月2次利用調整～	△	あり	・在勤・在学及び通過者に限る。 ・認定こども園は区内在住者のみ。
世田谷	△	4月～	△	5月～	△	5月～	△	あり	・0歳児：在勤者は１次から申込可 ・0歳児：通過者は２次から申込可
荒川	△	4月～	△	4月～	△	4月～	×	あり	・0～3歳児：在勤（在学）者のみ申請可 ・区民の利用調整後空きが２枠以上ある場合のみ。
板橋	私立園○ 区立園△ 地域型○	私立園：5月～ 区立園：10月～ 地域型：5月～	私立園○ 区立園△ 地域型○	私立園：5月～ 区立園：10月～ 地域型：5月～	私立園○ 区立園△ 地域型○	私立園：5月～ 区立園：10月～ 地域型：5月～	△	あり	・区立園は在勤者に限る。 ・家庭福祉員、ベビールームへの申込は不可
墨田	△	5月～	△	5月～	△	5月～	×	あり	・区内在勤者に限る。
港	△	10月～	△	10月～	△	10月～	×	あり	・区内在勤者に限る。 ・希望園に2名以上の空きがない場合は、利用調整の対象にならない。
台東	△	公立・公設民営・ことぶきこども園・たいとうこども園：10月～ 私立・はぐはぐキッズこども園東上野・忍岡こども園：5月～	△	4月～	△	4月～	×	なし	・区内在勤者のみ ・区民の利用調整終了後、空きが2枠以上ある場合のみ利用調整の対象 ・石浜橋場こども園、喜多上の保育室は全年齢通年で申込不可
江東	△	10月～	△	10月～	△	10月～	×	あり	・在勤者以外、または育休中（復職予定を除く）の場合は全年齢で申込不可
大田	△	10月～	△	10月～	△	10月～	×	あり	・0～2歳児は区内在勤・在学に限る。
品川	△	10月～	△	10月～	△	10月～	×	一部調整指数の適用なし	・保護者のいずれかが区内在勤に限り申請可
中央	×	-	×	-	×	-	×	―	・区内在勤・在学、里帰り出産の場合に限る。
千代田	×	-	認可等　△ 地域型等×	4月～ -	認可等　△ 地域型等×	4月～ -	×	―	・1～5歳児は在勤・在学者のみ申込可で、区内で週3日以上かつ1日4時間以上就労就学が必要 ・区立園の定員枠の残り1枠は区民枠のため、在勤・在学者は2名以上の空きがある場合に限り選考対象となる。
中野	×	-	×	-	×	-	×	あり	・「認定こども園みずのとう」のみ０～２歳児申込可 ・「徳田保育園」は練馬区民のみ０～２歳申込可
北	×	-	×	-	私立園△ 区立園×	私立4月2次～	×	―	・都外在住は全年齢申請不可 ・２歳児の私立園は２歳児までの保育園のみ申請可（一部保育園を除く） ・区民の利用調整後空きがある場合のみ。

【令和8年4月入所より】

足立	△	4月～	△	4月～	△	4月～	△	あり	・区立認定こども園、青井おひさま保育園、新田おひさま保育園は申請不可 ・0歳～2歳は在勤在学者のみ申請可

【参考資料2】第一次不承諾者数の推移



教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和７年８月６日

件　　名	**あだちこどもフェスタの実施結果について**
所管部課名	子ども家庭部幼稚園・地域保育課
内　　容	足立区私立幼稚園協会との共催により実施した、子育て世帯に向けたイベントについて報告する。 **１　イベント名** あだち　こども　フェスタ **２　目的** 保護者が安心して幼稚園に子どもを預けられるよう幼稚園の魅力や特色を広く紹介し、子育て世帯の育児不安の軽減や働きながら安心して子育てできる環境づくりを推進することにつなげる。 **３　対象者** （１）足立区の幼稚園に在園中又は通園希望のある児童及び保護者 （２）教職を目指す学生や幼稚園教諭資格取得者 **４　日時・会場** （１）日時 令和７年６月１４日（土）午前１０時３０分～午後２時３０分 （２）会場 庁舎ホール、アトリウム、区政情報課前２階ロビー **５　来場者数** 延べ約２，５００人 ※　前回は令和６年６月２９日（土）に庁舎ホールのみで開催し、延べ約１，５００人が来場した。 **６　主な内容** （１）私立幼稚園（２４／４６園）、企業によるブース出展（計２４ブース）、幼稚園教諭によるステージパフォーマンス （２）タレント（体操インストラクター）による親子向けのステージ **７　来場者の声** （１）各幼稚園の出し物が充実しており、ステージショーも楽しかった。 （２）昨年より会場が広く、ブースも分散していたので、混雑が緩和されていた。 **８　ＰＲ方法** あだち広報５月２５日号、区ホームページ、X、フェイスブック、豆の木メール、私立幼稚園協会インスタグラム、私立幼稚園・幼稚園教諭養成校（大学、短大、専門学校）へのチラシ配布

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和７年８月６日

<table>
<tr><td>件　　名</td><td>令和８年４月入室学童保育室入室申請の受付について</td></tr>
<tr><td>所管部課名</td><td>子ども家庭部学童保育課</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td>
１　入室申請案内

（１）配布開始日

令和７年１０月２０日（月）から

（２）配布場所

学童保育課、各学童保育室

２　申請受付期間

令和７年１１月４日（火）～１１月２５日（火）

<table>
<tr><td rowspan="2">受付場所・方法</td><td colspan="3">○…受付可
△…一部可
×…受付不可</td><td rowspan="2">備　考</td></tr>
<tr><td>平日</td><td>土</td><td>日</td></tr>
<tr><td>オンライン申請</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>２４時間受付</td></tr>
<tr><td>第一希望の
学童保育室</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>午後１時３０分から
午後６時まで受付</td></tr>
<tr><td>学童保育課窓口
（南館３階）</td><td>○</td><td>×</td><td>△</td><td>午前８時３０分から
午後５時まで受付</td></tr>
</table>
※　日曜日は１１月２３日（日）の休日開庁日のみ（午前９時から午後４時まで）、中央館１階アトリウムの臨時窓口で受付

３　スケジュール

令和７年１０月２０日（月）　入室申請案内の配布開始

１１月　４日（火）　入室申請の受付開始

１１月２５日（火）　入室申請の受付締切

令和８年　２月中旬　結果通知の発送

４　今後の対応

入室申請の受付について、あだち広報１０月１０日号に案内記事を掲載するほか、足立区ホームページでも周知を図る。
</td></tr>
</table>

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告(7月)

行事名	実施日	会場	参加者数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会	7/2(水) 7/22(火)	東和地域学習センター 舎人小学校	40 人 55 人
あだち放課後子ども教室　安全管理員研修 「子どもとの接し方」(動画視聴) ※　安全管理講習会終了後、同会場で実施			
あだち放課後子ども教室実行委員会	7/2(水)～7/23(水)	弘道第一小学校　他	20 校
おりがみサポーター交流会　I	7/8(火)	生涯学習センター	29 人
スポーツ指導者スキルアップ講習会 子どもの運動あそび指導	7/12(土)	生涯学習センター	25 人
子どもの未来応援アウトリーチコンサート 六町ミュージアム・フローラ ※　2 回公演	7/15(火)	六町ミュージアム・フローラ	①12 人 ②20 人
読み語りキャラバン in あやせ保育園 ※　2 部制	7/17(木)	あやせ保育園	①32 人 ②74 人

事業実施予定(8月)

行事名	実施日	会場	予定人数
足立ジュニア吹奏楽団　派遣演奏 足立東部地区少年軟式野球大会総合開会式	8/17(日)	中川公園	37 人
足立ジュニア吹奏楽団　夏合宿	8/23(土)～8/25(月)	日光林間学園	37 人
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会	8/26(火)	花畑小学校	70 人
あだち放課後子ども教室　安全管理員研修 「子どもとの接し方」(動画視聴) ※　安全管理講習会終了後、同会場で実施			